

丹南の健康福祉

(平成21年度実績)



① 丹南健康福祉センター

② 丹南健康福祉センター武生福祉保健部

福井県丹南健康福祉センター

目 次

I 丹南健康福祉センターの概要

- 1 管内の状況
 - (1) 管内の概況 1
- 2 沿革 3
- 3 組織機構
 - (1) 組織 5
 - (2) 事務分掌 6
 - (3) 職員配置表（課別職種別） 7
- 4 健康・福祉相談日程 7

II 衛生統計 8

III 生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現

- 1 子どもが健やかに生まれ育つことができる社会づくり
 - (1) 児童福祉 11
 - (2) 母子・父子・寡婦福祉 16
 - (3) 女性福祉 17
- 2 自立と社会参加の促進
 - (1) 生活保護 19
 - (2) 福祉のまちづくり 21
 - (3) 障害者福祉 22
 - (4) 介護保険 27

IV 生涯を通じた健康づくり

1 栄養・健康づくり

- (1) 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (2) 児童生徒の喫煙防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

2 多様な保健サービスの提供

- (1) 母子保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (2) 歯科保健対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- (3) 結核予防・対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- (4) 感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (5) 難病対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- (6) 精神障害者保健福祉・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- (7) 石綿（アスベスト）対策・・・・・・・・・・・・ 71
- (8) がん予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- (9) 食品衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- (10) 生活衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

3 質の高い医療提供体制の確立

- (1) 医務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- (2) 薬務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

V 環境と調和した社会づくり

1 大気、水環境等保全対策の推進

- (1) 環境保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
- (2) 環境異常時対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
- (3) 苦情処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

2	廃棄物対策の推進	
	(1) 一般廃棄物	90
	(2) 産業廃棄物	91
	(3) その他の廃棄物対策業務	91
3	快適な生活環境の実現	
	(1) 動物愛護管理行政	93

VI 地域活動の支援

1	地域支援業務	
	(1) 地域保健・福祉・環境衛生関係職員等研修事業	95
	(2) 医師臨床研修・学生指導	98
2	社会福祉施設等指導監査業務	99

* 丹南の健康福祉における表の数値の表示について

平成18年2月1日の市町村合併により、旧越廼村・旧清水町が福井健康福祉センターの所管となりましたので、表について平成17年度以前の管内の合計数には、旧越廼村・旧清水町を含んでいます。

統計表中の数値は、四捨五入している場合があります、割合を合計したときに100%にならない場合があります。

I 丹南健康福祉センターの概要

1 管内の状況

平成12年4月1日から保健・医療と福祉サービスを一体的に提供する地域の総合的専門的機関として一層の機能強化を図るとともに、保健・福祉分野の主たる実施主体である市町村に対し総合的支援機能を充実・強化するため、南越・丹生両福祉事務所と丹南保健所を組織統合し丹南健康福祉センターとして発足しました。

平成17年1月に南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足し、同年2月に朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足しました。さらに、同年10月に武生市と今立町が合併し、越前市が発足し、平成18年2月に越廼村、清水町が福井市に吸収合併されたため、越廼村および清水町については福井健康福祉センターに移管されました。

(1) 管内の概況

- ア 所管市町 2市（鯖江市・越前市）、3町（池田町・南越前町・越前町）を所管しています。
- イ 面積・人口 管内人口は192,160人で福井県全体の812,479人に対して約23.7%を占めています。管内人口の約80%が鯖江・越前の両市に集中し、池田町、越前町などの山間、海岸部では人口が著しく減少しています。
管内面積は、1,007.02km²で県全体の4,189.54km²に対して約24%を占めています。
- ウ 自然・交通 中央南北に日野川が流れ、その流域の平野部と東西の山間部からなっています。池田町、南越前町などの山間部は県内有数の豪雪地帯であり、また、中央南北に北陸本線、北陸自動車道が走り、福井・関西へのアクセスは良好です。
- エ 産 業 鯖江市・越前市では電気、機械、眼鏡、繊維などの産業が集積し、また越前漆器、和紙、陶器、打刃物等の伝統的産業が盛んです。

オ 管内の市町別人口、面積等

市町名	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人 口			人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女	
鯖江市	84.75	21,183	67,512	32,515	34,997	796.6
越前市	230.75	27,992	85,640	41,637	44,003	371.13
池田町	194.72	1,011	3,121	1,491	1,630	16.02
南越前町	343.84	3,475	11,628	5,517	6,111	33.81
越前町	152.96	6,712	23,149	11,076	12,073	151.34
管内計	1,007.02	60,373	191,050	92,236	98,814	189.71
福井県	4,189.54	275,759	808,589	391,116	417,473	193.00

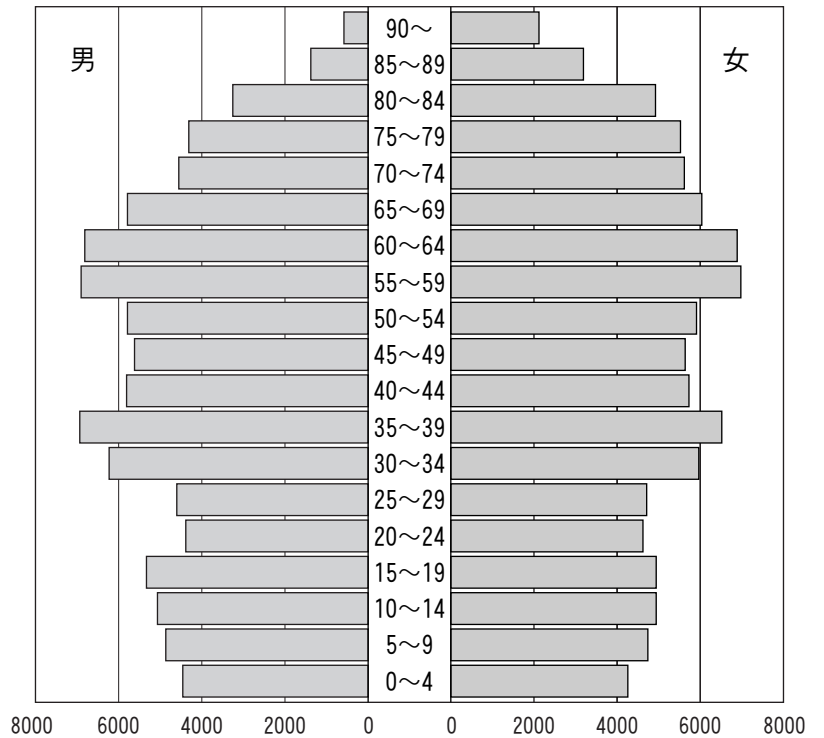
※面積：(H21.10.1現在)国土交通省国土地理院より

世帯数、人口：(福井県の推計人口 H21.10.1現在)県政策統計課より

カ 5歳階級別・男女別ピラミッド

H21.10.1

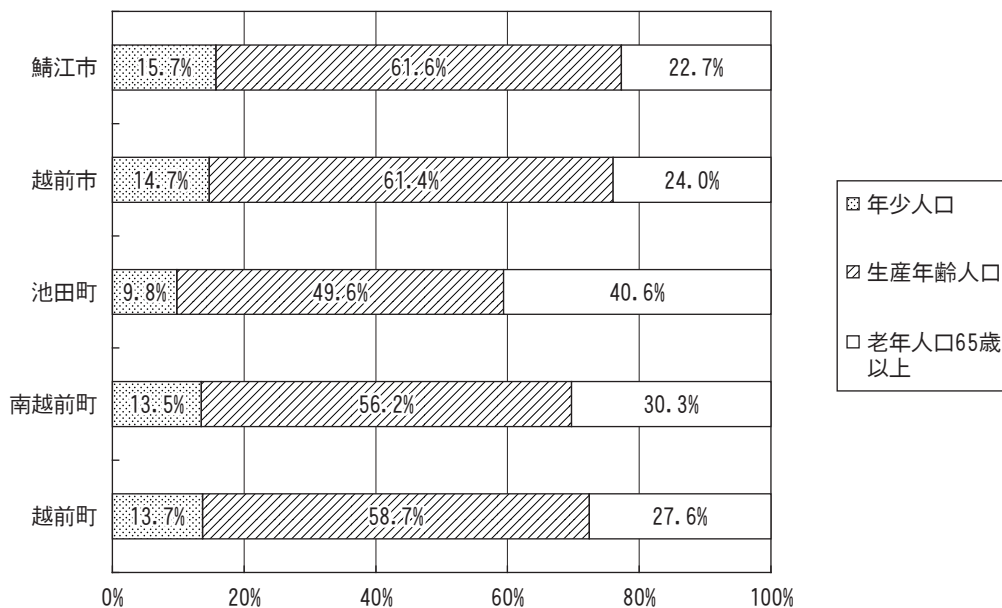
年齢	総数	男	女
0～4	8,704	4,464	4,240
5～9	9,539	4,811	4,728
10～14	10,006	5,105	4,901
15～19	10,137	5,230	4,907
20～24	8,935	4,335	4,600
25～29	9,210	4,536	4,674
30～34	12,170	6,210	5,960
35～39	13,440	6,960	6,480
40～44	11,557	5,834	5,723
45～49	11,209	5,579	5,630
50～54	11,680	5,763	5,917
55～59	13,811	6,868	6,943
60～64	13,616	6,767	6,849
65～69	11,793	5,733	6,060
70～74	10,164	4,551	5,613
75～79	9,787	4,308	5,479
80～84	8,115	3,253	4,862
85～89	4,492	1,362	3,130
90～	2,671	558	2,113
合計	191,050	92,236	98,814



注)年齢不詳男女計14人、男9人、女5人を計に含む。
 ※(福井県の推計人口 H21.10.1現在) 県政策統計課より

キ 年齢三区分別人口構成割合

H21.10.1



※(福井県の推計人口 H21.10.1現在) 県政策統計課より

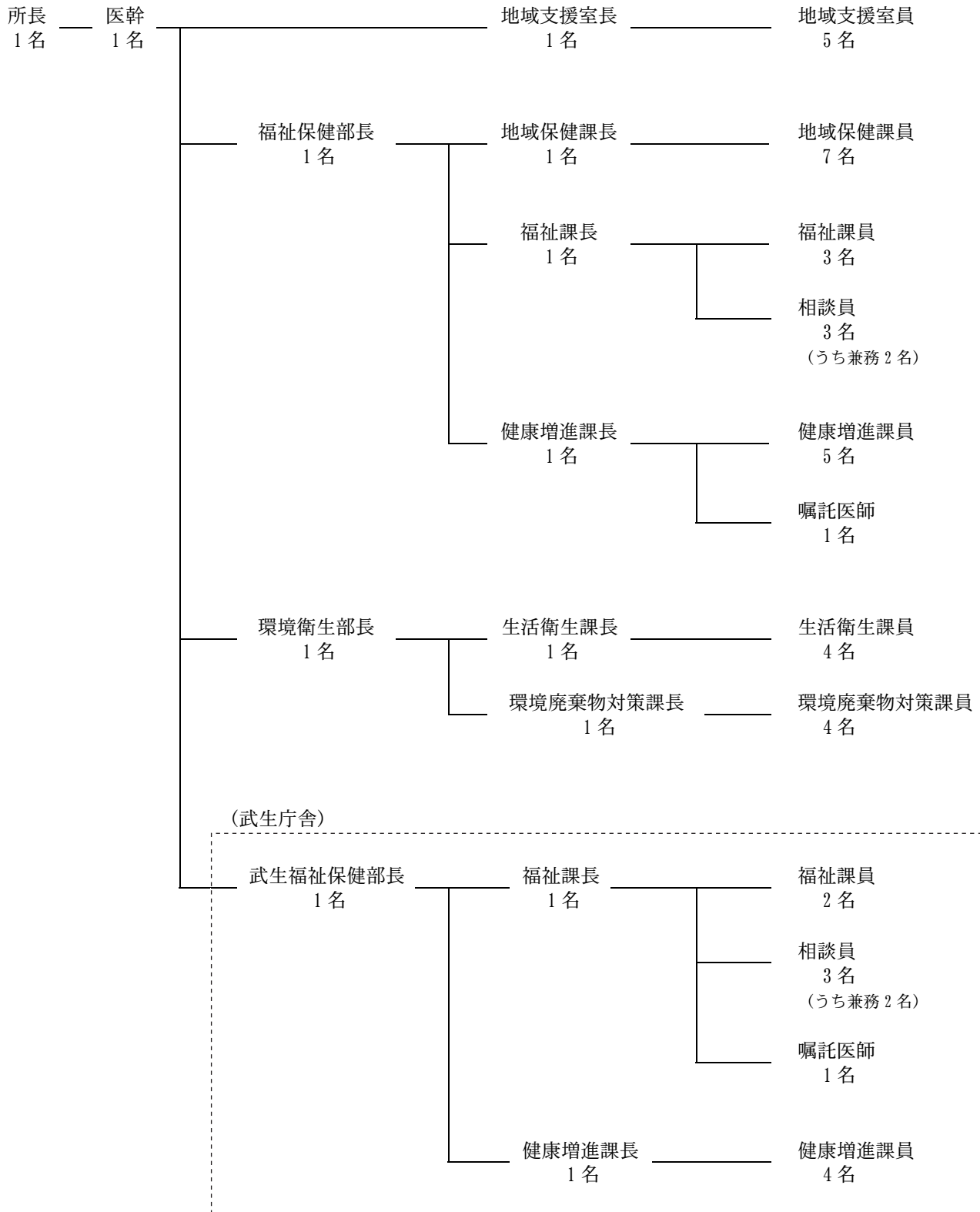
2 沿 革

丹南保健所	鯖江保健部	武生保健部
昭和13年 7月	昭和12年4月保健所法の制定に伴い県下初の保健所として朝日保健所設置(丹生郡朝日町西田中第11号18番地) 丹生、足羽、今立3郡のうち33村を管轄	
昭和17年11月		武生保健所新設(武生町栄)、南条郡1町13村を管轄し、母子保健・結核予防を主とした保健指導機関として所長以下8名で発足
昭和18年 4月		保健婦駐在制の実施により、王子保村、湯尾村、北杣村に1名ずつ配置されたが、昭和30年に廃止
昭和19年10月	5月 東伏見宮妃殿下、朝日保健所業務を視察 鯖江保健所設置(鯖江町東小路) 朝日保健所より引継いだ鯖江町、新横江村、舟津村、中河村、片上村のほか粟田部町、国高村、北日野村、味真野村、北新庄村、北中山村、南中山村、岡本村、上池田村、下池田村、服間村、河和田村、神明村の2町16村を管轄	今庄保健所設置 南条郡6村を管轄
昭和20年11月	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設。昭和27年に性病診療所と改称されたが、34年に廃止
昭和22年 4月	国高村、北日野村が武生保健所へ移管	
昭和23年 9月	花柳病診療所を性病診療所へ改称	
昭和23年11月	新横江村、舟津村が鯖江町に編入。管轄は3町11村となる	
昭和24年 4月	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置
昭和24年10月	優生保護相談所併設	保健所の整備統合により、今庄保健所を廃止し、武生保健所に統合。1市16村を管轄。
昭和25年 5月	国高村、北日野村が再び鯖江保健所所管となる	
昭和25年 8月	東鯖江町(現在の日の出町)に新庁舎落成	
昭和26年 1月		福井県食品衛生協会武生支部結成
昭和26年 3月	結核予防法の公布に伴い、結核診査協議会を設置	結核診査協議会を設置
昭和26年10月		福井県赤十字武生支部結成。昭和49年解散
昭和28年 1月	課制実施により、総務課、保健予防課を設置	課制実施により、総務課、保健予防課を設置
昭和28年10月		優生保護相談所併設
昭和29年 1月		不慮の火災により消失し、仮庁舎で執務
昭和29年 8月		武生市吾妻町の元国警武生警察署庁舎を改造し移転
昭和30年 6月		
昭和31年 2月	県の機構改革により、朝日保健所を鯖江保健所に統合。従来の朝日保健所が朝日出張所となる。管轄は1市5町5村となる	
昭和34年 3月		衛生課を新設。3課制となる
昭和34年 8月	白山村が武生市に編入のため武生保健所へ移管	
昭和34年 8月	衛生課を新設。3課制となる	
昭和35年 7月	保健所法施行令の規程に基づき、鯖江保健所運営協議会を設置	武生保健所運営協議会を設置
昭和38年 3月	殿下村が福井市へ編入、福井保健所所管となる	
昭和40年 4月	朝日出張所を支所に改める。本所に栄養改善室新設	
昭和41年11月	本所(館)事務室増設	
昭和42年 1月		武生市結核予防婦人会結成
昭和42年 2月		福井県地区衛生組織連合会武生支部結成
昭和43年11月		福井県食生活改善推進員連絡協議会武生支部(わかな会)発足
昭和44年 4月	福井県食生活改善推進員連絡協議会鯖江支部(あすなる会)発足	
昭和44年 7月		武生市文京(現在地)に新庁舎落成
昭和45年 4月	精神保健家族会(つつじ会)発足	
昭和47年10月	機構改革により、朝日支所を廃止	
昭和47年11月	鯖江市水落町(現在地)に新庁舎落成	
昭和48年11月		捕獲車庫新築
昭和50年		断酒会発足

昭和51年11月		精神障害者家族会（芦山会）発足
昭和55年11月	断酒会発足	
昭和56年11月	ボケ老人をかかえる家族会（わらし家族の会）発足	
昭和57年	4月 障害者親子教室（お陽さま会）発足 5月 社会復帰指導事業デイケア開設	社会復帰指導事業デイケア開設
昭和58年	3月	武生保健所老人保健連絡協議会設置
昭和60年	1月	精神障害者社会復帰施設「芦山の会」共同作業所 開所
	4月	精神障害者社会復帰施設「千草の家」共同作業所 開所
昭和61年	4月	結核診査協議会を鯖江結核診査協議会に改称
昭和63年	4月	武生保健所老人保健連絡協議会を福井県保健所保 健事業連絡協議会武生保健所部に名称変更
平成 元年	7月	福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会 を廃止し、福井県健康づくり推進協議会武生保健部 会を設置したが、平成8年に廃止
平成 3年	3月	「地域保健医療計画支援システム」導入
平成 5年	4月	エイズ検査相談窓口開設
	10月	庁舎外装改修工事
	11月	「脳卒中情報システム」導入
平成 6年	11月	鯖江保健所管内「寝たきり老人ゼロ推進連絡協議 会」発足
平成 7年	6月	こころの健康づくり推進協議会運営委員会設置
平成 8年	11月	武生地域心の健康対策懇話会設置
平成 9年	4月	地域保健法施行に伴い、 丹 南 保 健 所 となる [鯖江保健部] [武生保健部]
		南越福祉事務所 [南越事務所 福祉課] 丹生福祉事務所 [南越事務所丹生出張所 総務福祉係]
昭和26年	10月	社会福祉事業法の施行により、生活保護法施行事務が町村から県に移管された。 今立、南条、丹生のそれぞれの郡を所管していた地方事務所に民生課が設置され、 生活保護、身体障害者福祉、児童福祉等いわゆる福祉三法事務を行うこととなった
昭和31年	2月	町村合併の進行にともない、県の機構改革が行われ、上記三地方事務所が廃止され、新た に南越事務所（武生市蓬萊町）が設置、丹生郡には丹生出張所（朝日町）が設けられた。 福祉事務については、福祉課および丹生出張所総務福祉係において実施することとなった [南越事務所 福祉課] [南越事務所丹生出張所 総務福祉係]
昭和37年	4月	南越事務所の内部機構であった福祉課（31年に民生 課を福祉課に改称）を廃止し、 南越福祉事務所 として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県 事務所長が兼任）
昭和40年	4月	県事務所の廃止により、専任所長が配置された
平成 9年	4月	課名を民生課から地域福祉課に改称
		丹南健康福祉センター
平成12年	4月	南越福祉事務所と丹生福祉事務所、丹南保健所（鯖江保健部・武生保健部）が組織的に統合し、 丹南健康福祉センター となる（ただし、丹南保健所は行政機関として存続） 鯖江庁舎（鯖江市水落町）に地域支援室、健康増進課、環境廃棄物対策課、生活衛生課、 丹生合庁（越前町内郡）に福祉課、武生庁舎（越前市文京）に武生福祉保健部を置く 健康増進課業務について、今立町、池田町の所管を鯖江保健部から、武生福祉保健部健康増進課に変更 丹南保健所運営協議会を丹南健康福祉センター運営協議会に改称
	7月	福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置する 丹南地域精神保健福祉連絡協議会を設置する
平成17年	1月	南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足
	2月	朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足
	10月	武生市、今立町が合併し、越前市が発足
平成18年	2月	越廼村、清水町が福井市に吸収合併され、福井健康福祉センターに移管となったため、当センターの所管 区域は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の5市町となる
平成20年	4月	県の出先機関の再編により、丹生分庁舎の福祉課が鯖江庁舎に集約された
平成22年	4月	県の機構改革により、地域支援室地域支援グループが廃止され、新たに地域保健課が設置された

3 組織機構

(1) 組織



注) 非常勤相談員のうち女性相談員は、鯖江と武生に1名ずつ勤務。
 家庭相談員と母子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は、計4名が勤務。

(2) 事務分掌

地域支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの庶務関係に関すること ・センター内管理に関すること ・センター内他の課、グループに属さないこと ・医務関係法令の施行に関すること ・被爆者の医療に関すること ・薬事法、毒物および劇物取締法、麻薬取締法、覚せい剤取締法等の施行および献血に関すること ・丹南健康福祉センター運営協議会に関すること 	
福祉保健部・武生福祉保健部	地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉・保健・医療および環境の総合的企画調整に関すること ・健康危機管理に関すること ・結核・エイズ等感染症に関すること ・肝炎治療特別促進事業に関すること ・丹南地域医療連携体制協議会および丹南地域在宅医療連携協議会に関すること ・丹南地域保健・福祉・環境職員等研修に関すること ・介護保険事業に関すること ・地域における福祉、保健および医療の統計、人口動態統計に関すること ・社会福祉施設等の指導監査に関すること
	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の振興に関すること ・戦没者遺族援護に関すること ・福祉のまちづくり条例に関すること ・生活保護法の実施に関すること ・老人福祉に関すること ・身体障害者、知的障害者の福祉に関すること ・児童福祉、母子・寡婦福祉・女性福祉に関すること ・市町事業に対する指導監査に関すること ・福祉団体の相談支援に関すること
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・難病対策に関すること ・精神保健福祉に関すること ・特定健診・特定保健指導に関すること ・がん予防推進に関すること ・石綿による健康相談および健康被害救済事務に関すること ・健康増進指導に関すること ・健康増進法、栄養士法に関すること ・母子保健および母体保護に関すること ・歯科保健に関すること
環境衛生部	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法および福井県食品衛生条例に関すること ・狂犬病予防法に関すること ・動物の愛護及び管理に関する法律、福井県動物の愛護及び管理に関する条例に関すること ・調理師法および製菓衛生師法に関すること ・福井県ふぐの処理に関する条例に関すること ・興行場法、旅館業法および公衆浴場法に関すること ・理容師法、美容師法およびクリーニング業法に関すること ・水道法、温泉法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること ・浄化槽法および有害物を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること ・墓地、埋葬等に関する法律に関すること ・そ族昆虫に関すること
	環境廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること ・廃棄物処理計画の推進に関すること ・使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法に関すること ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関すること ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関すること ・化製場等に関する法律に関すること ・公害防止条例に関すること ・アスベストによる健康被害の防止に関する条例に関すること ・公害に係る苦情、水質異常時の対応、水質の監視調査に関すること

(3) 職員配置表 (課別職種別)

H22.4.1 現在

職種別	所長	医幹	地域 支援室	福祉保健部				環境衛生部			武生福祉保健部			合計
				部長	地域 保健課	福祉課	健康 増進課	部長	生活 衛生課	環境廃棄 物対策課	部長	福祉課	健康 増進課	
事務職員	1	—	4	—	3	4	1	—	—	1	1	3	—	18
技術職員	—	1	2	1	5	—	5	1	5	4	—	—	5	29
医師	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
獣医師	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
薬剤師	—	—	1	—	—	—	—	1	2	2	—	—	—	6
衛生監視員	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
診療放射 線技師	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
栄養士	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2
保健師	—	—	—	1	4	—	4	—	—	—	—	—	4	13
化学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2
技能労務 職	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
非常勤医 師	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	2
非常勤 相談員	—	—	—	—	—	3 ※うち兼 務2	—	—	—	—	—	3 ※うち兼 務2	—	4
合 計	1	1	6	1	8	7	7	1	5	5	1	7	5	53

注) 非常勤相談員のうち女性相談員は、鯖江と武生に1名ずつ勤務。

家庭相談員と母子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は、計4名が勤務。

4 健康・福祉相談日程

H22.6.1 現在

内 容	場 所	日 程	開 設 時 間
母 体 保 護 相 談	鯖江・武生庁舎	随 時	要予約
身体・知的障害者(児)相談	鯖江庁舎 武生庁舎	月曜日～金曜日	8:30～17:15
ひとり親家庭相談			
女性相談			
家庭児童相談			
心の健康相談	鯖江庁舎	毎月第1・3木曜日	13:30～15:30 要予約
エ イ ズ 相 談	鯖江庁舎	毎月第4月曜日	17:00～19:00
		第2火曜日	13:00～14:00
武生庁舎	毎月第4火曜日		
栄養成分表示相談	鯖江・武生庁舎	随 時	要予約
骨髄バンク相談	鯖江庁舎	随 時	(登録は要予約)

II 衛生統計

表1 人口動態の概況

平成 20 年

		全 国	福井県	管内	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
人 口		125,947,000	802,238	188,839	66,626	84,132	3,172	11,725	23,184
出 生	実 数	1,091,156	7,139	1,661	678	685	15	91	192
	人口千対率	8.7	8.9	8.8	10.2	8.1	4.7	7.8	8.3
死 亡	実 数	1,142,407	8,088	1,812	563	787	55	145	262
	人口千対率	9.1	10.1	9.6	8.5	9.4	17.3	12.4	11.3
自然増加	実 数	-51,251	-949	-151	115	-102	-40	-54	-70
	人口千対率	-0.4	-1.2	-0.8	1.7	-1.2	-12.6	-4.6	-3.0
乳児死亡	実 数	2,798	18	4	2	1	0	0	1
	出生千対率	2.6	2.5	2.4	2.9	1.5	0.0	0.0	5.2
新生児死亡	実 数	1,331	13	3	2	0	0	0	1
	出生千対率	1.2	1.8	1.8	2.9	0.0	0.0	0.0	5.2
死 産	実 数	28,177	180	37	17	13	1	0	6
	出産千対率	25.2	24.6	21.8	24.5	18.6	62.5	0.0	30.3
周産期死亡	実 数	4,720	32	6	3	2	0	0	1
	率	4.3	4.5	3.6	4.4	2.9	0.0	0.0	5.2
婚 姻	実 数	726,106	4,124	940	356	400	14	48	122
	人口千対率	5.8	5.1	5.0	5.3	4.8	4.4	4.1	5.3
離 婚	実 数	251,136	1,298	295	118	132	5	15	25
	人口千対率	1.99	1.62	1.56	1.77	1.57	1.58	1.28	1.08

注) 1 出生・死亡・婚姻・離婚率は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡(生後1年未満の死亡)、新生児死亡(生後4週未満の死亡)、早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)

3 死産率は出産(出生+死産)千対

4 周産期死亡率は周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡)÷(出生+妊娠満22週以後の死産)

5 率算出に用いた人口 国「総務省統計局 平成20年10月1日現在推計人口(日本人人口)」

県、市町「福井県の推計人口 平成20年10月1日現在(県政策統計課)」

表2 母子保健統計

平成20年

市町別		全国	福井県	管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
種別										
出生	数	1,091,156	7,139	1,661	678	685	15	91	192	
	率	8.7	8.9	8.8	10.2	8.1	4.7	7.8	8.3	
	再掲	2,500g未満	104,479	665	157	71	64	0	7	15
乳児死亡	数	2,798	18	4	2	1	0	0	1	
	率	2.6	2.5	2.4	2.9	1.5	0.0	0.0	5.2	
新生児死亡	数	1,331	13	3	2	0	0	0	1	
	率	1.2	1.8	1.8	2.9	0.0	0.0	0.0	5.2	
死産	数	28,177	180	37	17	13	1	0	6	
	率	25.2	24.6	21.8	24.5	18.6	62.5	0.0	30.3	
	再掲	自然	12,625	73	17	9	7	0	0	1
		人工	15,552	107	20	8	6	1	0	5
周産期死亡	数	4,720	32	6	3	2	0	0	1	
	率	4.3	4.5	3.6	4.4	2.9	0.0	0.0	5.2	
	再掲	満22週以後の死産	3,751	22	4	2	2	0	0	0
		早期新生児死亡数	969	10	2	1	0	0	0	1

注) 1 出生は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡(生後1年未満の死亡)、新生児死亡(生後4週未満の死亡)、早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)

3 死産率は出産(出生+死産)千対

4 周産期死亡率は周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡)÷(出生+妊娠満22週以後の死産)

5 率算出に用いた人口 国「総務省統計局 平成20年10月1日現在推計人口(日本人人口)」

県、市町「福井県の推計人口 平成20年10月1日現在(県政策統計課)」

表3 主要死因別分類

平成20年

中分類名		全国	福井県	管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
全死因	数	1,142,407	8,088	1,812	563	787	55	145	262
	率	907.1	1,008.2	959.5	845.0	935.4	1,733.9	1,236.7	1,130.1
悪性新生物	数	342,963	2,356	506	190	200	17	29	70
	率	272.3	293.7	268.0	285.2	237.7	535.9	247.3	301.9
心疾患	数	181,928	1,325	325	86	161	6	24	48
	率	144.4	165.2	172.1	129.1	191.4	189.2	204.7	207.0
脳血管疾患	数	127,023	863	194	71	78	2	17	26
	率	100.9	107.6	102.7	106.6	92.7	63.1	145.0	112.1
肺炎	数	115,317	954	225	56	102	9	27	31
	率	91.6	118.9	119.1	84.1	121.2	283.7	230.3	133.7
不慮の事故	数	38,153	333	68	20	29	3	6	10
	率	30.3	41.5	36.0	30.0	34.5	94.6	51.2	43.1
自殺	数	30,229	206	52	20	24	0	2	6
	率	24.0	25.7	27.5	30.0	28.5	0.0	17.1	25.9
老衰	数	35,975	238	74	9	27	9	5	24
	率	28.6	29.7	39.2	13.5	32.1	283.7	42.6	103.5
腎不全	数	22,517	177	49	10	23	1	5	10
	率	17.9	22.1	25.9	15.0	27.3	31.5	42.6	43.1
肝疾患	数	16,268	98	19	3	10	0	4	2
	率	12.9	12.2	10.1	4.5	11.9	0.0	34.1	8.6
糖尿病	数	14,462	114	20	12	6	0	2	0
	率	11.5	14.2	10.6	18.0	7.1	0.0	17.1	0.0

注) 1 率は人口10万対

2 率算出に用いた人口 国「総務省統計局 平成20年10月1日現在推計人口(日本人人口)」

県、市町「福井県の推計人口 平成20年10月1日現在(県政策統計課)」

イ 家庭児童相談

近年、少子化とともに核家族および共働き家庭の増加に加え、地域における連帯感の希薄化、家庭での養育力の脆弱化、情報の氾濫等が進み、児童を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。このような状況の中で、育児不安や児童虐待、家庭崩壊等の問題が増加しています。

県健康福祉センターおよび市福祉事務所には、家庭における適正な児童の養育とその他児童福祉の向上を図るため家庭相談員が配置され、相談に応じています。

各市町においては、要保護児童対策地域協議会が設置され、児童福祉担当課を中心に、県総合福祉相談所、県健康福祉センター、市町保健センター、学校、保育所、民生児童委員等地域ぐるみで要保護児童の予防・対応に当たっています。

表1 児童相談受付件数（種類別実件数）

相談種別		平成 21 年度					福井県		
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	20年度	21年度
養護相談	児童虐待	19	24				43	141	142
	その他	30	26			3	59	357	236
保健相談		3					3	6	12
障害相談	肢体不自由		1			2	3	36	46
	視聴覚障害						0	4	1
	言語発達障害等	35				1	36	105	83
	重症心身障害						0	4	94
	知的障害	3	1				4	514	591
	自閉症等	4	1				5	24	31
非行相談	虞犯行為等	2				1	3	40	31
	触法行為等	1					1	24	22
育成相談	性格行動	7				1	8	227	177
	不登校	4	3			1	8	57	66
	適性						0	200	174
	育児・しつけ	25					25	35	39
その他の相談		23	47			7	77	167	138
計		156	103	0	0	16	275	1,941	1,883

注) 越前市の相談件数には「児童家庭支援センター」での相談件数を含まない。(厚生労働省福祉行政報告例より)

ウ 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員、主任児童委員は、知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、在宅の地域福祉向上のため、区域の身近な福祉の相談役として関係機関と連携をとりながら活動しています。なお、民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員にも充てられています。

各市町に、組織として「民生委員児童委員協議会」が設置され、各委員活動を支えて行くため、活動に関する連絡・情報収集・研修等が行われています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当し、主として関係機関との連絡調整、区域担当児童委員や民生委員児童委員協議会の事業計画・実施に関する援助等を行っています。

表2 民生委員・児童委員の配置と活動状況

平成21年度

区分	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		計		
	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	
配置状況	111名	8名	176名	16名	18名	2名	52名	4名	66名	4名	423名	34名	
内容別 相談・支援件数	①在宅福祉	262	0	456	0	14	0	40	0	219	2	991	2
	②介護保険	72	0	85	1	2	0	30	0	115	0	304	1
	③健康・保健医療	151	0	159	26	17	0	5	0	71	0	403	26
	④子育て・母子保健	84	34	144	32	3	0	0	0	59	25	290	91
	⑤子供の地域生活	878	160	804	172	39	31	344	28	105	95	2,170	486
	⑥子供の教育・学校生活	344	27	238	67	103	99	135	18	189	139	1,009	350
	⑦生活費	82	2	151	0	5	0	12	0	102	6	352	8
	⑧年金・保険	29	0	18	0	8	0	0	0	72	0	127	0
	⑨仕事	46	0	43	0	3	0	1	0	45	2	138	2
	⑩家族関係	51	0	88	1	12	0	27	0	55	3	233	4
	⑪住居	44	0	58	0	7	0	3	0	10	0	122	0
	⑫生活環境	66	0	123	0	9	0	7	0	20	0	225	0
	⑬日常的な支援	920	1	1,222	61	36	0	573	10	117	5	2,868	77
	⑭その他	880	64	1,054	54	83	0	345	5	274	24	2,636	147
計	3,909	288	4,639	414	341	130	1,522	61	1,453	301	11,864	1,194	
分野別相談・支援件数	①高齢者に関すること	1,813	28	2,395	41	166	0	590	6	761	9	5,725	84
	②障害者に関すること	117	0	171	2	9	0	34	0	112	9	443	11
	③子どもに関すること	1,337	219	1,319	280	145	130	781	52	397	276	3,979	957
	④その他	642	41	754	91	21	0	117	3	183	7	1,717	142
	計	3,909	288	4,639	414	341	130	1,522	61	1,453	301	11,864	1,194
その他の活動件数	①調査・実態把握	1,829	7	2,139	5	95	0	2,084	1	561	34	6,708	47
	②行事・事業・会議への参加協力	3,074	450	5,138	428	295	44	1,257	52	713	82	10,477	1,056
	③地域福祉活動・自主活動	5,883	906	9,056	1,054	202	36	1,062	241	972	142	17,175	2,379
	④民児協運営・研修	3,097	353	3,583	339	161	7	889	31	873	87	8,603	817
	⑤証明事務	204	1	514	1	16	0	268	1	135	0	1,137	3
	⑥要保護児童の発見の通告・仲介	47	10	25		1	0	3	22	14	0	90	32
訪問回数	訪問・連絡活動	21,444	338	16,139	182	1,525	34	4,773	45	2,670	72	46,551	671
	その他	7,425	365	7,073	120	125	2	1,796	4	569	5	16,988	496
連絡調整回数	委員相互	4,064	428	5,080	277	157	50	470	16	705	486	10,476	1,257
	その他の関係機関	3,408	804	4,257	157	251	20	1,532	47	402	86	9,850	1,114
活動日数	18,443	1,521	22,487	1,790	1,623	176	6,137	463	4,795	424	53,485	4,374	

エ 子育てマイスター

福井県では、保育・医療・看護・保健など子育てに関する資格を有し、地域において自主的・積極的に子育てに関するアドバイスや社会貢献活動ができる方を「子育てマイスター」として募集登録し、子育て中の親が、子育てに関する疑問や悩みを地域で気軽に相談できる体制を整備しています。

表3 子育てマイスター登録数

H22.4.1現在

資格	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
	医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・教諭・保育士・栄養士・社会福祉士・歯科衛生士・言語聴覚士等	42	33	7	6		

オ 児童虐待防止研修

児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応等を目的とし、主任児童委員・保育士・小学校教諭等を対象として研修会を実施しました。

表4 子育てマイスター・児童虐待防止専門研修会の開催

日時・会場	内容	講師	参加者（全体）
平成21年8月31日 13時30分～15時30分 福井県立図書館 多目的ホール	嶺北地区 全体研修 「児童虐待の発見と対応 ～地域における援助者の 役割について～」	甲子園大学 現代経営学部 医療福祉 マネジメント学科 坂本正子 氏	主任児童委員 20 (46) 小学校 12 (24) 幼稚園・保育所 8 (35) 県・市町 14 (51) 計54名 (156名)
平成21年12月14日 13時30分～16時00分 越前市福祉健康センター 多目的ホール	丹南地区 研修 「身近なところからの 早期発見 ～地域で 児童虐待を防ぐ～」	子どもの虹 情報研修センター 研究部長 川崎二三彦 氏	主任児童委員 14 人権擁護委員 6 小学校 8 幼稚園・保育所 16 施設等 3 子育てマイスター 8 県・市町 18 計73名

カ 児童福祉施設

児童を健全に育成するためには、親子のふれあいの場である家族が健全であると同時に、児童の人間関係を育てる場として、地域の保育所や児童館等の果たす役割は大切です。

保育所は、女性の社会進出が進むとともに就業形態も多様化してきている中で、子育てと仕事の両立を支援し、家庭・地域の養育機能を補完する施設として、ますます重要になってきています。

地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭の育児不安等に対する相談指導を行う拠点として子育てを支援しています。

児童館は、かぎっ子への遊び場の提供にとどまらず、児童の健康の増進と情操を豊かにする健全育成を目的として設置されたものであり、地域の母親クラブや子ども会活動の拠点として、ますます積極的な活用が期待されています。

身体的・精神的・家庭的な事情で保護を要する児童に対しては、下記の児童福祉施設等に保護し、自立に向けた支援を行っています。

表5 児童福祉施設の入所・通所状況（総合福祉相談所措置分）

H22.3.31 現在

区分	施設名	所在地	定員	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
乳児院	済生会乳児院	福井市	23					1	1
	白梅学園(乳児院)	敦賀市	9	1					1
児童養護施設	福井市ふれ愛園	福井市	40						0
	越前市進修学園	越前市	40	2	18	2			22
	吉江学園	鯖江市	40	5	1			1	7
	偕生慈童苑	大野市	50	1					1
	白梅学園(晴喜館)	敦賀市	50	1					1
知的障害児施設	足羽学園	福井市	30	2	8			1	11
	南川福祉学園	小浜市	30						0
重症心身障害児病棟	福井病院	敦賀市	120		2			1	3
	あわら病院	あわら市	80	1	4				5
肢体不自由施設	つくし園(入所)	福井市	50	3	3		3	7	16
	つくし園(通所)	福井市	30	4	5			3	12
難聴幼児通園施設	こども療育センター ひばり園(通園)	福井市	30	3	12				15
児童自立支援施設	和敬学園	福井市	45	1					1
里親	里親委託	県内	—		2				2
合計				24	55	2	3	14	98人
保育所	保育所	定員 施設数	2,220 21	2,485 24	45 1	465 4	975 14	6,190 64施設	
児童厚生施設	児童館		16	11	1	4	7	39施設	
	児童家庭支援センター			1				1施設	
	地域子育て支援センター		1	2	1	1	5	10施設	

(2) 母子・父子・寡婦福祉

ひとり親家庭は、就業面、生活面をはじめ様々な困難に直面しています。特に厳しい経済状況を背景に、低所得や不安定な就労形態などが母子家庭などひとり親家庭の経済的環境に大きく影響し、子育ての負担感の増大や子どもの育ちに大きな影響を与えています。

このような現状を踏まえ、県では母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭および寡婦家庭の様々な悩みについて、身近なところで相談を受けています。

また、母子自立支援員は、福井県より福井県母子寡婦福祉連合会へ委託した『母子家庭等就業・自立支援センター事業』の就業相談員・母子自立プログラム策定員・養育費談員と連携し、職業能力の向上および求職活動の就業支援、養育費の確保あるいは母子寡婦福祉資金貸付等の経済的支援等の情報提供をしています。

さらに、母子家庭等の自立支援事業として、教育訓練教育給付金事業・高等技能訓練促進費事業の情報提供をしています。

表1 母子・父子・寡婦相談状況（実件数）

平成 21 年度

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
生活一般	住宅	2	16		2		20	56
	医療	2	29			3	34	167
	就職	29	62	1	4	18	114	526
	家庭紛争	14			1	4	19	109
	その他	8	21		5	2	36	262
児童	養育	5	2			2	9	78
	教育	7			1	1	9	80
	非行	1					1	6
	その他	2	6				8	51
生活援護	母子福祉資金貸付	62	201		15	23	301	716
	寡婦福祉資金貸付	1	18			8	27	38
	児童扶養手当	10	35		3	1	49	216
	母子支援	12	14			4	30	228
	その他	1			1		2	18
合計		156	404	1	32	66	659	2,551

表2 母子寡婦福祉資金の新規貸付決定状況（金額単位：千円）

平成21年度

	管内計												福井県		
	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		管内計		件数	金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
①事業開始資金												0	0		
②事業継続資金												0	0		
③就学支度資金			1	75			1	300				2	375	18	7,160
④修学資金	2	5,232	6	8,586			3	3,672				11	17,490	29	52,958
⑤技能修得資金												0	0		
⑥修業資金			1	300								1	300	5	1,520
⑦就職支度資金												0	0		
⑧生活資金	1	705	2	500					1	846		4	2,051	11	5,579
⑨住宅資金												0	0		
⑩結婚資金												0	0		
合計	3	5,937	10	9,461	0	0	4	3,972	1	846		18	20,216	63	67,217

(3) 女性福祉

女性福祉対策は、当初、売春防止法による要保護女子の保護・更生・自立指導を主に実施してきました。近年、社会経済情勢等の変化に伴い相談内容も複雑多様化してきており、夫の暴力・性被害・サラ金問題・離婚等、様々な問題を抱えた女性を保護するなど広範囲に及んでいます。

夫の暴力に関しては、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV法）が施行され、平成18年4月から各健康福祉センターにも「配偶者暴力被害者支援センター」の役割が付与されたことにより、相談に占める割合も高くなっています。（表2）

このような現状を踏まえ、県では女性相談員を配置し、警察・裁判所・市町など関係機関と協力して、女性の人権を守り、健全な社会生活を営むことができるよう支援活動を行っています。また、DV被害者支援に関する制度の理解や相談対応等職員の資質向上を目的とした研修会を実施しています。

表1 相談状況（相談者の年代別）

平成21年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
10歳代	4					4
20歳代	31	16			2	49
30歳代	51	54		5		110
40歳代	26	23		1	6	56
50歳代	11	5		1	4	21
60歳以上	7	7			1	15
計	130	105		7	13	255

表2 相談状況（主訴別）

平成21年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
本人の問題	生活困窮	3	4		2		9
	借金	1	2			1	4
	求職	10	5			7	22
	病気	1					1
	精神衛生	9					9
	帰住先なし	2	2				4
	その他	2					2
家庭の問題	夫の暴力	40	28		1	2	71
	夫の問題	1			1		2
	離婚問題	11	47		1		59
	家庭不和	4	7		1		12
	子供の問題	42	7			1	50
	その他	4	3		1	2	10
計		130	105		7	13	255

表3 支援活動状況

平成21年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
指導・助言	122	85		5	13	225
就職・自営						0
結婚						0
家庭へ送還						0
福祉事務所へ移送	7	6		2		15
婦人相談所へ移送	1	4				5
関係機関施設移送		10				10
計	130	105		7	13	255

表4 DV被害防止研修会

日時・会場	内容	講師	参加者
21年11月13日 13時30分～15時30分 越前市福祉健康センター 4階大会議室	講演 「DV 被害者への支援 ー多様な機関の連携についてー」	NPO法人 女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ 代表理事 正井 礼子氏	民生児童委員 11 婦人福祉協議会 11 人権擁護委員 6 法務局・警察署 1 県・市・町職員 24 児童家庭支援センター 2 計 55人

2 自立と社会参加の促進

(1) 生活保護

ア 生活保護制度の仕組み

生活保護制度は、何らかの事情によって生活困窮となり、自分で生活を維持できない人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

保護は、その内容によって 8 種類の扶助に分けられており、要保護者の需要に応じて必要とする扶助を合算したものが世帯への保護費となります。

イ 生活保護の種類と方法

- ①生活扶助（金銭給付） 衣食その他日常生活費、入院患者日用品費等
- ②教育扶助（金銭給付） 義務教育にかかる教材費等
- ③住宅扶助（金銭給付） 家賃・間代・地代・住宅維持費等
- ④医療扶助（現物給付） 入院・診察・薬剤・治療材料費等
- ⑤介護扶助（現物給付） 居宅介護・福祉用具・施設介護費等
- ⑥出産扶助（金銭給付） 出産に要する費用等
- ⑦生業扶助（金銭給付） 生業に必要な資金等
- ⑧葬祭扶助（金銭給付） 死体検案・火葬に要する費用等

生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日 施行）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

ウ 保護の動向

昭和 61 年の年金制度改正（基礎年金の導入）を境に、全国的に保護率は減少傾向を示し、さらに経済状態の安定化傾向を背景に保護率の低下がみられましたが、バブルの崩壊後の日本経済を反映し、全国では平成 7 年度の 7.0%、福井県では平成 9 年度の 2.01%を底に保護率増加に転じました。さらに、世界同時不況以降、派遣切り、雇い止めなど雇用環境は急速に悪化し、回復の兆しも弱く、保護率が急速に増えています。

管内町は、県内工業出荷額が 1 位～3 位の福井市・鯖江市・越前市に隣接しており、車の普及や道路の整備拡大とあいまって稼働年齢層の就労の機会には比較的恵まれていたことから、被保護者は、高齢者および傷病・障害者世帯が主となっています。

当センターは、鯖江市・越前市を除く 3 町を管轄していますが、表 1 の保護率を見ると、池田町、越前町、越前市が他の市町に比べてやや高めです。

表 2 の世帯類型別では、高齢世帯が約 45%、傷病・障害世帯が約 40%で、高齢・傷病・障害者世帯の定着化傾向が見られます。

医療扶助のうち、入院については精神病の長期入院患者がほとんどで、当面退院が期待できる者はいない状況です。一般疾病では、高齢・傷病世帯が多い構成から、その多くは慢性疾患での入通院であり、今後も長期にわたる療養が必要となっています。

労働力類型別においては、日雇・内職が主で、自立に結びつく就労先を確保することは困難となっています。

表1 被保護世帯・人員・保護率（年度別推移）

（年度末現在）

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
被保護世帯	19年度	63	132	7	12	38	252世帯	1,886世帯
	20年度	67	145	7	15	38	272世帯	2,064世帯
	21年度	82	179	7	17	37	322世帯	2,451世帯
被保護人員	19年度	84	156	7	13	50	310人	2,369人
	20年度	80	177	8	16	50	331人	2,577人
	21年度	100	211	7	19	51	388人	3,103人
保護率（‰）	19年度	1.25	1.79	2.14	1.09	2.13	1.60‰	2.90‰
	20年度	1.19	2.05	2.51	1.36	2.15	1.72‰	3.17‰
	21年度	1.48	2.46	2.24	1.63	2.15	2.03‰	3.83‰

表2 被保護世帯・被保護人員（停止中も含む）

平成21年度 月平均

							管内計	福井県	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町			
世帯 類型別	高齢世帯	30	79	2	6	19	136世帯	1089世帯	
	母子世帯	1	3			1	5世帯	70世帯	
	障害者世帯	9	31	5	1	9	55世帯	283世帯	
	傷病世帯	20	11		5	4	40世帯	523世帯	
	その他	14	34		4	5	57世帯	286世帯	
世帯の労働力 類型別	世帯主が働いている	常用労働者	2	3			2	7世帯	84世帯
		日雇労働者		3			1	4世帯	80世帯
		内職者	1	13			2	16世帯	41世帯
		その他の就業者		1				1世帯	11世帯
	世帯員が働いている	1	3			2	6世帯	39世帯	
	働いている者がいない	70	135	7	16	31	259世帯	2,119世帯	
被保護世帯		74	158	7	16	38	293世帯	2,275世帯	
扶助別 人員	被保護人員	90	189	7	18	50	354人	2,839人	
	保護率（‰）	1.33	2.21	2.24	1.54	2.15	1.85‰	3.51‰	
	生活扶助	69	152	3	13	38	275人	2,379人	
	住宅扶助	53	129	1	6	12	201人	1,939人	
	教育扶助	9	2			1	12人	121人	
	介護扶助	12	21		4	7	44人	319人	
	医療扶助	64	133	5	17	40	259人	2,196人	
	出産扶助						0人	0人	
	生業扶助		2			3	5人	38人	
葬祭扶助						0人	2人		

注）世帯・人員は、月別扶助人員を年平均した。

(2) 福祉のまちづくり

ア 民間公益的施設のバリアフリー化推進

住みよい福井を目指し、まちのなかの不特定多数の人が利用する公益的施設についてバリアフリー化を図るため、福井県では平成8年に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

これに基づき、①障害者や高齢者等に配慮した出入口・廊下・階段・駐車場などの整備基準を示し、②新築・増築・改装にあたり事前届出を求め、③必要な指導助言を行い、④整備基準に適合した事業者に対しては、適合証を交付しています。

表1 「福祉のまちづくり条例」特定施設新築等の届出状況

H9. 4. 1～H22. 3. 31

公益的施設の区分	特定施設整備対象規模	鯖江 鯖江市・越前町			武生 越前市・池田町・南越前町		
		届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数
		新築	増改築		新築	増改築	
0 1 官公庁施設	すべて		1	1			
0 2 医療施設	すべて	18	8	5	21	12	14
0 3 社会福祉施設	すべて	26	32	20	24	19	14
0 4 商業施設①物品販売業	500㎡超	20	7	9	20	7	10
0 4 商業施設②飲食業	300㎡超	7	3	2	3	1	1
0 4 商業施設③理容・美容所	150㎡超	1					
0 4 商業施設④サービス業	500㎡超		1		4	1	2
0 5 娯楽施設	1,000㎡超	5	1	1	3	2	1
0 6 文化施設	すべて	1					
0 7 体育施設	1,000㎡超	2					
0 8 宿泊施設	1,000㎡超	3				1	
0 9 教育施設	すべて	1	1	1	3	3	4
1 0 公共交通機関施設	すべて				1		
1 1 集会施設	すべて	22	6	15	13	4	3
1 2 興行・展示施設	1,000㎡超		1				
1 3 環境衛生施設①公衆浴場	1,000㎡超		1		1		
1 3 環境衛生施設②公衆便所・火葬場	すべて				1	2	2
1 4 駐車施設（路外駐車場）	すべて						
1 5 公益事業施設（ガス電気等）	すべて	3		2	4		2
1 6 金融機関施設（銀行等）	すべて	5	1	3	5		2
1 7 事務所	3,000㎡超		1		1		
1 8 工場	5,000㎡超	2	5	1	2	4	1
1 9 共同住宅等	1,500㎡超	5	1	1	3	2	1
計		121	70	61	109	58	57

イ 身体障害者等用駐車場（愛称：ハートフル専用パーキング）利用証制度

福井県では車いす使用者用駐車区画を真に必要な方が利用できるように、身体障害者等駐車場利用証制度を平成19年10月からスタートさせました。これは、車いす使用者用駐車場を設置している施設管理者にこの利用証制度の協力駐車場として県と協定を結んでいただき、統一案内看板の設置、対象外駐車に対する指導、制度の広報周知にご協力をお願いすると共に、歩行が困難な方を対象に利用証を交付し、駐車する際に掲示して外見からわかるようにするものです。

表1 身体障害者等用駐車場の協力協定締結状況および利用証交付数

H19. 10. 1～H22. 3. 31

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
公立公益施設	25	20	2	7	8	62	301 施設
民間協力施設	40	55	0	1	6	102	409 施設
利用証交付数	302	269	7	16	116	710	3,315 名

(3) 障害者福祉

平成 17 年 10 月に、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目指した「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月から施行されました。障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに異なっていたサービスの提供主体を、住民の身近な自治体である市町村に一元化するとともに、障害の種別にかかわらず、共通の制度によりサービスを提供するしくみに変わりました。

福井県では、障害者自立支援法の成立や障害の複雑・多様化など障害者を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 19 年 3 月に「福井県障害者福祉計画」（計画期間：平成 19 年度から平成 23 年度まで）を策定しました。この計画は「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を基本理念としており、障害者が地域のあたたかいつながりに支えられ、元気に働き自立して暮らすことができる福井を目指し、各種施策を推進しています。

当センターでは、鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町の身体障害者手帳の交付や、障害児福祉手当および特別障害者手当等の支給を行っています。また、障害者や家族等からの相談に応じ関係機関、障害者相談員と連携を行い指導・助言することや、福祉制度を情報提供・啓発することを行っています。

表 1 身体障害者手帳所持者数（障害区分別）

H22. 3. 31現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
聴覚	視覚	261	283	23	29	165	761	2,996
	聴覚	260	343	54	58	116	831	3,623
	平衡	0	3	1	0	1	5	21
	計	260	346	55	58	117	836	3,644
音声・言語・そしゃく		28	39	2	3	14	86	442
肢体不自由	上肢	570	642	61	119	226	1,618	6,939
	下肢	1,010	1,150	111	265	542	3,078	12,724
	体幹	234	192	18	42	85	571	2,616
	脳原性 上肢	18	13	0	1	5	37	230
	脳原性 移動	6	3	0	2	2	13	71
	計	1,838	2,000	190	429	860	5,317	22,580
内部障害	心臓	453	620	36	107	188	1,404	6,405
	じん臓	137	185	12	26	56	416	1,889
	呼吸器	48	73	7	11	23	162	936
	ぼうこう・直腸・小腸・免疫	109	94	11	14	35	263	1,274
	計	747	972	66	158	302	2,245	10,504
合計		3,134	3,640	336	677	1,458	9,245	40,166

表 2 療育手帳所持者数

H22. 3. 31現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	県計
A1 重度	障害児	25	41	1	3	11	81	361
	障害者	133	154	10	28	49	374	1,725
A2 重複障害	障害児	1	3	0	1	2	7	18
	障害者	8	12	0	3	6	29	129
B1 中度	障害児	39	33	0	5	7	84	325
	障害者	99	162	8	22	45	336	1,463
B2 軽度	障害児	23	39	0	4	12	78	332
	障害者	97	114	2	20	27	260	1,102
計	計	425	558	21	86	159	1,249	5,455
	障害児	88	116	1	13	32	250	1,036
	障害者	337	442	20	73	127	999	4,419

注) 障害児=18歳未満

表3 精神障害者保健福祉手帳所持者数

H22.3.31 現在

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	県計
	1級	11	14	2	0	10	37
2級	155	190	9	17	64	435	2,201
3級	58	59	2	7	28	154	797
計	224	263	13	24	102	626	3,265

表4 障害者福祉サービス利用状況

H22.3.31 現在

＜障害者支援施設：旧法施設＞

種類	施設名	所在地	定員	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	計	
身体障害者福祉施設	肢体不自由者更生施設	福井県美山荘	福井市	100	9	3	1	2	3	18
	聴覚障害者更生施設	京都市聴覚言語障害センター	京都府京都市	30	1					1
	身体障害者療護施設	福井県若越みどりの村	越前市	100	7	29	2	6	5	49
		友愛園	小浜市	50	1			1		2
		金津サンホーム	あわら市	50	1				1	2
	特定身体障害者入所授産施設	九頭竜ワークショップ第二授産部	勝山市	50	4	6		1	1	12
		" (通所)	勝山市	10	1					1
		九頭竜ワークショップ授産部	勝山市	70	4	4			1	9
	身体障害者福祉ホーム	さんハウスたけふ	越前市	10	1	5	1		1	8
		合計			29	47	4	10	12	102

種類	施設名	所在地	定員	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	計	
知的障害者福祉施設	知的障害者更生施設	若越ひかりの村第一更生施設	福井市	100	11	15		5	4	35
		若越ひかりの村第二更生施設	福井市	50	11	7		1	1	20
		若越ひかりの村第三更生施設	福井市	25	4	2			1	7
		かすみが丘更生寮	坂井市	140	9	12		3	2	26
		希望園	大野市	90	2	1	1	1	6	11
		すだちの家	福井市	30	3	1				4
		あいの里	越前市	40	8	22		6	2	38
	知的障害者通所更生施設	がんばるはうす	福井市	20					1	1
	特定知的障害者入所授産施設	若越ひかりの村授産施設	福井市	100	5	19		3	10	37
		九頭竜ワークショップ第三授産部	勝山市	50	3	1	1	3	2	10
	特定知的障害者通所授産施設	わかたけ授産場	越前市	20	1	19		1	1	22
	知的障害者通所寮	かすみが丘通所寮	坂井市	25			1		1	2
		福井事業所生活訓練型	福井市	24	5					5
	合計			62	99	3	23	31	218	

<新体系サービス：事業別>

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
				躰	知	識							
介護給付	生活介護	福井事業所介護型	福井市	20	●	●		1			2	3	
		ぴーぷるファン	越前市	12	●	●	●	1	6		1	2	10
		美山事業所	福井市	10		●				1			1
		今立事業所	越前市	6		●			3				3
		ライフカレッジあけぼの	福井市	40	●	●		3				1	4
		福授園神中事業所	鯖江市	6	●	●	●	6					6
		福授園当田事業所	鯖江市	16	●	●	●	9	2	1		2	14
		足羽ワークセンター第1事業所	福井市	6		●			1				1
		むつみ園	大野市	45		●	●	2	3	1		1	7
		九頭竜ワークショップ七瀬の郷	福井市	40	●				5		1		6
		九頭竜ワークショップしずかの郷	勝山市	30	●			1	1				2
		はつらつ広場	あわら市	20	●	●	●	2					2
		のびのび広場	あわら市	20	●	●	●	2					2
		ライトホープセンター	越前町	134	●	●	●	6	2		2	1	11
		ライトワークセンター	鯖江市	65	●	●	●	1	3		3	1	8
		光が丘ワークセンター	越前町	40	●	●	●	1	1	1	1		4
		ライフトレーニングセンター	鯖江市	120	●	●	●	13	5	1	2	5	26
		足羽更生園	福井市	80		●		11	4	2		2	19
		障害者支援センターひまわり	越前市	8		●		2	7			1	10
		障害者支援施設やすらぎの郷	小浜市	50	●	●	●		2			1	3
	大日園	勝山市	60	●	●	●	3	3		2	3	11	
小松陽光苑	石川県小松市	96	●			1					1		
南陽園	石川県加賀市	50	●	●		1					1		
療養介護	独立行政法人国立病院機構医王病院	石川県金沢市	70	●	●	●		2		1		3	

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
				躰	胸	脚							
訓練等給付	就労移行支援	おくえつ事業所	勝山市	20		●		1				1	
		サニーワークホーム	越前市	24			●	1	16		1	18	
		千草の家	鯖江市	18		●	●	10			1	3	14
		ハートワーク	福井市	24		●	●	3	2				5
		ハートランド福井	福井市	6	●	●	●	1					1
		ぴーぷるファン	越前市	6	●	●	●		7				7
		今立事業所	越前市	20		●			2				2
		就労支援センターすだち	福井市	10		●	●	2					2
		はす工房花里音	南越前町	6	●	●	●		3		5		8
		ワークあけぼの	福井市	18	●	●			1				1
		就労移行やわらぎ	福井市	24			●	2	1	1		1	5
		福授園御幸事業所	鯖江市	17	●	●	●	4	4				8
		福授園神中事業所	鯖江市	15	●	●	●	4	3			2	9
		足羽ワークセンター第2事業所	福井市	40		●		1	2	1	1	1	6
		わくわくワーク	あわら市	30	●	●	●	1					1
	光が丘ワークセンター	越前町	6	●	●	●					4	4	
	障害者支援センターひまわり	越前市	8		●			8		1		9	
	ワークホームそら	越前市	10	●	●	●	2	18	1		1	22	
	就労継続支援B型	サニーワークホーム	越前市	14			●	1	14	1	2		18
		千草の家	鯖江市	20		●	●	15	3			7	25
		ハートワーク	福井市	15		●	●	1		1			2
		フレンドリーぶな	大野市	23			●		1				1
		つづきの家	坂井市	20	●	●		2	1				3
		ぴーぷるファン	越前市	15	●	●	●	2	10				12
		はす工房花里音	南越前町	14	●	●	●		5		11		16
		手作り工房コスモス	福井市	16	●	●		2					2
		ピアファーム	あわら市	20		●			1				1
福授園御幸事業所		鯖江市	18	●	●	●	7	2	1		1	11	
福授園神中事業所		鯖江市	17	●	●	●	11	5				16	
福授園当田事業所		鯖江市	18	●	●	●	7	4			1	12	
足羽ワークセンター第1事業所	福井市	24		●		2	2				4		
みどりの森社会復帰センタージョブガーデン	福井市	20			●	1	3				4		
よもやま	大野市	10		●	●		1				1		
ライトワークセンター	鯖江市	15	●	●	●	2	2				4		
光が丘ワークセンター	越前町	10	●	●	●					1	1		
障害者支援センターひまわり	越前市	10		●			11		1		12		
クリーンねっと福井	越前町	20		●						2	2		
ワークホームそら	越前市	10	●	●	●		9		1	2	12		
ワークセンター紫香楽	滋賀県甲斐	15		●					1		1		

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
				身体	知的	精神							
訓練	就労継続支援A型	丸岡事業所	坂井市	54		●					1	1	
		丹南事業所雇用1型	福井市	40		●		4	1			6	11
		丹南事業所雇用2型	福井市	40		●		5	3			5	13
		福井事業所雇用2型	福井市	30		●		3	1				4
		ハートランド福井	福井市	25	●	●	●	1	1				2
		たけふ福祉工場	越前市	40	●	●	●	6	28	1	5	5	45
		美山事業所	福井市	10		●		1					1
		今立事業所	越前市	10		●		2	1				3
		食の工房やわらぎ	福井市	40		●	●	9	3			4	16
		(株)水野製作所	福井市	20			●	1	1				2
		エイティーンズ電子工業(株)	鯖江市	20	●	●	●	11	8				19
		(株)ウェルファーム	越前市	10	●	●	●	7	10	1		1	19
等給	自立訓練(生活訓練)	ハウスやわらぎ(宿泊型)	福井市	14			●	2	4			6	
		ハウスやわらぎ	福井市	6			●	2	4			1	7
		福授園当田事業所	鯖江市	22		●	●	2	4			4	10
		足羽ワークセンター第1事業所	福井市	10		●					1		1
		ライトホープセンター	越前町	6	●	●	●	1					1
		障害者支援センターひまわり	越前市	14		●		4	11				15
		むつみ園	大野市	40		●	●	2	3	1		1	7
		九頭竜ワークショップ七瀬の郷	福井市	40	●				5		1		6
		九頭竜ワークショップしずかの郷	勝山市	30	●			1	1				2
		ライトホープセンター	越前町	140	●	●	●	7	2		2		11
付	施設入所支援	ライトワークセンター	鯖江市	80	●	●	●	2	4		3	9	
		光が丘ワークセンター	越前町	50	●	●	●	1	1	1	1	3	7
		ライフトレーニングセンター	鯖江市	110	●	●	●	2	2	1	2	2	9
		足羽更生園	福井市	80		●		11	4	2		2	19
		障害者支援施設やすらぎの郷	小浜市	40	●	●	●		2			1	3
		大日園	勝山市	60	●	●	●	3	3		2	3	11
		小松陽光苑	石川小松市	96	●			1					1
		南陽園	石川加賀市	80	●	●		1					1
		合計						241	300	20	55	87	703

(4) 介護保険

急速に少子高齢化が進行し寝たきりや認知症の高齢者が増加する中で、介護は社会全体の懸案となっています。平成12年4月に、介護を社会全体で支え利用者の気持ちを尊重した総合的なサービスが受けられるよう、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による介護保険制度がスタートしました。

近年、介護サービスをめぐっては介護従事者の離職率が高く、事業所の人材確保が困難であるといった実態が明らかになりました。こうした状況から、平成21年度改正では介護報酬改定率がプラス3%となり、それに伴い、「介護従事者の人材確保・処遇改善」、「医療との連携や認知症ケアの充実」、「効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証」という3つの軸に沿った介護報酬改定が行われました。

ア 介護保険制度の現状

(7) 要介護認定状況

管内の介護認定審査は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の5市町の共同設置による丹南地区介護認定審査会により行われています。

平成21年3月の要介護認定者数は表1のとおりであり、管内全体で7,161人となっています。

そして、その内訳は、要支援1が590人(8.2%)、要支援2が1,102人(15.4%)、要介護1が1,328人(18.5%)、要介護2が1,201人(16.8%)、要介護3が1,239人(17.3%)、要介護4が894人(12.5%)、要介護5が807人(11.3%)です。(図1)

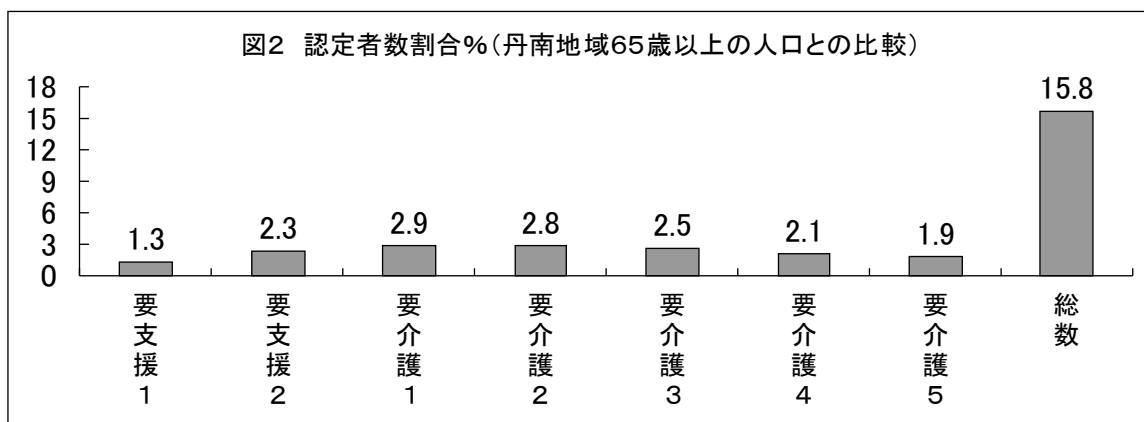
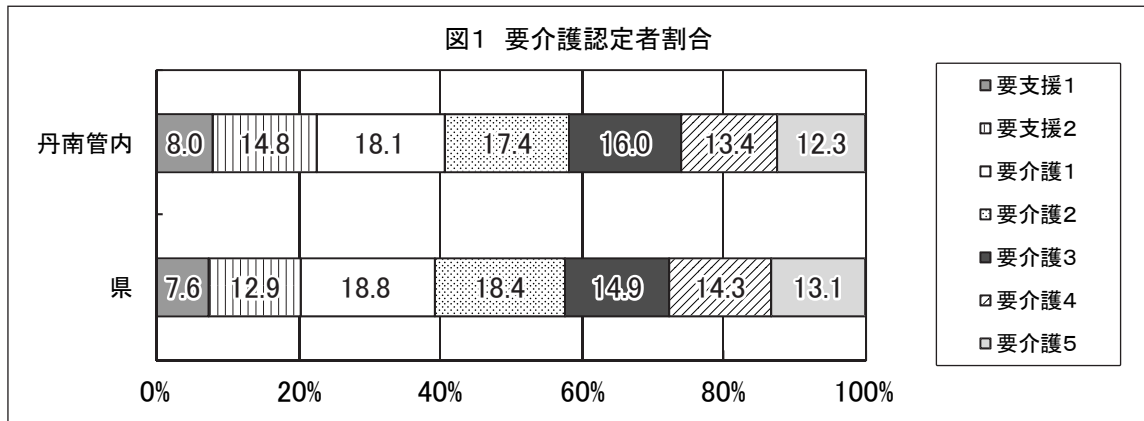
また、管内の第1号被保険者数(65歳以上の人口)に占める要介護認定者割合は、図2のとおりです。

表1 要介護認定者数(単位:人)

H22.3.31現在

市町名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
21年3月末管内計	590	1,102	1,328	1,201	1,239	894	807	7,161
管内割合%	8.2	15.4	18.5	16.8	17.3	12.5	11.3	100.0
鯖江市	174	314	356	451	373	278	269	2,215
越前市	270	533	650	551	493	450	400	3,347
池田町	22	32	33	32	23	20	14	176
南越前町	71	83	112	75	97	87	88	613
越前町	53	125	185	175	187	149	133	1,007
22年3月末管内計	590	1087	1336	1284	1173	984	904	7,358
管内割合%	8.0	14.8	18.1	17.4	16.0	13.4	12.3	100.0
22年3月末県計	2456	4137	6053	5908	4791	4616	4215	32,176
県割合%	7.6	12.9	18.8	18.4	14.9	14.3	13.1	100.0

(資料: 県長寿福祉課より)



(イ) サービスの提供状況

介護保険制度では、介護が必要になってもできる限り住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、必要な福祉サービスや医療サービスを総合的に受けられる仕組みを目指しています。

要支援の認定を受けた利用者は、地域包括支援センターの職員が作成した介護予防ケアプランに基づき、介護予防サービスを受け、生活機能の改善、悪化防止に取り組みます。

要介護の認定を受けた利用者は、ケアマネジャーの作成したケアプランに基づき、介護度に合わせた各種サービスを受け、生活の維持・改善を図ります。

在宅サービスとして、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴、通所介護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所サービス、福祉用具の貸与・購入や住宅改修があります。

また、平成 18 年 4 月から市町により指定された地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）が追加されました。

施設サービスとして、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護福祉施設サービスへの入所があります。管内におけるサービス事業所の設置状況は表 2～4 のとおりで、利用者は、事業所を選択してサービスを受けることができます。

平成 22 年 3 月の時点で、在宅介護サービスを利用している要介護認定者の割合は図 3 のとおりで、在宅サービス受給者と施設サービス受給者の年次変化については、図 4、5 のとおりです。

表2 介護給付サービス事業所数（市町別）

H22.3.31現在

	在 宅												施 設				合 計
	① 訪問 介護	② 訪問 入浴	③ 訪問 看護	④ 訪問 リハ	⑤ 居宅 療養	⑥ 通所 介護	⑦ 通所 リハ	⑧ 短期 生活	⑨ 短期 療養	⑩ 特定 施設	⑪ 福祉 用具	⑫ 用具 販売	⑬ 居宅 支援	⑭ 福祉 施設	⑮ 老健 施設	⑯ 療養 医療	
鯖江市	11	3	12	6	50	11	8	3	5	1	3	2	24	3	3	2	147
越前市	15	2	21	8	70	20	6	5	7	5	2	1	25	4	2	6	199
池田町	1		3	1	4	1		1					2	1			14
南越前町	1		4	2	7	4	2	1	2				7	1	2		33
越前町	2		2	2	19	6	1	4	2	2			5	4	1	1	51
小計	30	5	42	19	150	42	17	14	16	8	5	3	63	13	8	9	444
県合計	138	25	180	76	668	181	66	71	60	21	38	33	240	55	32	32	1,916

表3 予防給付サービス事業所数（市町別）

H22.3.31現在

	予 防 サ ー ビ ス													合 計
	① 予防 訪問 介護	② 予防 訪問 入浴	③ 予防 訪問 看護	④ 予防 訪問 リハ	⑤ 予防 居宅 療養	⑥ 予防 通所 介護	⑦ 予防 通所 リハ	⑧ 予防 短期 生活	⑨ 予防 短期 療養	⑩ 予防 特定 施設	⑪ 予防 福祉 用具	⑫ 予防 用具 販売	⑬ 予防 居宅 支援	
鯖江市	11	3	12	6	50	11	8	3	4	1	3	2	1	115
越前市	15	2	21	8	70	20	6	5	7	4	2	1	2	163
池田町	1		3	1	4	1		1					1	12
南越前町	1		4	2	7	4	2	1	2				1	24
越前町	2		2	2	19	6	1	4	2				1	39
小計	30	5	42	19	150	42	17	14	15	5	5	3	6	353
県合計	135	23	177	73	665	178	62	64	49	17	36	33	28	1,540

表4 地域密着型サービス事業所数（市町別）

H22.3.31現在

	地域密着型					地域密着型（予防）				計
	小規模 多機能	認知症共同 生活介護	認知症 通所	小規模 特養	計	予防小規模 多機能	予防認知症 共同生活介護	予防認知 症通所	計	
鯖江市	4	4	2		10	4	4	2	10	
越前市	4	5	6		15	4	5	6	15	
池田町		1			1		1		1	
南越前町					0				0	
越前町	1	3	1		5	1	3	1	5	
小計	9	13	9	0	31	9	13	9	31	
県合計	45	52	40	10	147	38	47	38	123	

図3 在宅介護サービス受給者割合

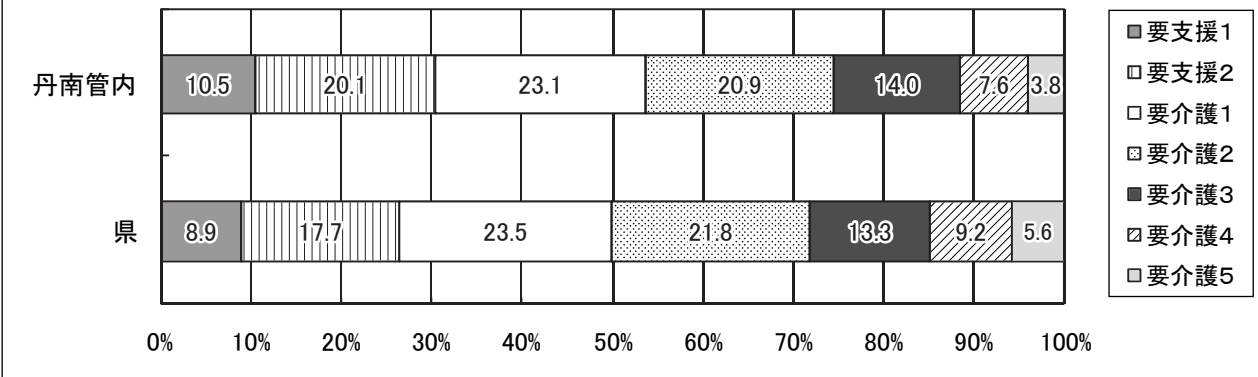


図4 サービス受給者の推移(県内)

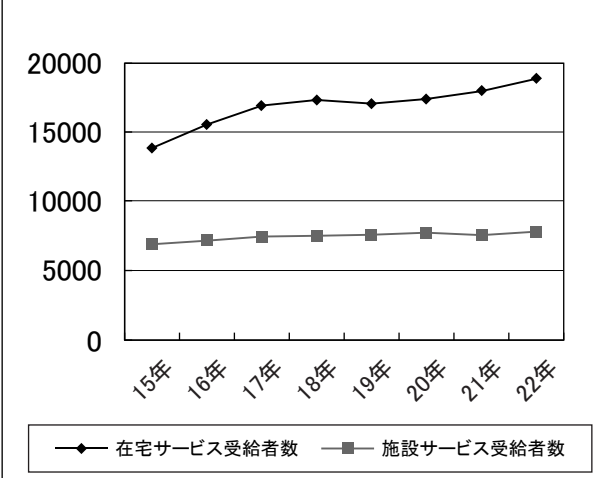
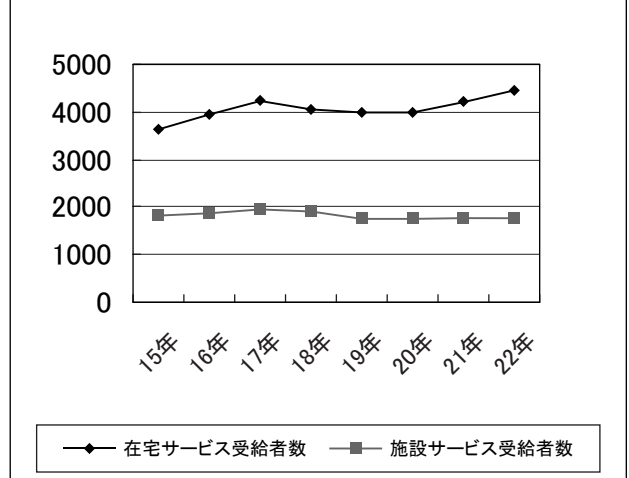


図5 サービス受給者の推移(管内)



IV 生涯を通じた健康づくり

1 栄養・健康づくり

(1) 健康づくりの推進

国は、人口の少子・高齢化が急速に進むなか、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すため、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を策定しました。これは疾病の発生そのものを予防する1次予防に重点をおき、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸や生活の質の向上を目的とした健康づくりのための国民運動で、この運動を推進するため、平成15年5月「健康増進法」が施行されました。

これを受けて県では、健康増進法の趣旨のもと、県民一人ひとりが生涯にわたって健康であり続けるための指針として、平成16年3月「元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、各種健康づくり施策を実施してきました。

センターでは、この「元気な福井の健康づくり応援計画（改定版）」に基づき、県民および地域住民の健康づくりを推進し、健康増進においての意識向上や普及啓発を図り、関係団体・機関と連携し、基盤整備の充実を図っています。

また、生活習慣病対策の中で「栄養・食生活」の果たす役割は大きく、健康づくりを推進していくためには欠かすことができません。これは同時に、生活の質とも大きく関わってきます。そこで、センターでは管内市町の栄養改善活動を支援するとともに、栄養成分表示等の情報提供、食環境の整備、給食施設の望ましい栄養管理の推進について指導・助言を行っています。

ア 管内の状況

平成9年度に施行された地域保健法に基づき、地域住民を対象とする栄養相談業務および一般栄養指導業務の実施主体が市町に委譲されました。しかし現在、丹南管内では、5市町のうち2町で行政栄養士が未配置となっており、人体生理に基づく栄養アセスメントからの適切な栄養支援指導対応が困難となる場合も予測されます。（表1）

また健康増進法の施行により、給食施設が「食事の提供」にとどまらず、個人への「栄養教育」という役割を担うことが明確にされました。このことは住民の健康づくり基盤として給食施設のあり方が位置づけられたと言えます。中でも特定給食施設において適切な栄養管理の実施が義務づけられ、そのための支援としてセンターが状況報告の結果に基づく個別の巡回指導等を実施しています。（表2）

表1 管内市町の栄養士の配置状況

平成21年度

栄養士の配置されている市町	鯖江市、越前市、越前町
栄養士の配置されていない町	池田町、南越前町

注) 栄養士未配置の町では、事業等に併せて在宅栄養士の雇いあげ、または、担当課の保健師で対応

表2 給食施設指導状況 平成21年度

	給食施設数	
	特定給食施設	その他の施設
巡回指導	102	42

表3 特定給食施設届出状況 平成21年度

種 類	件 数
事業開始届	1
栄養管理状況報告書	214
届出事項変更届出	1
事業休止(廃止)届出	0

表4 管理栄養士免許申請状況 平成21年度

種 類	件 数
免許申請	5
書換・名簿訂正申請	2
免許照合	10
再交付申請	0

表5 栄養士免許申請状況 平成21年度

種 類	件 数
免許申請	15
免許訂正申請	8
免許再交付申請	0

表6 給食施設の状況

平成21年度

	管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもある施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養 士・栄養士 どちらもい ない施設数	合計 施設数	
	施設数	管理栄 養士数	施設数	管理栄 養士数	栄養士数	施設数	栄養士数			
特定給食施設	学校	15	15	1	2	1	6	6	24	46
	病院	2	7	11	30	23				13
	介護老人保健施設	4	6	3	4	3				7
	老人福祉施設	3	3	3	4	4				6
	児童福祉施設	5	6	2	2	2	23	34	6	36
	社会福祉施設	2	2				4	4		6
	事業所	1	1	1	1	1	2	2	1	5
	寄宿舍						1	1	2	3
	一般給食センター						1	3		1
計	32	40	21	43	34	37	50	33	123	
その他	学校								3	3
	病院・医院	3	3	7	7	8	9	10	1	20
	介護老人保健施設			1	1	1				1
	老人福祉施設	0	0	2	3	2	7	8		9
	児童福祉施設	1	1				8	9	24	33
	社会福祉施設	1	1	1	1	1	5	5	12	19
	事業所						1	2	6	7
	寄宿舍								1	1
計	5	5	11	12	12	30	34	47	93	

注) 特定給食施設とは特定多数人に対して、継続的に1回100食、または、1日250食以上の食事を提供する施設
栄養士が施設に配置されているもののみを「配置されている」とみなす

イ 健康づくり・栄養改善事業

(7) 福井の健康づくり「食の応援団」推進事業

全国的に食生活に占める外食や、惣菜および持ち帰り弁当(以下、中食と略す)の利用は年々増加傾向にあります。

外食や中食を利用しながら「健康に気をつけた食事ができる」という食環境の整備を目的として、外食・中食等の提供者である関係業者と公的保健機関が連携し、平成 13 年度から『福井の健康づくり「食の応援団」健康づくり応援の店』事業を展開してきました。丹南地域では 82 件の飲食店等が登録しています。

(表 7)

表 7 「健康づくり応援の店」管内登録状況(業態別) 平成 21 年度

	飲食店	旅館・ホテル	弁当・惣菜菓子店	製造所	事業所給食その他	コンビニエンスストア	合計
鯖江管内	27	3	3	0	1	6	40
武生管内	22	0	7	1	2	10	42
合計	49	3	10	1	3	16	82

(i) 食生活・栄養管理支援事業

管内給食施設の栄養・健康づくり担当者を対象に、ライフステージごとの適切な栄養管理が普及、実施されるよう研修会を開催しています。平成 19 年から、学校・児童福祉施設対象とした研修会では「食事バランスガイド」を普及、活用するための研修会を重ねてきました。しかし活用が進まない事から、指導ポイントに重点を置いた研修会を開催しました。また今年度は、嶺北地区の 4 つの健康福祉センター合同で、嚥下食、摂食嚥下についての調理実習やシンポジウムを給食施設からの要望を元に実施しました。各給食施設では対象者への栄養ケアが実施されていますが、食生活における更なる質の向上につながるよう、今後も栄養管理の水準向上のための支援をしていく必要があると考えます。(表 8)

表 8 食生活・栄養管理支援事業実施状況

実施日	実施場所	内容	受講人数
平成 21 年 5 月 18 日	丹南健康福祉センター 2 階会議室	講義 「給食施設における栄養管理について」 「栄養管理状況報告書の記入について」 「特定給食施設等の監視指導について」	管内給食施設 の新任栄養士 等 (33 名)
平成 21 年 7 月 10 日	NOSA I 福井	講義 「福井県の地場産農林水産物の栄養成分について」 「食事バランスガイドの指導ポイントについて」	管内学校、児童福祉施設、 市町栄養士 (31 名)
平成 21 年 8 月 12 日 9 月 9 日 9 月 16 日	鯖江市健康福祉センター 仁愛短期大学 福井健康福祉センター	講義 「嚥下食の取り組みについて」 実習および試食 ※嶺北地区 4 つの健康福祉センター合同開催	管内医療機関・児童福祉施設 栄養士等 (45 名)
平成 21 年 10 月 28 日	福井県立図書館	事例発表・シンポジウム 「嚥下食について」 「『食べる』ということを考える」 「介護老人福祉施設における嚥下困難者への取組」 ※嶺北地区 4 つの健康福祉センター合同開催	管内医療機関・老人関係施設の 栄養士、看護師、介護職、ST 他 (46 名)

(ウ) 健康づくり運動普及事業

運動を行うことが生活習慣の予防に効果的であることは、よく知られています。しかし平成18年県民健康・栄養調査の結果では、全国と比べて県内の運動習慣を持つ人が少ないという結果が出ています。これを受けて、地域で健康づくりを普及している団体等を対象に、運動講習会を開催しました。(表9)

表9 健康づくり運動普及事業実施状況

実施日	場所	内容	受講者数
平成21年 9月30日	鯖江市健康福祉センター	たから運動体験交流会 ～ヨサコイ鳴子いっちょらい～	管内健康づくり 実践団体等 (62名)
平成21年 10月23日	越前市体育館	ニュー・スポーツ体験会 ～ストライク・マッチ・ボウリング、囲碁ボール～	管内健康づくり 実践団体等 (24名)

(エ) メタボリック対策推進事業

平成19年度より県民の生活習慣病の発症・重症化予防に向けて、メタボリック対策推進事業に取り組んでいます。平成21年度については下記の5項目について実施し、適切な食生活の実践指導や適度な運動習慣の定着に向けて支援しています。11月14日「世界糖尿病デー」のイベントに併設された、食生活について相談できる「食生活改善コーナー」では、多くの方の相談がありました。(表10)

表10 各種事業の実施状況

平成21年度

	事業項目	実施内容(開催回数・参加者等)
1	福井県版食事バランスガイドの普及啓発	研修会や各出前健康講座において普及 (延60名)
2	世界糖尿病デーにおける食生活改善コーナーの設置と啓発活動の実施	AOSSA1階 (相談者46名)
3	中食・外食業者に対するヘルシーメニュー支援	5店舗
4	「みんラジ」ムーブメントの展開 みんラジ推進隊登録	28件
5	「ふくいのとから」運動の普及啓発 研修会での普及	2回延べ86名

(オ) 女性の健康づくり推進事業

県では若い女性における健康増進の総合的な推進を図ることを目的として、20～30歳代女性の身体状況、栄養素等摂取量、健康意識等を明らかにするため、健康実態調査を実施しました。

管内では、2企業について調査を実施し、BMI18.5以下の「やせ」の方に対して、(社)福井県栄養士会が保健指導を実施しました。

表11 女性の健康づくり推進事業の実施状況

平成21年度

	20～30歳代 女性従業員数	調査対象者数	やせ者の数 (BMI18.5以下)	保健指導 対象者数	保健指導 実施者数
企業A	30	24	8	6	2
企業B	53	51	13	10	6

ウ 食生活改善推進員の地区活動状況

食生活改善推進員は、各地域においてボランティア活動を通じた栄養改善を行っています。管内の食生活改善推進員連絡協議会支部としては、鯖江支部（あすなろ会）と武生支部（わかな会）の2支部があり、地区活動状況は次のとおりです。（表12）

表12 活動項目別活動状況

平成21年度

市町	ヘルスポーター 21事業		生活習慣病 予防		母子の健康 貧血予防		高齢者の 健康・食生活		総数		自己 学習 回数
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
鯖江市	71	1,856	290	5,228	235	7,458	184	7,387	780	21,929	2,230
越前市	108	252	2,895	23,624	925	7,621	3,372	27,250	7,300	58,747	7,642
南越前町	38	143	511	1,120	171	957	277	1,398	997	3,618	326
合計	217	2,251	3,696	29,972	1,331	16,036	3,833	36,035	9,077	84,294	10,198

注) 現在、池田町、越前町は休会中。

(2) 児童生徒の喫煙防止対策

ア 目的

未成年者の喫煙対策は、極めて重要な問題であり、児童生徒が喫煙しない環境づくりと児童生徒の健康意識の向上にむけて関係機関が連携し、丹南地域における児童生徒の喫煙防止対策を推進することを目的とします。

イ 内容

① 未成年者喫煙防止研修会

小中高校の学校関係者（養護教諭、保健主事、生徒指導担当教諭等）を対象に研修会を開催

② 児童生徒の喫煙防止教室への支援

学校と連携し、児童生徒を対象に喫煙防止についての講演および実験等を実施

③ 世界禁煙デー・禁煙週間の取り組み

街頭キャンペーンで禁煙週間の普及物を配布し、喫煙防止について啓発

食品衛生講習会で関係者に資料を配布し、受動喫煙防止について啓発

④ 事業所に訪問し、禁煙対策を要請

⑤ たばこ関係健康教育教材等の貸出

2 多様な保健サービスの提供

(1) 母子保健

ア 市町母子保健事業の現状

近年、少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、母と子をめぐる様々な環境は大きく変化し母子保健対策の重要性は増大しています。

こうした状況に対応して、妊娠、出産、育児や乳幼児保健についてきめ細かくかつ一貫したサービスの提供を図るという観点から、平成9年度より健康診査、訪問・相談指導等の実施主体が県から住民に身近な市町に一元化され実施されています。

イ 各母子保健事業の実施状況

妊娠期の保健対策として、母子手帳の交付時面接等による健康相談を行い、分娩や出産に関する不安の軽減やハイリスク妊婦の把握につとめており、医療機関委託妊婦健診や訪問指導、妊婦教室、両親学級等を実施しています。

乳幼児期の保健対策としては、医療機関へ委託している乳児健診をはじめ、各市町が独自で実施している集団による乳幼児健診、育児相談、子育て教室および各種の子育てサロン等の自主グループへの支援等を実施しています。

また、思春期保健対策として、学校保健と連携して赤ちゃんとのふれあい(体験)教室等実施しています。

近年は、少子化対策として子育て支援策が充実されてきています。また、育児不安や児童虐待予防に対する母子保健での取り組みがますます重要になっています。

そのためには、保健・医療・福祉及び学校等関係機関のより一層の連携強化により、効果的な育児支援ネットワークを構築していくことが必要です。

表1 母子保健事業実施状況

平成21年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
健康診査	妊婦	★妊婦健診	★妊婦健診	★妊婦健診	★妊婦健診	★妊婦健診
	乳児	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 ★1歳児健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 赤ちゃん健診 (6～7か月) 乳幼児健診 (0～就学前希望者)	★1か月健診 ★4か月健診 ★9か月健診
	幼児	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 (絵本の読みきかせ実施) 3歳児健診 (歯科個別指導実施)	1歳6か月児健診 2歳児健診 2歳6か月児健診 3歳児健診 4歳児健診 5歳児健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 2歳6か月児歯科健診 3歳6か月児健診
健康相談		<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 お父さんの子育て手帳交付 乳幼児発達相談 ことばの相談 すくすく育児相談(前期・後期) 保健師相談会 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 父子健康手帳交付 2か月児セミナー(離乳食教室) 乳児育児相談(離乳食教室) こどもの発達相談 乳幼児育児相談(すこやかサロン) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 ★妊婦歯科保健指導 子育て相談 母乳哺育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 子育て相談室 妊婦相談(電話) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 妊婦相談 のびのび発達相談
健康教育	思春期	思春期保健福祉体験事業	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃん抱っこ体験学習 子どもの生活習慣病予防事業 教育相談(性感染症の予防) 			
	妊婦	・新米お父さん教室	・両親学級	・妊婦相談	・マタニティーセミナー	・マタニティースクール
	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> 幼児親子教室 かがやきキッズ(幼児) たくみ会(就学児) さくらんぼキッズ 	・のびのび発達教室	<ul style="list-style-type: none"> 子育て講演会 離乳食相談 なかよしひろば 絵本の窓 	<ul style="list-style-type: none"> 歯ピカ☆教室 虫歯予防教室 	<ul style="list-style-type: none"> 離乳食教室 幼児親子教室 歯みがき教室(保育所巡回) わいわいキッズ子育てサロン
(妊婦・申請時のみ)	家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> こんにちは赤ちゃん事業 乳幼児家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ハイリスク妊婦訪問 こんにちは赤ちゃん事業 乳幼児健診事後訪問 幼児健診未受診者訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦訪問(妊婦検診フォローより) 新生児訪問 こんにちは赤ちゃん事業 健診事後指導訪問 	<ul style="list-style-type: none"> こんにちは赤ちゃん事業 妊婦相談(訪問) 	<ul style="list-style-type: none"> こんにちは赤ちゃん事業 乳児家庭訪問(要フォロー児) 妊婦の電話・訪問
その他		<ul style="list-style-type: none"> 自主グループ支援(コスモスキッズ) 歯みがき教室 栄養指導 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人育児支援(通訳配置) 児童デイサービス事業 3歳児親子歯ッピー教室(フッ素塗布、歯みがきチェック、ブラッシング教室) 産後ケア事業 子育てグループ・子育てボランティアの育成 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 母乳栄養支援事業 ★3歳児歯科保健指導(フッ素塗布) ブラッシング指導 乳幼児発達支援事業 母子保健推進活動 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 虫歯のない子の表彰 母子保健関係者連絡会 保健推進員研修会 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援情報誌 特定不妊治療費助成事業

★は医療機関委託にて実施

(イ) 母子訪問活動状況

妊産婦、新生児および乳幼児訪問は、各市町の保健師等が行っており、訪問活動の取り組み状況は表 2 のとおりです。

育児不安や虐待予防等に対応していくためにも、訪問等による個別指導の充実が求められる中、平成 19 年度から市町における「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問することになりました。当事業の結果、新生児、乳児、産婦訪問が充実したものとなりました。

表 2 管内市町別対象別母子訪問活動状況

平成 21 年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
妊 婦	実人員		2		1	1
	延人員		2		1	1
産 婦	実人員	16	345	14	60	158
	延人員	16	345	14	60	158
新生児 (未熟児除く)	実人員	3	9			
	延人員	3	11			
未熟児	実人員		31		4	3
	延人員		31		4	3
乳 児 (新生児・未熟児除く)	実人員	453	201	16	62	158
	延人員	453	213	18	62	158
幼 児	実人員	22	217	1	17	22
	延人員	22	331	1	54	22
その他	実人員		29		2	2
	延人員		37		3	4

(地域保健事業報告より)

(ウ) 妊婦一般健康診査

妊娠中の疾病の予防と早期発見をめざし、各市町では妊婦に対し適切な指導を実施するため医療機関に妊婦の健康診査を委託して公費で行っています。平成 21 年 1 月 27 日から福井県では妊婦健診費無料化事業が開始され、妊婦健診が原則無料となりました。

平成 21 年度の管内の受診率は、妊娠前期 98.3 (96.9) %、妊娠中期 74.9 (92.9) %、妊娠後期 71.7 (91.3) % でした(カッコ内は平成 20 年度の受診率)。平成 20 年度に比べ、中期、後期の受診率が低くなっています。

受診結果では、妊娠期間が進むにつれて、「異常あり」が多くなっています。異常を認められた中では「貧血」が大半を占め、妊娠前期では 31 人 (1.8%) と低率ですが、妊娠中期では 352 人 (26.4%)、また妊娠後期では 318 人 (25.3%) でした。(表 3)

表3 妊婦一般健康診査状況

平成21年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内		
妊娠前期	受診票交付数	739	749	14	86	204	1,792		
	受診人数	732	751	14	75	189	1,761		
	受診率 (%)	99.1	100.3	100.0	87.2	92.7	98.3		
	受診結果 (件数)	異常あり	異常なし	706	720	13	72	183	1,694
			実人数	26	31	1	3	6	67
			延人数	26	33	1	3	6	69
			高血圧等 (%)	1	9	0	0	0	10
			貧血 (%)	0.1	1.2	0	0	0	0.6
			その他 (%)	15	13	0	1	2	31
				2.0	1.7	0	1.3	1.1	1.8
	10	11	1	2	4	28			
	1.4	1.5	7.1	2.7	2.1	1.6			
妊娠中期	受診票交付数	739	749	14	91	184	1,777		
	受診人数	512	581	12	63	163	1,331		
	受診率 (%)	69.3	77.6	85.7	69.2	88.6	74.9		
	受診結果 (件数)	異常あり	異常なし	357	410	11	45	126	949
			実人数	155	171	1	18	37	382
			延人数	156	179	1	18	38	392
			高血圧等 (%)	0	8	0	0	0	8
			貧血 (%)	0	1.4	0	0	0	0.6
			その他 (%)	144	156	1	17	34	352
				28.1	26.9	8.3	27.0	20.9	26.4
	12	15	0	1	4	32			
	2.3	2.6	0	1.6	2.5	2.4			
妊娠後期	受診票交付数	739	749	14	95	158	1,755		
	受診人数	489	572	14	60	123	1,258		
	受診率 (%)	66.2	76.4	100.0	63.2	77.8	71.7		
	受診結果 (件数)	異常あり	異常なし	347	418	11	46	91	913
			実人数	142	154	3	14	32	345
			延人数	144	165	3	14	32	358
			高血圧等 (%)	0	11	0	0	0	11
			貧血 (%)	0	1.9	0	0	0	0.9
			その他 (%)	133	140	2	14	29	318
				27.2	24.5	14.3	23.3	23.6	25.3
	11	14	1	0	3	29			
	2.2	2.4	7.1	0	2.4	2.3			

※「異常あり」の率は受診人員に対する割合

(市町母子保健実施状況報告より)

(イ) 乳児一般健康診査（医療機関委託分のみ）

乳児期の疾病の予防と早期発見を行い適切な指導をするため、各市町は医療機関に委託して公費による乳児の健康診査を行っています。「乳児一般健康診査受診票」は、母子健康手帳や母子保健のしおりに挿入され、乳児は1か月児・4か月児・9～10か月児健康診査を医療機関で受診できます。

平成21年度の管内の受診率は、1か月児健康診査98.0%、4か月児健康診査98.5%、9～10か月児健康診査96.3%と高率でした。

受診の結果、異常の認められたものは、1か月児健康診査143人(8.9%)、4か月児健康診査208人(12.5%)、9～10か月児健康診査196人(12.1%)でした。(表4)

市町によっては、医療機関委託の健康診査のほかに、乳幼児等を対象に集団健診を実施し、医師や保健師のほか、栄養士、食生活改善推進員や保健推進員がそれぞれの乳児の発達時期に合わせた相談や指導を併せて行っています。

表4 乳児一般健康診査状況（医療機関委託分のみ）

平成21年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内		
1 か月健診	実施方法	委託	○	○	○	○	-		
		集団						-	
	対象者数		682	691	21	68	181	1,643	
	受診者数		652	691	20	66	181	1,610	
	受診率（％）		95.6	100.0	95.2	97.1	100.0	98.0	
	受診結果 （件数）	異常なし		600	624	19	62	162	1,467
		異常あり （件数）	実人数	52	67	1	4	19	143
			延人数	52	67	1	4	19	143
			要指導	2	11	0	1	3	17
			要観察	35	39	1	2	12	89
要精検			10	8	0	0	2	20	
要治療			5	9	0	1	2	17	
4 か月児健診	実施方法	委託	○	○	○	○	-		
		集団						-	
	対象者数		684	741	21	63	180	1,689	
	受診者数		664	733	23	63	180	1,663	
	受診率（％）		97.1	98.9	109.5	100.0	100.0	98.5	
	受診結果 （件数）	異常なし		592	636	21	53	153	1,455
		異常あり （件数）	実人数	72	97	2	10	27	208
			延人数	72	97	2	10	27	208
			要指導	8	9	0	2	7	26
			要観察	35	34	0	3	10	82
要精検			4	5	0	1	4	14	
要治療			25	49	2	4	6	86	
9 ～ 10 か月児健診	実施方法	委託	○	○	○	○	-		
		集団						-	
	対象者数		673	711	21	75	204	1,684	
	受診者数		659	671	18	72	202	1,622	
	受診率（％）		97.9	94.4	85.7	96.0	99.0	96.3	
	受診結果 （件数）	異常なし		579	597	15	64	171	1,426
		異常あり （件数）	実人数	80	74	3	8	31	196
			延人数	80	74	3	8	31	196
			要指導	5	12	0	0	7	24
			要観察	55	25	2	4	12	98
要精検			4	4	0	1	1	10	
要治療			16	33	1	3	11	64	

（市町母子保健実施状況報告より）

(オ) 1歳6か月児健康診査

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等について、早期に発見し早期に適切な指導や療養の援助を行うことを目的に、幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語の発達の標識が容易に得られるようになる1歳6か月児に対して、市町が健康診査を実施しています。

なお、この健康診査では、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談等を行っています。市町においては、健診の場において心理相談員や家庭相談員を配置しているところもあります。

平成21年度の管内の対象者は1,708人で、受診者は1,655人、受診率は96.9%です。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は171人(10.3%)であり、多い順に身体発育の異常53人(3.2%)、運動機能異常51人(3.1%) 泌尿器生殖系疾患13人(0.8%)でした。精神発達遅滞等精神面において所見のみられた者は697人(42.1%)でした。また、その他の有所見者実数が98人(5.9%)でした。(表5)

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付されます。平成21年度に管内では16人に交付され、全員が受診しています。その結果、異常なしが5人、経過観察者が9人、要治療者が2人でした。(表6)

表5 1歳6か月児健康診査状況

平成21年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
対象者数(人)		684	744	17	83	180	1,708	
受診者数(人)		666	718	16	83	172	1,655	
受診率(%)		97.4	96.5	94.1	100.0	95.6	96.9	
身体面の異常	身体面有所見者実数	65	60	3	11	32	171	
	有所見率(%)	9.8	8.4	18.8	13.3	18.6	10.3	
	身体発育の異常	14	19	0	7	13	53	
	熱性けいれん	0	0	0	0	0	0	
	運動機能異常	22	17	2	2	8	51	
	眼科異常	4	3	1	0	0	8	
	てんかん性疾患	0	0	0	0	0	0	
	先天異常	2	1	0	2	0	5	
	耳鼻咽喉科疾患	5	4	0	0	1	10	
	血液疾患	0	0	0	0	0	0	
	皮膚疾患	2	5	1	2	2	12	
	循環器系疾患	5	2	0	0	2	9	
	呼吸器系疾患	2	3	0	0	0	5	
	消化器系疾患	1	3	0	1	1	6	
	泌尿器生殖系疾患	8	3	1	1	0	13	
	その他	0	0	0	0	5	5	
精神面	精神面有所見者実数	444	201	1	22	29	697	
	有所見率(%)	66.7	28.0	6.3	26.5	16.9	42.1	
	精神発達遅滞	274	143	1	17	20	455	
	精神行動上の異常	170	70	0	12	9	261	
その他	その他有所見者実数	59	32	0	1	6	98	
	有所見率(%)	8.9	4.5	0	1.2	3.5	5.9	
	育児環境	49	17	0	1	3	70	
	生活習慣	10	14	0	0	3	27	
	その他	0	1	0	0	0	1	
歯科健診	受診者数	665	718	16	83	172	1,654	
	むし歯の総数	43	45	0	0	10	98	
	虫歯なし	虫歯のない者計	653	698	16	83	169	1,619
		○1型	627	698	14	75	169	1,583
		○2型	23	0	2	8	0	33
		不詳	3	0	0	0	0	3
	虫歯あり	虫歯のある者計	12	20	0	0	3	35
		A型	7	17	0	0	3	27
		B型	3	1	0	0	0	4
		C型	1	2	0	0	0	3
		不詳	1	0	0	0	0	1
他異常	軟組織の異常	3	5	0	0	0	8	
	咬合異常	20	0	1	5	7	33	
	その他	64	133	1	0	2	200	

(市町母子保健実施状況報告より)

表6 1歳6か月児健康診査精密検査結果

平成21年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
交付数		7	9	0	0	0	16	
受診数		7	9	0	0	0	16	
検査結果	異常なし	1	4				5	
	経過観察 主な疾患名(人)	両側生移動精巣疑い(1) 正常範囲内機能性心雑音(1) 右陰嚢水腫(1) 右停留精巣(1) 寮内反膝(ブラウントン病疑い)(1)	5	行動発達の問題(1) 肥満細胞腫(1) 言語発達の問題(1) 生理的O脚(1)	4			9
	要治療 主な疾患名(人)	両強剛母子(ばね指)(1)	1	両外反偏平足(1)	1			2

(市町母子保健実施状況報告より)

(カ) 3歳児健康診査

3歳児は、幼児期のうちで身体発育及び精神発達の個人的差異が明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長発達に影響を及ぼすということで重要な時期です。この時期に運動、視覚、聴覚、言語等の異常やその他の疾病を早期に発見し、適切な援助を行うことを目的に、3歳児に対して市町が健康診査を実施しています。また、この健康診査では、生活習慣の確立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談などをおし、保護者への育児支援にも視点がおかれています。

平成21年度の管内の対象者は1,749人で、受診者は1,683人、受診率は96.2%でした。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は209人(12.4%)であり、多い順に眼科異常68人(4.0%)、泌尿器生殖系疾患40人(2.4%)、身体発育の異常33人(2.0%)でした。精神発達遅滞等精神面において所見のみられた者は400人(23.8%)でした。また、その他の有所見者実数が87人(5.2%)でした。(表7)

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付されます。平成21年度に管内では一般精密検査で25人に交付され、18人が受診しました。その結果、異常なしが7人、経過観察者が10人、要治療者が1人でした。眼科精密検査では37人に交付され27人が受診して、その結果、異常なしが8名、近視や乱視等で経過観察になった者が11人、乱視、弱視等で要治療になった者が8人みられました。耳鼻科精密検査では4人に交付され、3人が受診しました。その結果、異常なしが1人、経過観察者が1人、要治療者が1人でした。(表8)

表7 3歳児健康診査状況

平成21年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
対象者数(人)		696	776	13	80	184	1,749	
受診者数(人)		683	734	12	80	174	1,683	
受診率(%)		98.1	94.6	92.3	100.0	94.6	96.2	
身体面の異常	身体面有所見者実数	115	58	1	10	25	209	
	有所見率(%)	16.8	7.9	8.3	12.5	14.4	12.4	
	身体発育の異常	15	10	1	0	7	33	
	熱性けいれん	0	0	0	0	0	0	
	運動機能異常	12	3	0	0	6	21	
	眼科異常	29	30	0	2	7	68	
	てんかん性疾患	1	0	0	0	0	1	
	先天異常	3	0	0	0	0	3	
	耳鼻咽喉科疾患	11	4	0	2	3	20	
	血液疾患	0	0	0	0	0	0	
	皮膚疾患	3	2	0	2	2	9	
	循環器系疾患	3	5	0	2	0	10	
	呼吸器系疾患	1	1	0	0	0	2	
	消化器系疾患	3	1	0	0	0	4	
	泌尿器生殖系疾患	34	2	0	4	0	40	
	その他	0	2	0	0	0	2	
精神面	精神面有所見者実数	268	107	1	4	20	400	
	有所見率(%)	39.2	14.6	8.3	5.0	11.5	23.8	
	精神発達遅滞	111	65	1	3	9	189	
	精神行動上の異常	157	92	0	3	11	263	
その他	その他有所見者実数	60	15	1	1	10	87	
	有所見率(%)	8.8	2.0	8.3	1.3	5.7	5.2	
	育児環境	48	10	0	1	5	64	
	生活習慣	12	5	1	0	5	23	
	その他	0	0	0	0	0	0	
歯科健診	受診者数	680	734	12	80	167	1,673	
	むし歯の総数	142	651	19	77	123	1,012	
	虫歯なし	虫歯のない者計	533	539	6	66	128	1,272
		○1型	475	539	5	51	125	1,195
		○2型	57	0	1	15	0	73
		不詳	1	0	0	0	3	4
	虫歯あり	虫歯のある者計	147	195	6	14	39	401
		A型	96	129	3	5	19	252
		B型	38	58	2	7	13	118
		C型	13	8	1	2	7	31
		不詳	0	0	0	0	0	0
	他異常	軟組織の異常	0	3	0	1	0	4
		咬合異常	84	60	1	5	1	151
その他		0	96	0	0	1	97	
尿検査	受診者数	555	649	12	78	167	1,461	
	蛋白	+	13	6	0	0	7	26
		++以上	0	1	0	0	0	1
	糖	+	0	0	0	0	0	0
		++以上	0	0	0	0	0	0

(市町母子保健実施状況報告より)

表 8 3歳児健康診査精密検査結果

平成 21 年度

一般精密検査

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内		
交付数		15	9	0	1	0	25		
受診数		10	7		1		18		
検査結果	異常なし	5	2		0		7		
	経過観察 主な疾患名 (人)	無症候性血尿 (1) 尿潜血 (2) 右陰嚢水腫 (1) 身長伸びが悪い (1)	5	発達障害 (1) 情緒面の障害 (1) 対人・言語面の障害 (2)	4		右陰嚢水腫 (1)	1	10
	要治療 主な疾患名 (人)			発達障害 (1)	1		0	1	

(市町母子保健実施状況報告より)

眼科精密検査

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
交付数		12	24	0	0	1	37	
受診数		6	20			1	27	
検査結果	異常なし	2	5			1	8	
	経過観察 主な疾患名 (人)	弱視疑い (1) 遠視 (2)	3	近視 (6) 乱視 (2)	8			11
	要治療 主な疾患名 (人)	内反症 (1) 角膜びらん (1) 近視 (1) 外斜視 (1) (実)は 1 人	1	近視 (1) 弱視 (3) 乱視 (2) 両調節緊張 (1)	7			8

(市町母子保健実施状況報告より)

耳鼻科精密検査

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
交付数		1	2	0	0	1	4	
受診数		1	1			1	3	
検査結果	異常なし	0	1			0	1	
	経過観察 主な疾患名 (人)		0			左滲出性中耳炎 (1)	1	1
	要治療 主な疾患名 (人)	両滲出性中耳炎 (1)	1	0			0	1

(市町母子保健実施状況報告より)

イ 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、専門的技術的観点から市町を支援するとともに、未熟児訪問指導や育成医療、養育医療、小児慢性特定疾患等の医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

(7) 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下(クレチン)症は、放置すると知的障害や発育不良などの症状をきたしますが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障害を予防することが可能です。

発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されており、同時に検査することができるフェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下(クレチン)症の6疾病について行われています。医療機関で、生後5~7日目の新生児の足趾から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを県外検査機関に送付して検査が行われます。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

管内の平成21年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者数は2件でした。

表9 先天性代謝異常等検査

平成21年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内
平成21年度出生数	623	718	21	70	192	1,624
要精密検査者	2					2
要精密検査結果	異常なし	1				1
	異常あり	1				1
	経過観察					0
	その他					0

※ 出生数：市町村母子保健実施報告より(平成22年3月31日現在の出生数)

(イ) 母子医療給付状況(医療費公費負担制度)

小児に対する医療援護として、母子保健法に基づく未熟児養育医療給付、児童福祉法に基づく育成医療給付及び結核児童への療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく医療給付があります。

平成21年度の、給付者(実人数)は、育成医療59件、小児慢性特定疾患165件、養育医療38件でした。

表10 医療給付状況

(実人員)

種別	育成医療	小児慢性 特定疾患	養育医療	療育給付
平成17年度	63	167	35	0
平成18年度	74	180	29	0
平成19年度	68	155	53	0
平成20年度	66	169	46	0
平成21年度	59	165	38	0

a 育成医療

身体に障害のある児童、または現存する疾患を放置することにより将来において障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果の期待できるものを対象として、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うもので、昭和 29 年より実施しています。育成医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関（更正医療）に委託して行うものです。

当センターでは、育成医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および退院後の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 21 年度の育成医療給付（実人数）は 59 件であり、疾病別では、音声・言語障害や心臓障害によるものが多くありました。

表 1 1 育成医療給付状況（疾病別） (実人員)

年度別 疾病別	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度					
					鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
肢体不自由	6	11	7	5	9	1	4		1	3
視覚障害	8	5	7	10	4	2	1		1	
聴覚平衡 機能障害	1	6	5	2						
音声・言語 機能障害	14	24	20	32	26	4	14	1	2	5
心臓障害	22	14	20	8	10	4	3		2	1
腎臓障害	3	2	1	2	1		1			
その他の 内臓障害	9	12	8	7	9	4	2	1	1	1
計	63	74	68	66	59	15	25	2	7	10

b 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定の疾患についての治療研究を行い、医療の確立と普及を図るとともに、保護者の医療費の負担を軽減することを目的として、昭和 49 年より実施され平成 17 年度から児童福祉法に根拠規定がおかれることになりました。

小児の慢性疾患のうち、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額となり、また、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなる悪性新生物などの 11 疾患群（平成 17 年度より）が対象です。対象年齢は 18 歳未満の児童と制限されていますが、引き続き治療を必要とする場合には、20 歳になるまで医療の給付が行われます。

当センターでは、小児慢性特定疾患医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時及び申請中の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 21 年度の小児慢性特定疾患医療給付（実人数）は 165 件あり、疾病別では内分泌疾患によるものが最も多く、ついで悪性新生物でした。（表 12）

表 1 2 小児慢性特定疾患治療研究事業の給付状況（疾病別）

（実人員）

年度別 疾病別	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度					
					鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
悪性新生物	40	31	26	29	25	5	14		2	4
慢性腎疾患	9	16	12	17	19	5	9		1	4
慢性呼吸器系 疾患				2	4	2	2			
慢性心疾患	19	27	22	17	16	7	7			2
内分泌疾患	53	58	55	60	59	16	38	1	2	2
膠原病	6	5	3	3	2	1	1			
糖尿病	6	7	7	7	7	3	2		1	1
先天性代謝 異常	10	10	8	8	11	3	7			1
血友病等 血液・免疫疾患	10	10	8	8	6	2	2		1	1
神経・筋疾患	9	9	6	9	11	7	3		1	
慢性消化器疾患	8	7	7	6	5	2	3			
計	167	180	155	169	165	53	88	1	8	15

※ 慢性消化器疾患は平成 17 年度より疾患群に加われました

c 養育医療

未熟児は、生理的に種々の未熟性があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いため、生後すみやかに適切な措置を必要とします。

このため、母子保健法では出生時の体重が 2,000 g 以下の場合や、生活力が特に薄弱で身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う養育医療給付制度を設けており、昭和 22 年より実施しています。

未熟児に対する医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関に委託して行い、入院に要する費用が対象になっています。管内での養育医療の指定医療機関は、公立丹南病院のみであり、福井市内の指定医療機関に入院する児も多くあります。

管内の平成 21 年度の給付件数（実人数）は 38 件でした。（表 13）

当センターでは、養育医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時は保護者からの相談に対応し、児の退院後は保健師による家庭訪問を行い養育の相談に応じています。

表 1 3 出生体重別養育医療給付状況

平成 21 年度

年度別 区分 (g)	17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年度					
					鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
～1,000	4	5	7	6	4		3			1
1,001～1,500	7	4	7	11	13	7	5			1
1,501～2,000	15	10	18	10	10	3	3	1	2	1
2,001～2,500	5	8	11	12	5	3	1			1
2,501～	4	2	10	7	6	3	2			1
計	35	29	53	46	38	16	14	1	2	5

d 療育給付

結核は、一般に長期の療養を必要としますが、特に児童の場合には医療だけではなく、入院中の教育や生活指導等についても適切な措置を講ずる必要があります。このため、長期の療養を必要とする結核児童を厚生労働大臣又は知事が指定する病院に入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給しています。また、入院中の療養生活についても指導が行われており、療養に必要な物品が支給されています。

管内では、平成 17～21 年度の療育申請はありませんでした。

(ウ) 母子保健相談実施状況

平成 21 年度の低出生体重児・長期療養児・障害児等について家庭訪問および相談の実施状況は下記のとおりです。(表 14、15)

表 1 4 母子保健相談状況

平成 21 年度

訪問										電話 相談 (延 人員)	面 接 (延 人員)
産婦		低出生体重児		乳児		幼児		計			
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
37	46	40	63	4	4	8	10	89	123	196	397

(地域保健事業報告より)

表 1 5 長期療養児・障害児相談状況

平成 21 年度

実人員	相 談									訪 問		電話 相談 (延 人員)
	延 人 員									実 人 員	延 人 員	
申請等	医 療	家 庭 看 護	福 祉 制 度	就 学	食 事 栄 養	歯 科	そ の 他	計	実 人 員			延 人 員
322	315	12	9	3	4	6	0	18	367	5	8	10

(地域保健事業報告より)

(イ) 育児不安解消サポート事業

当センターでは、虐待に発展する恐れのある家庭の親に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成17年度より育児不安解消サポート事業を実施しています。(表16)

表16 育児不安解消サポート事業実施状況 平成21年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	12	親グループワーク (参加者が少ないと 個人面接方式)	臨床心理士(24回) 精神科医師(7回) 保育士(0回) 保健師 家庭相談員 (センター・鯖江市)	親 実9名 延28名 子 実10名 延47名
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	12	子グループ (自由あそび)		親 実15名 延45名 子 実12名 延41名
合 計	24			親 実24名 延73名 子 実22名 延88名

(ロ) 特定不妊治療費助成事業

当センターでは、不妊治療を受けている夫婦の財政的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成16年度より体外授精および顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。平成18年度からは、1年度あたりの助成回数が2回に、平成19年度からは3回に拡大されました。(表17)

表17 特定不妊治療費助成事業実施状況

年 度	申請数	治療内容		妊娠有
		体外授精	顕微授精	
平成17年度	35	18	17	4
平成18年度	78	32	46	9
平成19年度	145	51	94	15
平成20年度	162	70	92	39
平成21年度	161	84	77	30

(2) 歯科保健対策

ア 歯科保健対策の現状

歯科保健対策の現状は表1のとおりです。

表1 歯科保健対策の現状

平成21年度

事業名	実施内容
母子歯科保健事業	母子保健法：1歳6か月児および3歳児歯科健康診査 児童福祉法、学校保健法：年1回以上の歯科健診（各幼稚園・保育園）
学校歯科保健事業	学校保健法：年1回以上の歯科健診（各小中学校・高等学校）
老人歯科保健事業	健康増進法：40歳以上を対象に歯科保健指導、歯周疾患検診（市町）
歯科保健推進事業	成人歯科保健事業：20～40歳までの住民対象に歯科健診や歯科保健指導等を実施（市町）

イ 歯科事業概要

(7) 健康な歯を守る「8020運動」事業

生涯を通じた歯および口腔の健康増進を目的とし、ライフステージに応じた歯科保健対策を推進しました。平成20年度は妊産婦と40歳代の働き盛りの世代、平成21年度は妊産婦と20歳以上の方を対象に無料歯科健診の定着を推進しました。（表2）

表2 妊産婦、20歳以上の歯科健診の受診者数（実人数）

平成21年度

	福井県	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計
妊産婦	730	72	82	1	9	18	182
20歳代以上	1,948	161	448	1	103	12	725
合計	2,678	233	530	2	112	30	907

※市町の歯科保健事業実施報告より

(3) 結核予防・対策

ア 健康診断

(7) 定期的健康診断

結核予防法は、平成19年4月1日から『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下、感染症法という）に一元化され、結核は二類感染症に位置づけられました。

感染症法においても結核予防法と同様、結核感染の危険性の高い事業所（学校・施設・医療機関等）に勤務する職員に対しては事業主が、学校（大学・高校・専修学校等）の学生、生徒に対しては学校長が、施設（保健・老人介護施設等）の入所者に対しては施設の長が、また、一般住民（65歳以上及び自治体が必要と認める者）に対しては市町長の責任で定期的に健康診断を実施するよう定めています。

表1 事業所および学校における受診状況

年度	区分	事業所	大学・高校・施設・その他
平成17年度		2,952	4,376
平成18年度		8,845	4,154
平成19年度		3,955	1,939
平成20年度		6,904	1,736
平成21年度		5,216	3,552

注) 受診者数は、各事業所、学校、施設からの実施報告

表2 (一般住民)結核健康診断実施状況 平成21年度

市町	区分	対象者	受検者	受診率(%)
鯖江市		14,357	3,079	21.4
越前市		20,156	4,166	20.7
池田町		2,271	738	32.5
南越前町		3,899	840	21.5
越前町		6,979	1,904	27.3
計		47,662	10,727	22.5

(イ) 接触者健康診断

新登録患者に対して症状や接触の状況を調査し(菌陽性患者の1週間以内訪問率100%)、患者家族および接触者の感染や発病の有無を追跡するため、接触者健康診断を行っています。健診の対象者、回数および追跡期間は、患者の排菌量やエックス線画像所見および患者の行動や環境等の要因により決定し、必要に応じて直後・2か月後・6か月後・1年後・1年6か月後・2年後まで健診を実施しています。健診は問診、ツベルクリン反応検査、胸部レントゲン検査、クオンティフェロン検査(QFT検査)、診察を効果的に組み合わせることにより感染、発病の有無を確認します。

表3 患者家族・接触者健診内容

年度	区分	受診者			検査結果		
		ツベルクリン 反応検査	エックス線検査		QFT検査	要医療	異常なし
			間接	直接			
平成17年度		11	0	85		0	42
平成18年度		30	0	121		0	96
平成19年度		11	79	121	11	2	220
平成20年度		66	0	155	77	6	292
平成21年度		3	0	96	33	5	127

イ 精密検査

平成 21 年末現在の結核登録者、新登録者は表 4 から表 8 に示すとおりです。

保健所は、届出のあった結核患者を登録し服薬や生活環境について訪問指導を行うと共に、治療終了後の管理も実施しています。治療終了後、登録時菌陽性（排菌していた）の患者は 2 年間、菌陰性・肺外結核（肺以外の結核）の患者は 1 年間経過を観察し、再発の恐れがなければ登録を除外します。この期間に行う検診を精密検査といいます。

平成 21 年中の登録患者のうち精密検査が必要な方は 60 名であり、医療機関での経過観察が行われていない 5 名が対象となり全員が受診しました。検査の結果、経過観察が必要な方は 29 名で、31 名が再発の恐れが無く登録から除外されました。

表 4 結核患者登録者数・新登録者数（市町別・年次別）

H21. 12. 31 現在

年 市町	登録者数						新登録者数					
	16年	17年	18年	19年	20年	21年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
鯖江市	21	23	15	20	12	19	7	9	8	10	4	16
越前市	38	46	31	33	37	28	16	11	22	20	18	23
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	4	6	5	6	7	9	1	3	1	2	6	5
越前町	3	3	4	9	10	7	1	2	5	6	3	2
計	66	78	55	68	66	63	25	25	36	38	31	46
県計	324	296	275	257	252	228	160	139	141	136	118	126
管内罹患率	(10万人あたりの新登録者数)						14.0	13.9	18.4	19.6	16.1	24.1
県罹患率	(10万人あたりの新登録者数)						19.4	16.9	17.2	16.7	14.5	15.6

表 5 結核患者新登録者数（活動性分類別・性・年齢階級別）

H21. 12. 31 現在

活動性 分類 年齢別	活動性肺結核									活動性肺外結核	潜在性結核 感染症			計				
	感 染 性						菌陰性その他				男	女	計	男	女	計		
	塗抹陽性		その他の菌陽性															
	男	女	計	男	女	計	男	女	計									
0～4													1	1	0	1	1	
5～9													2	1	3	2	1	3
10～14																		
15～19							1	1					1	1	0	2	2	2
20～29						2	1	3							2	1	3	3
30～39		2	2	1		1									1	2	3	3
40～49												1	1	2	1	1	2	2
50～59	1		1	1		1		1							3	0	3	3
60～69	1		1				1	1	2				2	2	2	3	5	5
70～	4	3	7	2	2	4		3	3	5	4	9	1		1	12	12	24
計	6	5	11	4	2	6	4	6	10	5	4	9	4	6	10	23	23	46

表6 結核新登録患者の排菌状況（市町別） H21.12.31現在

年 市町	平成21年		
	新登録者数	塗抹陽性患者数	培養陽性患者数
鯖江市	15	2	2
越前市	24	8	4
池田町	0	0	0
南越前町	5	1	0
越前町	2	0	0
計	46	11	6

表7 結核患者新登録者数（年齢階級別・市町別） H21.12.31現在

年齢 市町	総数		0～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
鯖江市	15	8	7	1	2	2		1	1					1	4	3	
越前市	24	12	12	1	2		1		1	1	1	2		1		7	7
池田町	0	0	0														
南越前町	5	2	3											1	1	1	2
越前町	2	1	1								1			1			
管内	46	23	23	2	4	2	1	1	2	1	1	3		2	3	12	12

表8 結核患者登録者数（年齢階級別・市町別） H21.12.31現在

年齢 市町	総数		0～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
鯖江市	19	11	8			2		1	1			2	1	2	1	4	5
越前市	28	11	17				1	2	2				1	1	1	8	12
池田町	0	0	0														
南越前町	9	5	4			1						2		1		1	4
越前町	7	3	4					1				1			1	1	3
管内	63	30	33			3	1	4	3			5	2	4	3	14	24

表9 精密検査受診状況

区分 年度	検診 対象者	受診者数		受診率 (%)	判定結果		
		保健所実施	計		要医療	経過観察	治癒
平成17年度	16	16	16	100.0	0	4	12
平成18年度	11	11	11	100.0	0	3	8
平成19年度	49	3	49(医療機関実施を含む)	100.0	0	34	15
平成20年度	56	4	56(医療機関実施を含む)	100.0	0	35	21
平成21年度	60	5	60(医療機関実施を含む)	100.0	0	29	31

ウ 結核医療

(7) 公費負担

結核の適正な医療を推進するため、結核医療費を公費で負担する制度が設けられています。これには感染症法第37条(入院勧告患者)と第37条の2項(結核患者)によるものがあります。

表10 結核医療費公費負担承認状況(法第37条2項分)

H21.1.1~H21.12.31

区分 年	申請 件数	合格 件数	総計	承認件数及び被保険者別							不承認 件数
				健康保険		国民健康保険			生活 保護	高齢	
				本人	家族	一般	退・本	退・家			
平成17年	52	49	49	7	3	6	2	1	0	30	3
平成18年	53	53	53	8	1	4	6	0	1	33	0
平成19年	53	51	51	5	0	12	1	1	0	32	2
平成20年	52	52	52	5	4	15	0	0	0	28	0
平成21年	65	64	64	8	8	21	1	0	0	26	1

表11 入院勧告患者数の推移(法第37条分)

H21.1.1~H21.12.31

区分 年	前年末 (A)	新規 (B)	転帰(解除) (C)	本年末 (A+B-C)
平成17年	5	13	18	0
平成18年	0	11	10	1
平成19年	1	21	21	1
平成20年	1	19	17	3
平成21年	3	18	20	1

(イ) 地域DOTS事業

福井県では平成17年4月の結核予防法改正と同時に地域DOTS事業を開始しました。地域DOTS事業とは、結核患者の治療中断を防止し、薬剤耐性菌の出現することなく治療終了に導くための服薬管理支援です。具体的には、登録時結核塗抹陽性患者およびその他の菌陽性肺結核患者で服薬困難な患者等を対象に、医療機関と定期的なカンファレンス等を通し連携をはかりました。地域では服薬中断リスク評価と地域DOTS服薬支援計画に基づき、訪問・面接・電話などにより服薬支援を実施しました。

表12 結核患者家庭訪問・相談状況

区分 年度	訪問指導		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成15年度	50	61	15	73
平成16年度	49	62	49	96
平成17年度	52(15)	83(31)	30	68
平成18年度	44(11)	117(58)	36	165
平成19年度	44(14)	93(41)	106	202
平成20年度	58(11)	156(106)	90	256
平成21年度	42(14)	113(44)	25	325

注) () 内は、DOTS実施再掲

表13 地域DOTS事業治療成績

区分 年	治癒	治療 完了	結核 死亡	結核外 死亡	脱落 ・中断	治療 失敗	転出	計
平成17年	2	2		2				6
平成18年	4	2		2			1	9
平成19年	5	5		3				13
平成20年	3	6	1	2				12
平成21年	2	3	3	2		2		12

(4) 感染症対策

ア 感染症発生届出状況

平成19年4月1日に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下、感染症法という）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直しが行われました。届出対象疾患に「南米出血熱」「オムスク出血熱」等が追加され、結核予防法の廃止・統合に伴い「結核」が二類感染症に追加されました。また、「SARS」が一類感染症から二類感染症に変更され、公衆衛生水準の向上に伴い「コレラ」「細菌性赤痢」「腸チフス」「パラチフス」が入院の必要であった二類感染症から、就業制限の対象となる三類感染症に変更されました。

また、平成20年1月1日より、五類感染症の麻疹・風疹が全数報告の感染症となり、平成20年5月12日より厚生労働省から感染症法の一部を改正する法律等の施行の通知があり、感染症の類型に新たに「新型インフルエンザ等感染症」を加えるとともに、鳥インフルエンザ（H5N1）は二類感染症、H5N1以外の鳥インフルエンザは四類感染症、インフルエンザは五類感染症（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く）として整理されました。

全数報告が義務付けられている感染症以外の五類感染症（感染性胃腸炎・インフルエンザ等）については、学校や医療機関等から集団発生の報告があり、当センター職員が調査を行い感染拡大防止の指導をしたものを掲載しています。

表1 感染症発生状況

平成21年

感染症類型	一類	二類	三類	四類	五類(全数報告)	五類(集団発生)	その他
感染症名	新型インフルエンザ	結核	腸管出血性 大腸菌感染症	レジオネラ	①急性脳炎 ②麻疹	①感染性胃腸炎	なし
件数(人数)	別紙 記載	別紙 記載	7(7)	1(1)	①2(2) ②1(1)	①3(147)	0(0)

注) 一類～四類感染症は、全数直ちに届出が必要、五類感染症は全数届出と定点報告がある

イ エイズ・肝炎予防対策

平成元年にエイズの蔓延の防止に必要な措置を定めたエイズ予防法は、平成11年に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下「感染症法」という。）に統合され、平成15年の「感染症法」改正により五類感染症に含まれました。

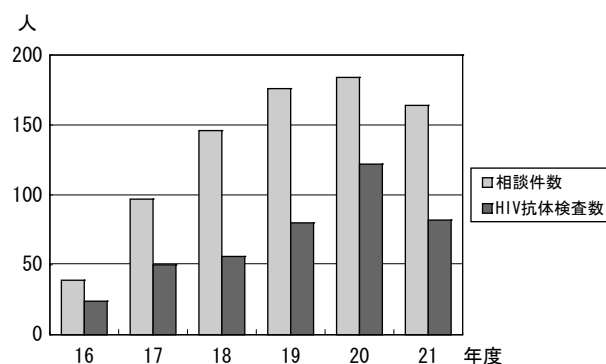
当センターにおいても、昭和62年からエイズの感染予防や感染の不安に対応するための、電話および面接相談を開始しています。平成5年度からは安心して受けられる検査体制を整備し、平成6年度からは同検査を無料化し「保健所でのエイズ相談業務およびHIV抗体検査マニュアル」（改定平成19年4月1日）に基づき月2回の定例エイズ相談および随時の相談を行っており、平成18年4月からは月4回実施しています。平成18年度より、HIV検査普及週間および世界エイズデーに合わせ、予防意識の向上・検査機会の拡大のため、夜間エイズ相談・HIV抗体検査を実施しています。

また、平成18年11月よりエイズ相談検査日に併せて、B型肝炎、C型肝炎の肝炎検査についても、「保健所での肝炎相談業務および肝炎ウイルス検査マニュアル」に基づき、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。なお、厚生労働省が、フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表に伴いC型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけを行ったため、平成19年度は肝炎相談および検査件数が多数みられました。

平成21年度も平成20年度と同様に、HIV抗体検査に併せての肝炎検査が大半を占めました。

表2 エイズ相談、HIV抗体検査実施状況（単位：件）

年度	区分	相談件数	HIV抗体検査数
平成16年度		39	24
平成17年度		97	50
平成18年度		146(10)	56(10)
平成19年度		176(17)	80(10)
平成20年度		184(13)	122(13)
平成21年度		164(20)	82(20)



※（ ）内は夜間相談・検査件数

表3 肝炎相談、検査実施状況（単位：件）

年度	区分	B型肝炎		C型肝炎	
		相談件数	HBs抗原検査数	相談件数	HCV抗体等検査数
平成19年度		255	175	752	257
平成20年度		118	111	158	89
平成21年度		145	95	173	90

(7) 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎ウイルス性肝炎およびC型肝炎ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏功すれば、ウイルスを除去し、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患です。平成20年4月からインターフェロン治療医療費の助成を行っています。

（平成22年4月から、B型肝炎ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療も助成対象とする等の制度改正が行われます）

平成21年度申請数 21件

ウ 予防接種

定期予防接種は「予防接種法」に基づき市町において実施しています。麻しんおよび風しん対策を強化するために、麻しん風しん（MR）混合ワクチンの2回接種が平成18年4月より導入されました。また、平成19年の麻疹排除計画に基づき、平成20年4月より5年の期間に限り、第3期（中学1年生相当）、および第4期（高校3年生）が新たに予防接種の機会に追加されました。

表4 定期予防接種実施状況

H22.3.31 現在

種 別		年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度					
							鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
急性灰白 髄炎	第1回	実施数	1,780	1,691	1,746	1,700	680	698	27	76	198	
		率(%)	72.1	67.3	69.1	77.3	67.2	74.4	96.4	89.4	95.7	
	第2回	実施数	1,797	1,669	1,789	1,745	641	691	14	100	186	
		率(%)	79.8	77.3	80	82.1	80.5	75.4	66.7	82.6	86.5	
三種混合 (ジフテリア、 百日咳、 破傷風)	第1期	第1回	実施数	1,815	1,783	1,781	1,725	637	729	24	70	211
			率(%)	96.9	96	94.7	94.6	92.3	94.3	96	100	84.4
		第2回	実施数	1,765	1,732	1,804	1,754	638	721	23	78	213
			率(%)	93.7	94	96.2	95.1	92.5	96.3	92	91.8	85.2
	第3回	実施数	1,678	1,670	1,800	1,718	689	715	23	82	223	
		率(%)	89	90.7	95.7	90.8	99.9	96.5	92	70.7	89.2	
	1期追加	実施数	1,849	1,532	1,670	1,724	706	777	20	78	162	
		率(%)	90.9	88.9	88.7	84.5	91.5	90	76.9	35.8	85.3	
二種混合 (ジフテリア、 破傷風)	第2期	実施数	2,066	2,202	1,918	1,803	602	836	18	120	229	
		率(%)	99.1	97.2	77.2	88.4	85.3	91.9	100	97.6	96.6	
麻しん	第1期	実施数	1,998	1,481	1,806	1,696	683	711	13	91	195	
		率(%)	105.6	82.4	95.2	95.3	98.3	92.1	76.5	96.8	98.5	
	第2期	実施数			1,794	1,828	686	805	13	114	224	
		率(%)			94.1	96.6	95.5	96.9	100	100	99.1	
	第3期	実施数				1,979	660	873	32	120	252	
		率(%)				95.3	95.2	94.7	100	96	96.6	
	第4期	実施数				1,886	623	819	31	137	245	
		率(%)				91.4	91.9	91	100	94.5	91.1	
風しん	第1期	実施数	2,492	1,570	1,807	1,696	683	711	13	91	195	
		率(%)	123.4	86.2	95.3	95.3	98.3	92.1	76.5	96.8	98.5	
	第2期	実施数			1,793	1,828	686	805	13	114	224	
		率(%)			94.1	96.6	95.5	96.9	100	100	99.1	
	第3期	実施数				1,978	661	873	32	120	252	
		率(%)				95.3	95.4	94.7	100	96	96.6	
	第4期	実施数				1,886	623	820	31	137	245	
		率(%)				91.3	91.9	91.1	100	94.5	91.1	
日本脳炎	1 期 初 回	第1回	実施数	400	34	107	141	49	451	15	10	42
			率(%)	19.1	1.6	5.8	6.1	7.2	15.2	21.1	15.2	23.1
	第2回	実施数	296	34	110	148	45	402	15	10	39	
		率(%)	13.9	2.1	6.1	6.3	6.6	13.2	21.4	15.1	21.4	
	1期追加	実施数	397	86	165	88	5	101	0	5	2	
		率(%)	19.5	4.5	8.8	3.6	0.7	4.3	0	7.5	1.1	
	2期	実施数	883	3	230	139	0	52	0	0	5	
		率(%)	40.5	0.3	11.7	6.7	0	5.7	0	0	2.2	
B C G	実施数	1,791	1,721	1,614	1,654	654	725	25	61	180		
	率(%)	98.8	98.1	95.2	96.8	99.5	99.9	96.2	98.4	99.4		
インフルエンザ	実施数	26,316	24,214	26,329	28,285	8,234	11,167	826	2,376	3,741		
	率(%)	56.6	54.7	58.2	61.5	54.8	54.7	63	66.6	57.4		

エ ライフステージ別感染症教室

結核、感染症、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図り発生の予防啓発のために、研修会・講演会などを開催しました。

表5 感染症教室の実施状況

平成21年度

	年月日	内 容	対 象	参加人数
1	平成21年6月17日	感染症と食中毒予防	わかたけ共済部職員	60
2	平成21年7月18日	医療従事者を対象とした結核予防研修会	医療従事者	54
3	平成21年7月28日	医療従事者を対象とした結核予防研修会	医療従事者	147
4	平成21年7月29日	施設における感染症対策	ことぶき荘職員	70
5	平成21年9月25日	社会福祉施設における新型インフルエンザ対策研修会	社会福祉施設職員	72
6	平成21年9月29日	社会福祉施設における新型インフルエンザ対策研修会	社会福祉施設職員	75
7	平成21年10月18日	新型インフルエンザ予防講座	一般市民	100
8	平成21年10月26日	感染症・食中毒予防と発生時対応	ほのぼの苑職員	60
9	平成21年11月6日	児童福祉施設における新型インフルエンザ対策研修会	管内児童福祉施設	66
10	平成21年11月14日	新型インフルエンザ対策	聴覚障害者	16
11	平成21年11月17日	新型インフルエンザ対策	手話通訳者	7
12	平成21年12月9日	新型インフルエンザ予防講座	一般市民	30
13	平成22年3月24日	感染症の予防と対策	一般高齢者	40

オ 新型インフルエンザ対策

平成21年にメキシコで豚から人への感染から始まった新型インフルエンザは、空港で確認されたものは別として、平成21年5月連休後に近畿地方を初発に全国に感染が拡大しました。本県でも連休中から疑われる患者のウイルス検査を始め、当センター管内では7月20日に初めて感染者が確認されました。その後、秋に入り感染が急速に広まり、当管内の感染のピークは11月下旬と思われ、休日診療で通常期の数倍の患者を診た病院もありました。幸い大きな混乱もなく、徐々に患者数が減り、年度末には季節型インフルエンザを下回る状況になりました。今回の新型インフルエンザは、幸いにもこれまでの季節型のものと大きな違いがなかったことと、管内医師会を始めとした医療機関や教育、福祉施設などの適切な対応で大きな混乱は避けられました。また、前年度から強毒性インフルエンザの発生が危惧されていたことから、地域全体で一定の緊張感が保たれたことも爆発的な感染の防止に役立ったと思われます。

新型インフルエンザ対策については、平成21年6月19日に運用指針の改定がなされ、7月24日に新型インフルエンザ患者の全数把握を行わない旨の『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下、改正省令という）』が施行されました。本県においても、運用指針改定および省令改正の主旨を踏まえつつ、より効率的に診療および検査を行うため、主に学校と福祉施設に重点を置いて、複数の感染が確認された施設に対して十分な指導を行うとともに、施設職員等への研修に出向くなど感染防止に努めてきました。また、国の示す基本的対処方針・運用方針に基づき、管内の関係機関による地域調整会議を実施し、丹南地域における医療体制の整備と関係機関の連携強化を図ってきました。

当センターの平成21年度における事業実績は表1～8に示すとおりです。

表1 発熱相談センターとしての相談対応総数

期間	H21/4/26～H22/2/23
計上対象相談	一般・発熱・ワクチン等の相談
総計	4741件

表2 発熱外来紹介患者総数

期間	H21/5/1～H21/7/23
県立病院紹介患者	7名（うちPCR検査実施者0名）
丹南病院紹介患者	40名（うちPCR検査実施者8名）
計	47名（うちPCR検査実施者8名）

表3 健康観察者総数

期間	H21/5/1～H21/5/23
検疫所からの連絡者 対応件数（人数）	268件（42名）
病院からの連絡者 対応件数（人数）	18件（4名）
計	286件（46名）

表4 クラスタサーベイランス

（国通知による施行6/25、福井県7/24～）

報告総数 52件（H22.2.24現在）

小学校	6	
中学校	9	
高等学校	12	
大学	0	
医療機関	1	
社会福祉施設	保育所・保育園	23
	障害者福祉施設	1
計	52	

表5 入院サーベイランス

（国通知による施行6/25、福井県7/24～）

報告総数 61件（H22.2.24現在）

分類	絶対数	割合
乳児（1歳未満）	9	14.75%
小児（1歳～小学3年生）	30	49.18%
小学4年生～高校生	9	14.75%
20～29歳	1	1.64%
30～39歳	2	3.28%
40～49歳	2	3.28%
50～59歳	4	6.56%
60～69歳	1	1.64%
70～79歳	2	3.28%
80歳以上	1	1.64%
計	61	100%

表6 インフルエンザ様疾患発生報告

（国通知による施行6/25、福井県7/24～）

報告総数 312件（H22.2.24現在）

保育園・保育所	32
幼稚園	25
小学校	159
中学校	47
高等学校	32
高等専門学校	15
養護学校	2
その他	0
計	312

表7 PCR検査

期間	H21/5/1～H22/2/22
総計	46件

表 8 新型インフルエンザに関する所内研修会

実施日・場所	議題	講師	参加数
平成 21 年 4 月 9 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	1、講義 『鳥インフルエンザと新型インフルエンザ』 2、対応説明 『野鳥の死亡にかかる相談対応』 3、対応シミュレーション 『回収・現地調査の方法』	講師 丹南健康福祉センター 医幹 武藤 眞 健康増進課職員 地域支援 G 職員	24 名
平成 21 年 4 月 14 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	講義 『新型インフルエンザの現状と対策』	講師 丹南健康福祉センター 医幹 武藤 眞	27 名
平成 21 年 5 月 27 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎 5 月 28 日 丹南健康福祉センター 武生庁舎	講義 『新型インフルエンザとその対応』	講師 丹南健康福祉センター 医幹 武藤 眞	23 名

表 9 地域調整会議実施状況

平成 21 年度

開催年月日	出席者	内 容
4 月 30 日 (木) 19:00～ 21:00	医師会・薬剤師会 感染症指定医療機関 消防本部・警察署 商工会議所・学校関係 市町・県関係機関	・県からの情報提供 ・各機関における現状報告
8 月 28 日 (金) 19:00～ 21:00	医師会・薬剤師会 感染症指定医療機関 消防本部・警察署 市町・県関係機関	・これまでの新型インフルエンザ対策について ・秋冬に向けた今後の地域対策について
9 月 29 日 (火) 19:00～ 21:00	管内医療機関 消防本部・市町 県関係機関	・新型インフルエンザ外来患者への対応について ・新型インフルエンザ患者の入院への対応について
10 月 29 日 (木) 19:00～ 21:00	医師会・薬剤師会 感染症指定医療機関 消防本部・警察署 市町・県関係機関	・現在の流行状況 ・新型インフルエンザサーベイランス体制変更について ・新型インフルエンザワクチンについて

(5) 難病対策

ア 特定疾患治療研究事業

難病のうち特定疾患については、研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及と患者の医療費の負担軽減を図っています。

イ 特定疾患患者相談事業

平成3年度から、難病患者を対象に疾患に対する知識の普及や患者同士の交流を図るため、講演会や交流会を開催しています。

表1 特定疾患相談会実施状況

平成21年度

	年月日 会場	対象	参加数	内容
1	平成21年4月11日 鯖江市健康福祉センター	神経系疾患	24	・学習会「自宅でできるリハビリ教室」 ・実技
2	平成21年7月4日 鯖江市健康福祉センター	全疾患	18	・ミュージックケア
3	平成21年7月8日 武生庁舎	免疫系疾患	7	・講演会「治療を継続するために大切なこと」 ・交流会
4	平成21年12月12日 越前市福祉健康センター	パーキンソン病関連疾患	45	・講演会「パーキンソン病関連疾患の治療と療養生活について」 ・交流会
5	平成21年12月25日 鯖江市健康福祉センター	後縦靭帯骨化症	10	・講演会「後縦靭帯骨化症の現状と治療について」 ・交流会
合 計			104	

表2 特定疾患医療受給者証交付状況

各年度末現在

疾患名	年度及び市町名				鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
	18年度	19年度	20年度	21年度					
1 ベーチェット病	17	17	21	20	4	7	1	4	4
2 多発性硬化症	20	22	23	24	10	7		2	5
3 重症筋無力症	18	19	20	24	11	10			3
4 全身性エリテマトーデス	58	58	60	56	17	22		4	13
5 スモン		1	2	2	2				
6 再生不良性貧血	9	10	8	9	4	4			1
7 サルコイドーシス	20	21	22	18	4	8	2	2	2
8 筋萎縮性側索硬化症	6	7	9	9	3	5	1		
9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	46	47	46	47	16	18		8	5
10 特発性血小板減少性紫斑病	40	47	41	38	7	24		3	4
11 結節性動脈周囲炎	1	3	4	4		4			
12 潰瘍性大腸炎	110	117	132	143	47	73	3	10	10
13 大動脈炎症候群	7	7	7	7	1	3		1	2
14 ビュルガー病	7	8	9	8	3	4			1
15 天疱瘡	2	2	2	2	2				
16 脊髄小脳変性症	40	40	42	42	21	19		1	1
17 クロウン病	33	35	36	36	13	16		1	6
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎									
19 悪性関節リウマチ	9	9	10	12	3	5		1	3
20 パーキンソン病関連疾患	129	148	167	180	59	79	5	15	22
21 アミロイドーシス	3	4	4	4	3	1			
22 後縦靭帯骨化症	71	70	71	75	32	33	2	4	4
23 ハンチントン病									
24 ウィリス動脈輪閉塞症	19	17	18	23	4	14		3	2
25 ウェゲナー肉芽腫症	1	1	1	1				1	
26 特発性拡張型心筋症	21	22	23	22	7	8	1	4	2
27 多系統萎縮症	16	17	16	18	6	8	2	2	
28 表皮水泡症				1		1			
29 膿疱性乾癬	1	1	1	1	1				
30 広範脊柱管狭窄症	11	10	12	13	6	7			
31 原発性胆汁性肝硬変	18	23	24	24	13	8		2	1
32 重症急性膵炎	3		1	4		4			
33 特発性大腿骨頭壊死症	23	24	21	20	2	9		4	5
34 混合性結合組織病	10	13	17	20	8	7			5
35 原発性免疫不全症候群	1								
36 特発性間質性肺炎	8	8	7	7	4	3			
37 網膜色素変性症	13	18	19	22	9	9		1	3
38 プリオン病	1								
39 原発性肺高血圧症	2	3	3	4		3			1
40 神経線維腫症	8	8	10	10	4	5			1
41 亜急性硬化性全脳炎									
42 バッド・キアリ症候群									
43 特発性慢性肺血栓栓症	3	4	4	4	1	2			1
44 ライソゾーム病			1	1	1				
45 副腎白質ジストロフィー									
46 家族性高コレステロール血症(Ⅱ結合体)				1		1			
47 脊髄性筋萎縮症				1	1				
48 球脊髄性筋萎縮症				1		1			
49 慢性炎症性脱髄性多発神経炎				3	1	1			1
50 肥大型心筋症				2					2
51 拘束型心筋症									
52 ミトコンドリア病				2	1	1			
53 リンパ脈管筋腫症(LAM)									
54 重症多形滲出性紅斑(急性期)									
55 黄色靭帯骨化症				3		2		1	
56 間脳下垂体機能障害				3	3				
合計	805	861	914	971	334	436	17	74	110

ウ 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

平成 10 年度から、日常生活全般において介助を必要とする通院困難な在宅難病患者に対して、専門の診療班を設置し、訪問診療を行っています。

診療班の構成員は、専門医、主治医、理学療法士、ケアマネジャー、看護師、保健師等です。

表 3 訪問診療事業実施状況 平成 21 年度

	日 時	病 名 別	従事者数
1	平成 22 年 2 月 8 日	脊髄小脳変性症	5
	合 計	1 回	5

エ 在宅難病患者家庭訪問事業

平成 5 年度から、在宅の難病患者および家族に対して、保健師等が家庭訪問を通して療養相談を実施しています。また、特定疾患の申請等で来所した際や電話でも、療養や日常生活に関する各種相談を実施しています。

表 4 難病患者家庭訪問・相談状況

区 分 年 度	家庭訪問		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
18 年度	47	137	1,108	308
19 年度	48	147	1,235	655
20 年度	41	132	1,496	854
21 年度	24	45	1,463	1,087

オ 患者・家族の会等の支援

管内には、2つの患者会や家族会があり、交流会や相談会、勉強会、レクリエーション等の活動を行っています。当所は事務局となり、活動を支援しています。

表 5 患者会・家族の会等支援状況

平成 21 年度

会 の 名 称	対 象	発足年度	開催回数	延参加者数
いきいき会 (神経難病家族の会)	神経難病患者及び家族	平成 8 年度	3 回	22 名
ほのぼの会 (難病患者と家族の会)	難病患者及び家族	平成 10 年度	7 回	148 名

カ 特定疾患特別見舞金の支給

特定疾患のために 6 か月以上の入院治療を受けている方に対し、見舞金を支給しています。

表 6 特定疾患特別見舞金支給状況

平成 21 年度

疾 患	支給人数
全身性エリテマトーデス	1
パーキンソン病関連疾患	1
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉鎖症）	1
合 計	3

キ 難病地域ケアシステム検討会議

難病患者の入院から在宅までの一貫した支援を促進するため、地域における難病支援の現状、問題点、課題、対策等について検討し、地域ケアシステムを構築することを目的に関係機関との会議を開催しています。

表7 難病地域ケアシステム検討会議開催状況

平成21年度

日 時	出席者	助言者	内 容
平成22年 3月25日(木) 15時～17時	難病協力病院看護師、 丹南管内訪問看護師、 ケアマネジャー、 市町保健担当職員、 地域包括支援センター 職員 34名	福井県立病院 理学療法士 小林 義文氏	講義 「進行が著しい神経難病患者のリハビリテーションについて」 ～筋萎縮性側索硬化症および脊髄小脳変性症を中心に 呼吸リハビリを含めて～ 実技 「カフマシンの使用方法」 「呼吸介助法」

ク 重症難病患者一時入院支援事業

平成19年度より、人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養を支援するため、介護者の疾病や休養のために入院が必要な場合に、レスパイト入院を支援する事業を行っています。平成21年度の利用者はありませんでした。

(6) 精神障害者保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律および障害者自立支援法に基づき、当センターでは①精神障害者の診察及び保護の申請に対する対応、②精神保健福祉相談事業、③障害者社会参加総合推進事業、④社会適応訓練事業、⑤関係機関との会議・研修、⑥関係団体及び社会復帰施設への支援等を行っています。

ア 管内精神障害者の現状

(7) 精神障害者診察および保護申請通報状況

表1 精神障害者保診察および護申請通報状況

区分 年度	申請通報件数							処理状況		
	一般 申請	警察官 通報	検察官 通報	保 護 観察所	矯 正 施設長	病 院 管理者	計	措 置 入 院	不 要 措置等	計
17年度	1	7	1				9	3	6	9
18年度	3	9	1		1		14	4	10	14
19年度	1	6	2				9	3	6	9
20年度		8			1		9	4	5	9
21年度	1	7	1		3		12	4	8	12

(4) 精神障害者入・通院患者数

表2 患者数（市町別）

区分		市町						福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
入院患者数	19年度	188	206	21	29	71	515	2,185
	20年度	161	216	11	28	61	477	2,098
	21年度	162	221	14	31	56	484	2,133
通院患者数	19年度	1,068	1,395	108	173	365	3,109	16,482
	20年度	1,312	1,568	68	185	456	3,589	17,695
	21年度	1,604	1,451	66	186	475	3,782	18,619

入院患者数は、各年3月末時点の入院患者数（県内精神科病院15ヶ所の集計数）、通院患者数は、各年3月1か月間の通院患者実数（県内指定自立支援医療機関（精神医療）集計数）、（福井県障害福祉課資料）

表3 精神障害者入院形態別患者数（市町別）

H22.3.31現在

区分		市町						福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
合計	計	162	221	14	31	56	484	2,133
	男	80	121	6	18	30	255	1,053
	女	82	100	8	13	26	229	1,080
措置入院	計	1			1		2	11
	男	1			1		2	8
	女							3
医療保護入院	計	69	70	8	10	20	177	782
	男	35	41	2	7	10	95	377
	女	34	29	6	3	10	82	405
任意入院	計	92	151	6	20	36	305	1,338
	男	44	80	4	10	20	158	666
	女	48	71	2	10	16	147	672
その他	計							2
	男							2
	女							

(福井県障害福祉課資料)

イ 精神保健福祉活動状況

(7) 精神保健福祉相談・訪問指導状況

当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談、必要に応じて訪問指導を実施しています。さらに定例相談日を設けて精神科嘱託医による相談を行っています。

表4 面接相談状況

種別 年度	実員	延人員							
		社会復帰	老人	アルコール	思春期	心の健康	薬物	その他	計
20年度	60	129	2	3	1	4	0	42	181
21年度	68	55	3	4	5	21	0	46	134

表5 訪問指導状況

種別 年度	実員	延人員						計
		社会復帰	老人	アルコール	薬物	その他		
20年度	114	229	5	18	2	89	343	
21年度	84	96	8	7	0	114	225	

表6 電話相談状況

年度	延人員
20年度	781
21年度	549

表7 コーディネート件数

(個別ケースに関する関係機関等との連絡・調整)

年度	延人員
20年度	702
21年度	511

表8 医師による相談状況(定例精神相談 第1・3木曜日)

種別 年度	実員	相談別内訳(延人員)							
		社会復帰	老人精神	アルコール	思春期	心の健康	薬物	その他	計
20年度	49	4	8	4	7	10	0	18	51
21年度	41	4	10	2	5	10	0	11	42

(イ) 社会適応訓練事業

社会復帰を図ることを目的として精神障害者が一定期間協力事業所に通い、集中力、仕事に対する持続力、環境適応能力等の社会適応訓練を行っています。

表9 社会適応訓練事業(年度内利用実人員)

協力事業所名	エジソン無線	アイテック	福井光器	三工光学	山本紙器	みどりヶ丘病院
20年度	1	0	1	1	1	2
21年度	0	0	1	0	0	2

(ウ) 社会参加総合推進事業(普及啓発事業)

管内の関係機関との連携の強化、資質の向上を目的とした会議や心の健康についての正しい知識の普及啓発と精神疾患や障害者について正しい理解の促進を図るための研修会を開催しています。

表 10 普及啓発事業（関係職員研修会）

会議名、開催月日	内 容	講師名	参加人数	開催場所
精神保健福祉 連絡会議 （相談支援） H21年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> 精神福祉相談現状等、情報交換 今年度の研修等について 		市町職員、 社会復帰施 設職員、精 神科病院等 職員 20名	越前市健康 福祉センタ ー
精神保健福祉 連絡会議 （緊急支援） H21年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> 警察と連携した事例報告 処遇困難事例への対応について 今後の連携体制について 		警察、市町 職員、精 神科病院等 職員 19名	丹南健康福 祉センター
処遇困難 事例検討会 H21年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> 事例1 「人格障害対応について」 事例2 「統合失調症患者の職員に対する恋愛感情への対応方法について」 	みどりヶ丘病院 院長 綱澤卓也医師	市町職員、 社会復帰施 設職員、精 神科病院等 職員 20名	丹南健康福 祉センター
処遇困難 事例検討会 H21年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> 事例1 「うつ病患者の性格・行動に対する支援について」 事例2 「気分変調症患者の対応方法について」 事例3 「自分に否定的な発達障害者への支援について」 	みどりヶ丘病院 院長 綱澤卓也医師	市町職員、社 会復帰施設職 員 16名	丹南健康福 祉センター
関係職員研修 （相談支援） H22年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> 講義「相談場面で必要な情報を上手に引き出す方法～認知行動療法の視点から～」 	CBTセンター 所長 西川公平氏	市町職員、 社会復帰施 設職員、精 神科病院等 職員 22名	丹南健康福祉 センター武生 福祉保健部
アルコール関連 研修会 H22年1月31日	<p>テーマ 「アルコール依存症からの回復の道すじ」</p> <ul style="list-style-type: none"> 体験発表 当事者2名、家族1名 講義 「アルコール依存症者と家族の関係の回復」 	福井県立大学 看護福祉学部 准教授 西川 京子氏	一般 断酒会会員 市町職員、 社会復帰施 設職員、精 神科等職員 62名	丹南健康福 祉センター
処遇困難 事例検討会 H22年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> 事例1 「統合失調症の幻聴・妄想への対応について」 事例2 「社会常識に欠ける統合失調症患者への対応」 	みどりヶ丘病院 院長 綱澤卓也医師	市町職員、 社会復帰施 設職員、精 神科病院等 職員 12名	丹南健康福 祉センター

ウ 関係団体および社会復帰施設への支援

(ア) 家族会育成

精神障害への理解を深め、家族同士が協力し支え合って悩みを解消するとともに、地域に向けて障害者の住みやすい社会づくりや社会復帰に向けた前向きな取り組みができるよう支援しています。

表 1 1 家族会状況

平成 21 年度

名称	内容	会員数	例会	活 動 内 容
つつじ会		41	5	・例会 ・役員会 ・学習会 ・交流会 ・広報 等

(イ) 精神保健ボランティア育成事業

こころの健康ボランティア講座を受講した者の中から精神保健ボランティアが誕生しました。現在 2 つのボランティアの会（みちくさの会、ほのぼの会）が設立され、積極的に社会復帰施設への協力、研修会参加等を行っています。

表 1 2 精神保健ボランティアの会の活動状況

平成 21 年度

名称	内容	会員数	活 動 内 容
みちくさの会 (鯖江)		17	<ul style="list-style-type: none"> ・例会 ・役員会 ・会議、研修会 ・交流会 ・家族会協力 ・社会復帰施設協力 ・広報等
ほのぼの会 (武生)		26	

エ 丹南地域自殺予防対策ネットワーク会議

平成 10 年から県内では年間 200 人を超える自殺者が続いていることから、県は国の緊急対策基金をうけて、自殺予防対策のさらなる推進を図るため、関係機関や団体等が総合的に取り組む体制を構築し、自殺させない地域づくりを進めることを目指しています。

表 1 3 丹南地域自殺予防対策ネットワーク会議開催状況

平成 21 年度

日時	委 員	活 動 内 容
H21 年 12 月 18 日	弁護士、労働基準監督署、公共職業安定所、地域産業保健センター、消防組合、警察署、精神科病院および診療所、市町保健福祉担当者等 26 名	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の動向について ・各関係機関の自殺予防対策の現状について ・意見交換

(7) 石綿（アスベスト）対策

ア 健康相談窓口開設

石綿（アスベスト）による健康被害が全国で表面化する中、関係労働者だけでなく一般市民にも不安が広がっているため、平成17年7月28日より健康相談窓口を設置し、石綿による健康への不安の除去、専門医療機関の紹介等の相談および情報の提供を行っています。

イ 石綿健康被害救済制度

石綿による健康被害の特殊性（石綿を原因とする中皮腫、肺がんについては、石綿にばく露してから30～40年の長い期間を経て発病すること、石綿が長期間、わが国の経済活動全般に使用されたことから個々の原因が追求できないこと、いったん発病すると多くが1～2年で死亡すること、自らが何の非がないにも関わらず何ら補償を受けられないまま亡くなること）に鑑み、石綿による健康被害を受けた方およびその家族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年2月10日公布）が創設されました。

表1 石綿健康相談件数及び石綿健康被害救済制度の受付件数

	健康相談延件数	受付件数
17年度	26	0
18年度	2	1
19年度	5	1
20年度	2	1
21年度	8	4

(8) がん予防対策

ア 元気長生きがん予防事業

県民の健康長寿を推進するため、がん予防や検診についての普及啓発、受診体制の整備、がん検診の受診率向上を図るため、平成15年度より、元気長生きがん予防事業を実施しています。平成20年度からは、下記のとおり一層の強化を図っています。

イ 働き盛り女性・男性検診大作戦

(7) 出前検診

表1 出前検診実施状況

平成21年度

日時	場所	受診者数
平成22年1月16日（土）	ショッピングシティ シピイ	乳がん16人、大腸がん1人
平成22年2月8日（月）	ショッピングシティ シピイ	乳がん27人、大腸がん14人
平成21年2月13日（土）	アルプラザ鯖江	乳がん13人、大腸がん4人
平成21年3月8日（日）	アルプラザ鯖江	乳がん18人、大腸がん6人

(イ) 地元医師会との共働による働き盛り世代受診率向上対策

・がん検診推進医の設置

平成 21 年度は、市町長や事業主にがん検診受診率向上についての提言を行い、職域や住民等を対象としたがん検診に対する普及啓発を行う「がん検診推進医」を 7 名依頼しました。

・地域職域連携推進協議会（職域対象者受入検討会議）の開催

平成 21 年度は、地域職域連携推進協議会として、管内全体で地域保健および職域保健ならびにがん検診推進医が相互に情報交換を行い、がん検診受診勧奨対策について検討会を実施しました。

また、各市町のがん検診実施状況に合わせて、平成 22 年度に向けた受診体制について検討しました。

(表 2)

表 2 地域職域連携推進協議会（職域対象者受入検討会議）実施状況 平成 21 年度

	日時	場所	内容
管内	平成 21 年 10 月 19 日 (月) 19 時～20 時 30 分	丹南健康福祉センター	平成 20 年度がん検診実施状況 平成 21 年度がん検診実施状況、今後の対応 地域と職域の連携について
南越前町	平成 22 年 2 月 12 日 (金) 13 時～14 時	南越前町今庄診療所	各市町の平成 20 年度がん検診実施状況 各市町の平成 21 年度がん検診実受診対策
鯖江市	平成 22 年 2 月 15 日 (月) 19 時～20 時	丹南健康福祉センター	
池田町	平成 22 年 2 月 18 日 (木) 16 時～17 時	池田町ほっとプラザ	
越前町	平成 22 年 2 月 19 日 (金) 14 時～15 時	越前町織田保健福祉センター	
越前市	平成 22 年 2 月 22 日 (月) 19 時～20 時	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	

(9) 食品衛生

ア 許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

食品衛生法第 52 条に基づく許可を要する施設の状況は表 1 のとおりで、昨年度より 23 施設増加し、4,284 施設です。

主な業種は飲食店営業 (45.3%)、喫茶店営業 (14.9%)、乳類販売業 (14.8%)、食肉販売業 (6.4%) となっており、特に、飲食店営業の中でも旅館は観光地である越前海岸を有する越前町、南越前町に集中しています。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は地域別・業種別に一斉監視を実施するなど、効率的な監視を行っています。

表1 許可を要する食品営業施設数

H22.3.31現在

業種	項目	20年度		21年度					監視件数
		営業施設数	営業施設数	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
飲食店営業	一般食堂・レストラン	672	679	232	323	12	41	71	398
	仕出し屋・弁当屋	244	251	83	131	5	11	21	223
	旅館	148	143	8	11	5	35	84	134
	その他	853	867	288	453	5	38	83	318
	小計	1,917	1,940	611	918	27	125	259	1,073
	菓子(パンを含む)製造業	220	237	80	115	11	11	20	173
	乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	2	2	0	1	1	0	0	0
	魚介類販売業	272	287	82	113	8	25	59	192
	魚介類せり売業	7	7	1	1	0	3	2	14
	魚肉ねり製品製造業	2	2	1	1	0	0	0	3
	食品の冷凍・冷蔵業	7	7	0	5	0	0	2	2
	缶詰または瓶詰食品製造業	3	3	0	2	0	0	1	3
	喫茶店営業	667	638	236	314	6	24	58	149
	あん類製造業	2	2	0	2	0	0	0	2
	アイスクリーム類製造業	57	55	12	28	0	7	8	40
	乳類販売業	647	636	231	280	11	36	78	207
	食肉処理業	4	4	1	1	1	1	0	1
	食肉販売業	272	275	81	124	8	22	40	140
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
	みそ製造業	17	20	5	8	3	1	3	18
	醤油製造業	8	8	3	4	0	0	1	3
	ソース類製造業	2	2	1	1	0	0	0	4
	酒類製造業	12	12	4	2	0	4	2	6
	豆腐製造業	27	29	7	12	1	3	6	19
	納豆製造業	3	3	1	1	1	0	0	3
	めん類製造業	26	24	4	12	3	4	1	12
	そうざい製造業	71	75	14	37	8	3	13	40
	添加物製造業	3	3	1	2	0	0	0	1
	清涼飲料水製造業	4	5	1	2	0	1	1	2
	氷雪製造業	3	3	0	3	0	0	0	1
	氷雪販売業	6	5	3	2	0	0	0	4
		4,261	4,284	1,380	1,991	89	270	554	2,112

イ 給食施設の指導

給食施設等の食品衛生法による許可を要しない施設の状況は表2のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導し、平成21年度は特に保育園、学校等の給食施設に対し衛生管理の徹底を指導しました。

表2 許可を要しない食品衛生関係営業施設

H22.3.31現在

業種		項目	20年度 施設数	21年度 施設数	監視件数
給食施設		学 校	32	32	26
		病院・診療所	24	23	16
		事業所	1	1	0
		その他	96	92	68
合 計			153	148	110

ウ 福井県食品衛生条例に基づく施設等の指導

公衆衛生に与える影響が高い業種として、福井県が独自に定めている福井県食品衛生条例に基づく施設等の状況は表3のとおりです。

管内の越前海岸沖合は良好な漁場に恵まれており、沿岸の町では魚介類関係の営業が盛んです。条例で定めている魚介類加工業や魚介類行商営業は、これを反映して、それぞれ県下施設等数の27.6%、40.4%を占めています。一方、山間地を中心とした地域で生産される野菜、果実などの農産物の加工業も「地産地消」運動から盛んであり、漬物製造業は、これを反映して、それぞれ県下施設等数の14.1%を占めています。

これらの施設等に対しては、毎年の地域別の一斉監視や食品衛生講習会開催により、衛生確保に努めています。

表3 福井県食品衛生条例営業施設等数

条例許可状況	H22.3.31現在	
業 種	20年度	21年度
魚介類加工業	40	42
漬物製造業	29	35
合 計	69	77

条例登録状況	H22.3.31現在	
業 種	20年度	21年度
魚介類行商営業	75	76

エ 調理師および製菓衛生師免許登録の状況

調理師および製菓衛生師免許の登録状況等は表4のとおりです。

表4 調理師および製菓衛生師免許登録状況

H22.3.31現在

区分	免許の別	調理師				製菓衛生師			
		18年度	19年度	20年度	21年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	試験受験者	133	62	62	110	5	11	12	10
	試験合格者	77	40	40	58	5	5	10	9
	合格率(%)	58	65	62	52.7	100	45	83	90
	免許登録者	141	86	86	92	9	5	11	13

注) 登録者には養成施設卒業者を含む

オ 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。平成21年度の試験検査の結果は表5のとおりです。衛生規範不適合が3件、県指導基準不適合が3件あり、それぞれ取扱いの改善を指導しました。

表5 食品等の収去検査結果

H22. 3. 31 現在

事業名	実施月	収去数	規格基準・ 表示不適数	衛生規範・県指 導基準不適数	違反内容
牛乳特殊検査	4				
春の行楽地対策	4	13			
輸入果実検査	12	2			
残留物 質	はちみつ	6			
	鶏卵	7	1		
	食鳥肉	9	2		
	養殖魚	11	2		
魚介類特殊検査	5	3			
輸入加工食品	4, 6	17			
夏期食品一斉取締り	6~7	56		3	衛生規範(1) 県指導基準(2)
野菜検査	6・10	6			
玄米検査	9	2			
秋の行楽地対策	9	13			
添加物表示対策	10	10			
年末食品一斉取締り	10~11	53		3	県指導基準(1) 衛生規範(2)
容器包装検査	1	8			
遺伝子組換え食品	1	2			
アレルギー特定原材料	2	3			
合計		193		6	

カ 食中毒発生状況

平成 17 年からの食中毒の発生状況は表 6 のとおりです。

平成 21 年度は家庭内食中毒が 2 件発生し、原因食品は共に素人が判断、調理するのは大変危険な食品です。

表 6 食中毒発生状況

H22. 3. 31 現在

年	件数	摂食者	患者数	市町名	備考
17 年	0	0	0		
18 年	5	10	2	越前町	ノロウイルス G II (飲食店)
		19	4	鯖江市	不明 (飲食店)
		53	6	鯖江市	不明 (飲食店)
		7	2	越前町	セレウス菌下痢原生毒素 (飲食店)
		26	7	越前市	ノロウイルス G II (飲食店)
19 年	1	108	6	越前市	不明 (飲食店)
20 年	3	53	5	鯖江市	腸管出血性大腸菌 O157 (BBQ)
		51	11	越前町	不明 (飲食店)
		31	10	越前市	不明 (飲食店、魚介類販売業)
21 年	2	5	2	南越前町	テトロドトキシン (推定) (家庭内)
		7	7	越前市	きのこ毒 (ツキヨタケ) (家庭内)

キ 衛生講習会の実施状況

衛生講習会の実施状況は表 7 のとおりです。営業者等を対象に食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望があるところに出向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。

表7 衛生講習会実施状況

H22. 3. 31現在

区分	項目	衛生講習会		出前講座(再掲)	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
	鯖江市	6	424	3	91
	越前市	9	1,061	5	95
	池田町	1	33		
	南越前町	3	142	1	60
	越前町	2	199		
	管内給食調理従事者	1	207		
	合計	22	2,066	9	246

ク 福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況

福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況等は表8のとおりです。

HACCP手法を取り入れた自主管理の推進はあらゆる業種に求められ、平成21年度より、福井県版ハサップは食品の調理・製造・加工にかかわるすべての食品事業者が認証の対象になりました。

平成21年度は、5施設を新規認証しました。

表8 福井県食品衛生自主管理プログラム認証状況

H22. 3. 31現在

業種	施設数					合計
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
仕出し弁当調製施設	・(有)アグリアサービス ・すみよし	・(株)大江戸 ・アズビカール国高				4
給食施設	・木村病院 ・鯖江リハビリテーション病院	・中村病院 ・笠原病院 ・(有)大八		・介護老人福祉施設 ほのぼの苑		6
そうざい製造施設		・新珠食品	・おこもじ屋	・ほっと今庄		3
めん類製造施設		・武生製麺		・ほっと今庄		2
菓子製造施設				・ほっと今庄		1
飲食店提供施設		・ガーデンクラブバル				1
漬物製造業			・おこもじ屋			1
合計	4	8	2	4		18

(10) 生活衛生

ア 営業六法関係施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館等営業六法関係営業施設数は表1のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会および立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

近年の特色として、越前市(旧今立地区および白山地区)において、いわゆる農家民宿の開設がありました。これらの開設者に対しても旅館業法に基づき指導を行っています。

また、近年、入浴施設に起因するレジオネラ症が県外で発生していることから、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対して講習会、立入検査および水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

イ 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表1、2のとおりです。

平成19年に県外で起きた温泉施設での爆発事故を受け、平成20年度に温泉法が改正されました。すべての温泉採取事業者は温泉中のメタンガス濃度を測定し、その濃度によって「許可申請」または「確認申請」を行うことが義務付けられました。管内には21の源泉が存在します。採取事業者に対して適切な周知・説明を行い、温泉が安全に汲み上げられるよう指導しています。

越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。

温泉施設の不当表示が問題となったことから、温泉掲示内容の適正化について指導しています。

表1 施設数（営業六法および温泉関係）

H22.3.31 現在

業種		市町	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
営業六法関係施設	理容所		72	100	5	13	28	218	
	美容所		134	181	4	21	38	378	
	クリーニング所		15	32			7	54	
	クリーニング取次所		97	111	3	10	20	241	
	公衆浴場		9	15	1	6	9	40	
	興行場		3	4				7	
	旅館	ホテル		7	4				11
		旅館		11	23	3	26	67	130
		簡易宿所・下宿			22	3	15	42	82
		特例旅館							0
	小計		18	49	6	41	109	223	
温泉	源泉数		3	3	2	3	10	21	
	動力装置設置数		2	3	1	3	6	15	
	温泉採取施設数		3	1	2	3	9	18	
	利用施設数		3	6	2	5	54	70	

表2 立入件数（営業六法および温泉関係）

H22.3.31 現在

業種		市町	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
営業六法関係施設	理容所		30	17			20	67	
	美容所		6	96		11	1	114	
	クリーニング所		15	34			7	56	
	クリーニング取次所		1	4				5	
	公衆浴場		1	8	1	2	5	17	
	興行場			1				1	
	旅館	ホテル							
		旅館				4	17	51	72
		簡易宿所・下宿			2		6	21	29
		特例旅館						2	2
	小計			2	4	23	74	103	
温泉	源泉				4		1	5	
	動力装置設置				2		1	3	
	温泉採取施設				4		1	5	
	利用施設			2	4	3	17	26	

ウ 浄化槽

浄化槽の設置状況は表3のとおりです。

生活水準の向上に伴い、便所の水洗化に対する要望が高まる中で、公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。また、平成21年度は浄化槽を設置した者に対し、浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を6回開催しました。

エ 水道施設の状況

水道施設の状況は表3のとおりです。

上水道、簡易水道に対しては施設の立入検査を実施し、施設の維持管理および水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

また、簡易専用水道についても、貯水槽の清掃・点検や水質検査の実施等、適正な維持管理について指導しています。

オ 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表3のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

カ 墓地埋葬関係

墓地等の施設数は表3のとおりです。

表3 浄化槽、水道、特定建築物、墓地関係施設数

H22.3.31現在

種類		市町					合 計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
浄化槽	単独処理	2,272	12,040	57	172	770	15,311
	合併処理	764	5,300	41	167	99	6,371
	合 計	3,036	17,340	98	339	869	21,682
水道	上水道	1	1		1	1	4
	簡易水道		5	5	8	8	26
	飲料水供給施設			3	3	1	7
	専用水道				1		1
	簡易専用水道	76	41		6	14	137
特定建築物		10	13	1	1	4	29
墓地	墓地	108	196	6	106	94	510
	火葬場	1	82	5	51	10	149
	納骨堂	1	3	1	2		7

3 質の高い医療提供体制の確立

(1) 医務

ア 医療施設の設置状況

管内の病院は、全部で 20 施設あり、地区別には鯖江市に 9 施設、越前市に 9 施設、丹生郡に 2 施設あります。そのうち公的病院は、鯖江市、越前町にそれぞれ 1 施設あります。

一般診療所は、合計 118 施設で前年と比較して、1 施設減少しました。地区別には鯖江市に 39 施設、越前市に 54 施設、池田町に 6 施設、南越前町に 7 施設、丹生郡に 12 施設あります。(表 1)

医療施設のうち病院については毎年立入検査を実施し、病院の人員、設備、病院の運営が適正かどうかについて指導を行い、住民への適正な医療の確保に努めています。

表 1 医療施設数

H22. 3. 31 現在

種別	病 院							一 般 診 療 所						歯科診療所	
	施設数 総数	病 床 数						施 設 数			病 床 数				
		総数	一般	療養	結核	感染症	精神	総数	一般	療養	無床	病床数	一般		療養
平成20年度	20	2,084	969	721	12	4	378	119	26	(3)	93	356	323	33	63
平成21年度	20	2,084	969	721	12	4	378	118	26	(3)	92	356	323	33	61
鯖江市	9	1,099	435	462	0	4	198	39	10	0	29	120	120	0	21
越前市	9	895	479	236	0	0	180	54	10	(3)	44	155	122	33	31
池田町	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	0	0	0	1
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	5	24	24	0	2
越前町	2	90	55	23	12	0	0	12	4	0	8	57	57	0	6

注) () 書きは一般施設と重複

イ 医療従事者の状況

管内医療従事者数および率は、表 2 のとおりです。

表 2 医療従事者数および率(管内)

H20. 12. 31 現在

職種	医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師		保 健 師		助 産 師		看 護 師		准 看 護 師	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
平成16年	245	118.6	73	35.3	183	88.6	82	39.7	14	6.8	740	358.2	928	449.2
平成18年	233	120.3	71	36.6	178	91.9	75	38.7	13	6.7	724	373.7	912	470.8
平成20年	243	126.6	81	42.2	176	91.7	78	40.6	13	6.8	803	418.3	899	468.6

注) 平成 18 年には、旧清水町、旧越廼村は含みません

(隔年実施の三師調査および医療従事者届による)

率は人口 10 万対

ウ 医療監視の実施状況

医療施設については、医療法その他の法令により人員、構造設備等遵守すべき基準が定められています。

医療法第 25 条の規定に基づき実施される立入検査では、管内の病院(立入施設 20 施設)を対象に病院で定められた人員や構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているのか否かを確認しています。

エ 救急医療対策・休日急患医療確保対策

救急告示施設（病院では鯖江市に 6 施設、越前市に 4 施設、越前町に 1 施設、診療所では越前市に 2 施設）については、消防機関との協力体制が確立され応急処置等の救急医療が実施されています。

なお、休日については、昭和 50 年 11 月から鯖江市医師会、昭和 53 年 4 月から丹生郡医師会、武生医師会も在宅当番医制を実施し、休日急患の応急処置にあたっています。

初期救急医療機関からの重症患者を受け入れて診療を行う二次救急については、管内では公立丹南病院が病院群輪番制病院に指定されています。

救急病院

H22. 3. 31 現在

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般・療養病床数	
				うち救急 用病床
公立丹南病院	鯖江市三六町 1 丁目 2 番 31 号	0778-51-2260	199	2
広瀬病院	旭町 1 丁目 2 番 8 号	0778-51-3030	166	2
斎藤病院	中野町 6-1-1	0778-51-0593	90	2
木村病院	旭町 4 丁目 4 番 9 号	0778-51-0478	176	4
高野病院	本町 2 丁目 3 番 10 号	0778-51-0845	34	2
高村病院	幸町 1 丁目 2 番 2 号	0778-51-2030	63	2
(医)林病院	越前市府中 1 丁目 5 番 7 号	0778-22-0336	216	8
(医)相木病院	中央 2 丁目 9 番 40 号	0778-22-1607	34	2
中村病院	天王町 4 番 28 号	0778-22-0618	206	23
(医)笠原病院	塚町第 11 号 7 番地の 1	0778-23-1155	103	4
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田第 106 号 44 番地 1	0778-36-1000	55	2

救急診療所

診 療 所 名	所 在 地	電話番号	一般病床数	
				うち救急 用病床
土川整形外科医院	越前市常久町 8 番 1 号	0778-22-5280	19	2
東武内科外科クリニック	横市町 6 番地 3	0778-21-1155	19	3

オ メディカルコントロール体制

救急患者の救命率向上のためには、医療機関と連携したプレホスピタル・ケアとしての救急救命士を中心とした消防機関における救急活動が適切に行われる必要があります。

このため、平成 15 年 9 月に医師会、救急病院、消防本部等で構成する丹南地域メディカルコントロール協議会を設置しました。

また、救急救命士が行った包括的指示下での除細動の実施、医師の具体的指示下での気管挿管の実施結果の検証等について協議しています。

カ ヘき地医療対策

へき地診療所に対する代替医師、看護師等の派遣を行い地域住民の医療を確保するため、当センターで平成13年2月に開催した丹南地域保健医療計画推進部会の意見等を踏まえ、平成13年4月に公立丹南病院がへき地医療支援病院に指定されています。

キ 原爆被爆者対策

管内の原爆被爆者は、平成21年12月31日現在で18名です。

原爆被爆者の健康維持および向上を図ることを目的に、定期検診を年2回行っています。また、その結果、精密検査を必要とする者およびがん検診希望者については、中村病院と公立丹南病院に委託して検査を行っています。

なお、原子爆弾の傷害作用により厚生労働大臣の認定を受けた2名に医療特別手当が支給され、特別の疾患に罹患し治療を受けることが必要と認定された原爆被爆者14名に健康管理手当が支給されています。

ク 骨髄および臓器移植推進対策

骨髄移植推進対策として、市町の協力を得ながらパンフレットやリーフレット等を配布、ショッピングセンターでの街頭キャンペーンの実施等啓発に努めています。

また、センターでドナー登録の受付を実施する他、市町の協力によりイベント会場での休日のドナー登録会の開催、市町役場等での移動成分献血時での受付も実施しています。

臓器移植についても、管内の市町と連携をとりながらパンフレットおよび臓器提供意思表示カードの配布により、普及啓発に努めています。

(2) 薬務

ア 薬務関係施設の状況

管内は、全国でも有数の眼鏡枠産地であり、医療機器の眼鏡・レンズ製造業者等が鯖江市を中心として多く存在しています。眼鏡枠製造に関連して業務上毒物劇物を取扱うメッキ業者も多く毒物及び劇物取締法関係施設は、管内に152施設あります。(表1)

また、薬局などの薬事法関係施設は管内全部で877施設あり、薬事法改正に伴う高度管理医療機器販売・賃貸業の許可及び管理医療機器販売・賃貸業の届出により増加しました。(表2)

薬局・医薬品販売業者も、越前市や鯖江市に多く集中しており、郡部は比較的少ない状況です。センターでは、通常監視の他、医薬品等一斉監視指導、医療機器一斉監視指導、農薬危害防止運動などにより、これらの施設の立入検査を行っています。

イ 医薬分業の推進

地域医療の質的向上を図るため、地域の特性に応じた医薬分業の推進方策を検討することを目的に、平成11年度に医師会、歯科医師会、薬剤師会、住民代表及び行政からなる丹南医療圏医薬分業推進会議を設置しました。

薬局のない町が多いことなどから分業率は低い状況にあるが、最近では市街地を中心に受入調剤薬局も整備されつつあり、院外処方せんを交付する医療施設が増える傾向にあります。

センターでは、住民の医薬分業への理解を求め普及啓発を行っています。

表1 毒物及び劇物取締法関係施設数

H21.12.31現在

	合計	毒物劇物販売業				要届出業務上取扱者					製造業		輸入業		特定毒物使用者	特定毒物研究者
		一般	農業用	特定	計	電気めつき業	金属熱処理業	運送業	しろあり防除業	計	大臣登録	知事登録	大臣登録	知事登録		
平成19年	159	78	52	3	133	14		2		16		8				2
平成20年	158	78	52	3	133	13		2		15		8				2
平成21年	152	75	50	3	128	13		2		15		7				2
鯖江市	62	27	14	3	44	13				13		4				1
越前市	68	41	21		62			2		2		3				1
池田町	6		6		6											
南越前町	5	1	4		5											
越前町	11	6	5		11											

表2 薬事法関係施設数

H21.12.31現在

	合計	薬局			医薬品販売業						医療機器販売業			薬局医薬品製造	製造業					製造販売業				
		自我管理	他管理	計	店舗	卸	卸	卸	卸	卸	計	販売	賃		計	大臣	知事	医薬部外品	化粧品	医療機器	医療機器修理	医薬品	医薬部外品	医療機器
平成19年	813	14	34	48		7	1	38	9	8	63	587	9	596	5	1		1	1	54	1	1	1	41
平成20年	844	14	39	53		6	1	38	10	8	63	611	9	620	5	1		1	1	57	1	1	1	40
平成21年	877	14	40	54	19	4	2	25	8	6	64	630	8	638	5	1		1	1	61	1	1	1	44
鯖江市	377	4	12	16	5	3	1	4	1	2	16	245	4	249	1			1	1	53	1		1	37
越前市	389	9	22	31	12	1	1	12	5	2	33	299	4	303	4	1			7			1		5
池田町	16							1		1	2	14		14										
南越前町	33	1		1	1			2			3	29		29										
越前町	62		6	6	1			6	2	1	10	43		43					1					2

ウ 薬物乱用防止対策

医療機関の立入検査により、麻薬等の適正な使用・保管について指導を行うとともに、「不正大麻・けし撲滅運動期間」（5月～6月）を中心に麻薬等の原料となる大麻・けしの不正栽培の取締りや、自生種の発見除去に力を注いでいます。

また、薬物乱用防止対策として、地域の特性に応じた組織的な啓発活動を行うため、平成12年度からは福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置して、薬物乱用防止対策の徹底を図っています。特に、6月から7月にかけて行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動では、ガールスカウト、ボーイスカウト、福井県薬物乱用防止指導員並びに警察の協力のもとショッピングセンターにおいて街頭キャンペーンを実施しています。年間を通じて、中高生向けの薬物乱用防止読本、ポスター、リーフレット、ティッシュ等の資材を薬物乱用防止指導員、警察署、薬剤師会等の協力を得て配布し広報啓発を行っています。なお、センターでは薬物相談窓口を設置し、住民からの相談に応じています。

エ 献血推進対策

表3に示すとおり、市町の協力により、献血者を確保しています。

近年、血漿分画製剤の需要の増大、献血者の高齢化により、低年齢層の献血や初回献血者の拡大を図ることが重要な課題となっています。

表3 献血者数

市町	年度	平成19年度				平成20年度				平成21年度					
		予定数	実績			予定数	実績			予定数	実績				
			200ml	400ml	成分		計	200ml	400ml		成分	計	200ml	400ml	成分
鯖江市	1,884	358	1,348	0	1,706	1,755	261	1,608	0	1,869	1,664	172	1,538	0	1,710
越前市	2,664	564	2,126	0	2,690	2,145	403	2,410	0	2,813	2,688	213	2,477	0	2,690
池田町	81	7	52	0	59	65	5	56	0	61	64	2	41	0	43
南越前町	292	36	157	0	193	65	8	56	0	64	64	5	59	0	64
越前町	422	99	302	0	401	325	43	265	0	308	320	23	231	0	254
計	5,343	1,064	3,985	0	5,049	4,355	720	4,395	0	5,115	4,800	415	4,346	0	4,761

(血液センター資料より)

V 環境と調和した社会づくり

1 大気、水環境等保全対策の推進

(1) 環境保全対策

ア 環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および福井県公害防止条例に基づく環境関連施設の届出状況は、表1～表7のとおりです。

届出施設の内訳は、大気汚染防止法では冷暖房用等のボイラーが約6割を占め、水質汚濁防止法では旅館業や紙製造業の用に供する施設および眼鏡製造業の用に供する電気めっき・表面処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法では小型の廃棄物焼却炉が多くなっています。また、福井県公害防止条例に基づき、特定工場およびばい煙・汚水・炭化水素類に係る特定施設が届出されています。

表1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む） H22.3.31 現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1項	ボイラー	工場数	40	69		3	14	126
		施設数	115	134		5	21	275
5項	金属溶解炉	工場数	1	1				2
		施設数	1	1				2
6項	金属加熱炉	工場数		1				1
		施設数		3				3
9項	焼成炉溶解炉	工場数	1	11			3	15
		施設数	1	75			7	83
10項	反応炉	工場数		1				1
		施設数		9				9
11項	乾燥炉	工場数	3	8		1	1	13
		施設数	7	13		2	1	23
13項	廃棄物焼却炉	工場数	2	4	1			7
		施設数	3	5	1			9
19項	塩素反応施設	工場数		1				1
		施設数		3				3
29項	ガスタービン	工場数	2	2				4
		施設数	2	2				4
30項	ディーゼル機関	工場数	7	14		3	2	26
		施設数	7	21		8	2	38
31項	ガス機関	工場数					1	1
		施設数					1	1
合計		工場数	49	97	1	7	20	174
		施設数	136	266	1	15	32	450

表2 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む） H22.3.31 現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	南越前町	合計
2項	堆積場	工場数	5	4	3	12
		施設数	8	4	6	18
3項	ベルトコンベア	工場数	2	4	2	8
		施設数	2	17	16	35
4項	破碎機・摩砕機	工場数	2	4	2	8
		施設数	2	12	12	26
5項	ふるい	工場数		2	1	3
		施設数		3	4	7
合計		工場数	6	5	3	14
		施設数	12	36	38	86

表3 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法関係） H22.3.31 現在

施設種類			市町名	鯖江市	越前市	合計
1項	化学製品の製造の用に供する乾燥施設		工場数		1	1
			施設数		7	7
3項	塗装の用に供する	乾燥施設	工場数		1	1
			施設数		1	1
5項	接着の用に供する	乾燥施設	工場数	2		2
			施設数	7		7
7項	印刷の用に供する	乾燥施設	工場数	1		1
			施設数	1		1
合計			工場数	3	2	5
			施設数	8	8	16

表4 特定施設設置事業場届出状況（水質汚濁防止法関係）

H22.3.31 現在

施設種類		排水量区分	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1の2	畜産農業またはサービス業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1	3				4
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
3	水産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満				1	6	7
5	みそ、しょう油などの製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	3	2		1	1	7
8	パン、菓子の製造業または製あん業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3			1	4
9	米菓またはこうじ製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1	2				3
10	飲料製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	5	5		4	3	17
11	動物系肥料または有機質肥料の製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
16	めん類製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3				3
17	豆腐の製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	5	4		2	14	25
19	繊維製品製造業・加工業の用に供する施設	50以上	7	4				11
		50未満	6	14				20
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50以上	1					1
		50未満						
21の2	一般製材業等の用に供する湿式バーカー	50以上						
		50未満		1				1
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50以上						
		50未満		1				1
23	バルブ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	50以上		19				19
		50未満		49				49
23の2	印刷業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設	50以上						
		50未満	2	2				4
27	25, 26号に掲げる以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
32	合成染料等製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	1					1
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		2				2
		50未満	1					1
47	医薬品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		2				2
49	農業製造業の用に供する混合施設	50以上						
		50未満	1					1
51の3	衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	50以上						
		50未満					1	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	2	1			1	4
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	50以上	1			1		2
		50未満	3	3	5	1	2	14
59	砕石業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3	1	1		5
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50以上						
		50未満	1		1			2
64の2	工業用水道施設の洗浄施設	50以上	1	1				2
		50未満						
65	酸、アルカリによる表面処理施設	50以上		2	2		1	5
		50未満	8	8	1		3	20
66	電気めっき施設	50以上	4	1			1	6
		50未満	16				2	18
66の2	旅館業の用に供する施設	50以上	1	1		1		3
		50未満	15	40	2	42	56	155
66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満					1	1
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業のちゅう房施設	50以上						
		50未満	2					2
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満		1				1
67	洗濯業の用に供する施設	50以上					1	1
		50未満	4	7				11
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	50以上						
		50未満		2				2
71	自動式車両洗浄施設	50以上						
		50未満	19	25	1		4	49
71の2	科学技術の試験研究機関の施設	50以上	1					1
		50未満	2	3			1	6
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50以上						
		50未満	1	2				3
71の4	産業廃棄物処理施設	50以上						
		50未満		1				1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる洗浄施設	50以上						
		50未満	2	1				3
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる蒸留施設	50以上						
		50未満	1					1
72	し尿処理施設	50以上	7	16	1	5	9	38
		50未満	1					1
73	下水道終末処理施設	50以上	1	2	1	2	3	9
		50未満						
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50以上	1	2				3
		50未満						
合計		50以上	26	54	4	9	15	107
		50未満	102	191	11	52	96	452

(注) 2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種のみを計上した。
 上段：排水量 50m³/日以上 の事業場数 下段：排水量 50m³/日未満 の事業場数

表5 特定施設設置届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法関係）

H22.3.31 現在

種 施 類 設	施設能力	市町名	鯖江市	越前市	池田町	越前町	合 計
廃 棄 物 焼 却 炉	2 t 以上 ～ 4 t 未満	事業場数	1	2	1		4
		施設数	2	3	1		6
	200kg 以上 ～ 2 t 未満	事業場数	1	3			4
		施設数	1	3			4
	100kg 以上 ～ 200kg 未満	事業場数	5	2		3	10
		施設数	7	2		3	12
	50kg 以上 ～ 100kg 未満	事業場数		3			3
		施設数		3			3
	50kg 未満、 0.5m ² 以上	事業場数					
		施設数					
	合 計	事業場数	7	10	1	3	21
		施設数	10	11	1	3	25

表6 特定工場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H22.3.31 現在

市町名	鯖江市	越前市	越前町	合計
大気・水質特定工場	2	1	0	3
大気特定工場	1	1	0	2
水質特定工場	2	3	1	6
合 計	5	5	1	11

表7 特定施設設置事業場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H22.3.31 現在

市町名	鯖江市	越前市	南越前町	越前町	合計
ばい煙に係る特定施設	11	11	0	2	24
汚水に係る特定施設	1	1	0	0	2
炭化水素類に係る特定施設	1	3	2	0	6
合 計 事 業 場 ※	12	14	2	2	30

※1 事業場に施設が複数ある場合があるので施設の合計と事業場の合計は一致しません。

イ 環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表8のとおりであり、計画的に立入検査および排ガス・排出水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

表 8 環境関連施設指導状況等

平成 21 年度

項 目		立入事業場数	行政検査件数	行政指導件数	
					改善命令
大気汚染防止法	ばい煙等発生施設	74	4	0	0
	特定粉じん（アスベスト） 排出等作業	10	0	0	0
水質汚濁防止法	特定施設	100	58	3	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設	20	2	2	0
	水質特定施設	4	0	0	0
合 計		208	64	5	0

ウ 環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査およびダイオキシン類の環境調査を行っており、センターでは、当該調査の地点選定および試料採取を市町の協力を得て行っています。

(7) 地下水の水質調査

県では「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、概況調査および汚染地区に係る継続監視調査を行っています。

平成 21 年度は、センター管内で概況調査 15 地点、継続監視調査 65 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、県のホームページに掲載されます。

(イ) ダイオキシン類の環境調査

県ではダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水および土壌の環境調査を行っています。

平成 21 年度はセンター管内で大気 1 地点、河川（水質、底質） 1 地点、土壌 2 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、県のホームページに掲載されます。

(2) 環境異常時対応

ア 大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグがあり、「福井県光化学スモッグ対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。

管内では、光化学スモッグ注意報（オキシダント測定値 0.12ppm 以上）等を発令した事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから医療機関や福祉施設に対し、屋外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診について連絡通報する体制をとっています。

イ 水質

平成 21 年度において発生した河川への油流出事故および魚へい死事故等の件数は表 9 のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関および消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

表 9 水質事故等件数

平成 21 年度

項 目	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合 計
油流出事故	1	12	0	3	0	16
	(0)	(5)	(0)	(2)	(0)	(7)
魚へい死事故	1	0	0	0	1	2
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	2	1	0	0	0	3
	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(3)
合 計	4	13	0	3	1	21
	(2)	(6)	(0)	(2)	(0)	(10)

() は、事故原因が特定できた件数

(3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物・環境保全に係る苦情が数多く寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表 10 のとおりであり、野外焼却や水質汚濁に関するものが多くなっています。

表 10 苦情件数

平成 21 年度

項 目		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合 計
廃棄物	野 外 焼 却	4	3			1	8
	不 法 投 棄	4	6			4	14
	小 計	8	9			5	22
環 境 保 全	大 気 汚 染						
	水 質 汚 濁	4	13		3	1	21
	騒 音						
	振 動						
	悪 臭		1				1
	小 計	4	14		3	1	22
合 計		12	23	0	3	6	44

2 廃棄物対策の推進

県では、平成 18 年 3 月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物および産業廃棄物の減量化・リサイクルおよび適正処理の推進を図っています。また、廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めた指導要綱に基づき事業者への指導を行っています。

なお、廃棄物対策として所管している法令等は次のとおりであり、当該法令等に基づき、許可、届出の受理等の事務処理、立入検査および監視指導を実施しています。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 法」という。）
- ・化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）
- ・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）

参考)

福井県廃棄物処理計画の概要

1) 一般廃棄物の目標値の設定

- ・ 1 人 1 日当たりごみ排出量を平成 22 年度で 940 g、同 27 年度で 914 g とする。
(平成 15 年度で 973 g)
- ・ 一般廃棄物のリサイクル率を平成 22 年度で 25.7%、同 27 年度で 30.9% とする。
(平成 15 年度で 18.6%)

2) 産業廃棄物の目標値の設定

- ・ 産業廃棄物の発生量を平成 22 年度で 322 万 4 千ト、同 27 年度で 322 万トとする。
(平成 15 年度で 303 万 9 千ト)
- ・ 産業廃棄物のリサイクル率を平成 22 年度で 52.9%、同 27 年度で 55.1% とする。
(平成 15 年度で 49.8%)
- ・ 産業廃棄物の最終処分量を平成 22 年度で 5 万 2 千ト、同 27 年度で 3 万 2 千トとする。
(平成 15 年度で 8 万ト)

(1) 一般廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

県では「福井県リサイクル製品認定要綱」を策定し、リサイクル製品認定制度を設け、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図っています。当センターでは認定制度に基づく施設の検査を実施しています。

参考)

- ・リサイクル製品認定制度の概要

県内で製造されたリサイクル製品で、規格等について一定の基準を満たすものを「リサイクル認定品」として認定する。

リサイクル製品認定（品目）件数：13 件（H22.3.31 現在）

(2) 産業廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

当センターでは、廃掃法等の定めるところにより、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上である者および特別管理廃棄物の発生量が 50 トン以上であるもの）に対し産業廃棄物の減量化、処分に関する計画の提出およびその実施状況について報告を求めています。

イ 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄、野焼きおよび不適正処理の未然防止と早期発見に努め、より快適で住みやすい環境づくりを図るため「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」を策定し、不法投棄等の情報収集体制や連絡体制を定めています。

当センターにおいても、県関係機関、警察署および市町等による「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」を平成 6 年に設置し、廃棄物の不法投棄や野焼き等の未然防止に努めています。

主な活動

- ・ 6 月の「環境月間」、12 月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心とした意識啓発、市町との合同パトロール
- ・ 県関係機関、警察署および市町等との連携確保
- ・ 不法投棄等連絡員や不法投棄 110 番などによる迅速な情報収集
- ・ 重点監視場所の設定と継続監視
- ・ 夜間および休日パトロール（夜間：86 回 休日：85 回）
- ・ 県警ヘリを利用したスカイパトロール

また、当センターは、廃掃法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、同法に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設設置の許可申請（県知事の許可）の窓口となっており、産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導を行っています。

なお、一般廃棄物処理施設についても県知事許可であるため、許可申請の受付を行っています。

平成 20 年度末におけるそれぞれの許可件数は、表 1～表 3 のとおりです。

(3) その他の廃棄物対策業務

ア PCB 法

PCB を含有しているコンデンサー、変圧器等を保管または使用している事業者からの届出の受理および当該情報の公開を行っています。

- ・ 平成 21 年度末現在届出施設数：144 施設

なお、これらの PCB を含有している廃棄物は、北海道の処理施設において平成 20 年 11 月からその処理が開始されています。

イ 化製場法

家きん畜舎および化製場の設置について許可および届出の受理を行っています。

平成 21 年度末における化製場等の施設数は、表 4 のとおりです。

ウ 自動車リサイクル法

廃自動車の引き取り、フロン類の回収、自動車解体および破碎を行う事業者の登録および許可を行っています。

平成21年度末における登録・許可事業者数は、表5のとおりです。

表1 一般廃棄物処理施設数

H22.3.31 現在

施設種別	平成21年度						19年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
し尿処理施設	1	1				2	2
ごみ処理施設	2	4				6	5
粗大ごみ処理施設	1	1				2	2
最終処分場		1			2	3	3
合計	4	7	0	0	2	13	12

表2 産業廃棄物処理施設数

H22.3.31 現在

施設種別	平成21年度						20年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
汚泥の脱水施設		2				2	2
汚泥の焼却施設	1	2				3	3
中和施設					1	1	1
油水分離施設						0	0
廃油の焼却施設		2				2	2
木くず等の破碎施設	3	8			3	14	15
廃プラの破碎施設		3				3	3
廃プラの焼却施設	2	2	1			5	5
シアンの分解施設						0	0
その他の焼却施設		2	1			3	3
合計	6	21	2	0	4	33	34

表3 産業廃棄物処理業者数

H22.3.31 現在

業種種別	平成21年度							20年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
産廃処分業	14	21			5		40	41
特管産廃処分業	2	3					5	4
産廃収集運搬業	37	74	2	3	24	65	205	206
特管産廃収集運搬業	5	6				30	41	42
合計	58	104	2	3	29	95	291	293

表4 化製場等施設数

H22.3.31 現在

施設種別	平成 21 年度				20 年度 末
	鯖 江 市	越 前 市	越 前 町	合 計	
家きん畜舎	7	9	1	17	17
化製場準用施設		1		1	1
合計	7	10	1	18	18

表5 自動車リサイクル法登録・許可事業者数

H22.3.31 現在

業種種別	平成 21 年度						20 年度 末
	鯖 江 市	越 前 市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	合 計	
引取業	46	79	3	6	18	152	166
フロン類回収業	13	27	3	1	4	48	48
解体業	2	3			1	6	6
破砕業	1	2			1	4	4
合 計	62	111	6	7	24	210	224

3 快適な生活環境の実現

(1) 動物愛護管理行政

ア 動物による危害防止対策

「狂犬病予防法」ならびに「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく犬の収容および犬猫の適正飼育についての指導状況は表1のとおりです。犬猫に関する苦情等の状況は表2のとおりです。苦情件数は毎年微増しており、今後も飼い主のモラル向上を図る等の効果的な対策を図っていきます。

表1 犬猫に関する捕獲等の状況

H22.3.31 現在

区分 年度	捕獲頭数	犬の引取数 (猫の引取数)	返還頭数	犬の一般 譲渡頭数	咬傷件数
19年度	62	72 (226)	17	8	4
20年度	57	56 (191)	14	13	6
21年度	53	42 (211)	33	6 (ボランティア譲渡 8)	6

表2 犬猫に関する苦情等の状況

H.22.3.31 現在

区分 年度	捕獲 依頼	放し飼い 取締依頼	汚物・悪 臭の苦情	鳴き声 の苦情	財産の 侵害	咬傷	その他	合計
19年度	73	36	9	10	2	3	1	134
20年度	74	50	12	17	0	4	2	159
21年度	73	46	6	29	0	6	1	161

イ 動物愛護思想の普及

犬や猫をペットとして飼う家庭が増加し、「動物の愛護及び管理に関する法律」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく動物の管理方法や愛護思想の普及がますます重要となっています。犬猫に関する相談等の状況は表3、動物取扱業施設数は表4のとおりです。相談で多くを占めているのが引取依頼とペットの逸走・預かり情報であることから、飼い主に対する適正な繁殖制限の指導と鑑札によりペットの飼主がわかる措置の指導をしています。平成18年度から動物取扱業が登録制となり、32施設が登録を受けています。

表3 犬猫に関する相談等の状況

H22.3.31現在

区分 年度	引取依頼	負傷・死亡 動物の収容	逸走動物の 問い合わせ	預かり動 物の照会	犬猫の譲 渡希望	その他	合 計
19年度	139	5	76	31	8	0	259
20年度	140	7	90	18	15	2	272
21年度	143	11	104	36	9	2	305

表4 動物取扱業登録および特定動物飼養・保管許可の状況

H22.3.31現在

区分 年度	動物取扱 業施設数	動 物 取 扱 業 の 内 訳					特定動物 飼養許可
		販 売	保 管	展 示	貸 出	訓 練	
19年度	30	21	15	1	1	1	2
20年度	30	22	15	2	0	0	2
21年度	32	23	16	2	0	0	2

VI 地域活動の支援

1 地域支援業務

(1) 地域保健・福祉・環境衛生関係職員等研修事業

多様化する住民ニーズや価値観、ライフスタイルの中で、保健・福祉・環境衛生という住民に密着した身近な課題について、きめ細かく総合的なサービス提供していくためには、地域保健・医療福祉・環境衛生を担うマンパワーの養成が重要です。

そのために、二次医療圏（丹南健康福祉センター管轄）ごとに研修を企画・実施し、地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、保健・福祉・環境衛生関係職員の資質向上を図ることを目的に開催しました。

また、丹南健康福祉センターが地域の健康危機管理の拠点として機能出来るよう所内研修を充実しました。

ア 企画検討委員会

研修に関して、実施計画の策定や評価についての検討を行うために、研修企画検討委員会を設置し、会議を開催しました。

表1 企画検討委員会

日 時	検討内容
平成 21 年 8 月 6 日	平成 20 年度研修実施報告 平成 21 年度研修計画策定について

表2 研修企画検討委員

分 野	職 名
市町 環境衛生分野	職 員
市町 保健分野	職 員
市町 福祉分野	職 員
丹南健康福祉センター	医幹・職員
委員数	9 名

イ 一般研修（基礎研修）

保健・福祉・環境衛生の基礎および専門的知識の習得、サービス提供技術の向上を目的として、研修を開催しました。研修の実施状況は以下のとおりです。

表3 一般研修（基礎研修）内容

実施日・場所	内容	講師	参加数
平成 21 年 9 月 30 日（水） 丹南健康福祉センター 鯖江市庁舎	『相互理解・遂行能力向上研修』 1. 講義 「保健・福祉・環境衛生の 基盤となる公衆衛生」 2. 活動紹介 ① 地域で取り組む環境活動について ② 地域保健と福祉の協働について 3. 情報交換 ～他部門との連携について考えてみよう～ グループワーク・まとめ	講師 丹南健康福祉センター 医幹 武藤 眞 池田町総務政策課 参事 溝口 淳氏 越前市保健福祉部 長寿福祉課 副課長 熊谷 晶子氏	県 5 名 市町 17 名 合計 22 名
平成 21 年 10 月 27 日（火） 丹南健康福祉センター 武生庁舎	『相談対応研修①』 1. 講義 「住民からの苦情をどう受け止め 業務に活かすか」 2. グループワーク	講 師 精神保健福祉士 谷口 里美 氏	県 8 名 市町 5 名 その他 2 名 合計 15 名
平成 21 年 11 月 26 日（水） 丹南健康福祉センター 鯖江市庁舎	『相談対応研修②』 1. 講義 「職員が遭遇する危機とその対応 ～対人業務における ストレスコントロール～」 2. ロールプレイ	講師 福井大学 保健管理センター講師 梅澤 有美子 氏	県 8 名 市町 6 名 その他 3 名 合計 17 名
平成 22 年 3 月 15 日（月） 丹南健康福祉センター 鯖江市庁舎	『平成 2 1 年度地域保健総合推進事業 発表会報告』	講師 丹南健康福祉センター 医幹 武藤 眞 主任 上良 まり子	県 10 名

ウ 実践研修

様々な健康危機に職員が協働して対応出来るよう、「健康危機管理所内研修会」として実践的な研修を企画しました。

表 4 健康危機管理所内研修内容

実施日・場所	内容	講師	参加数
平成 21 年 4 月 24 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	国立保健医療科学院 e-Learning による シミュレーション・トレーニング 『原因不明感染性胃腸炎様疾患の集団 発生に対する保健所の対応』	助言者 丹南健康福祉センター 医幹 武藤 眞	7 名
平成 21 年 6 月 24 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	講義「平常期の情報収集と対応 —環境保全の立場から— ・環境廃棄物対策課の平常業務と 大気汚染に関する緊急対応について	講師 丹南健康福祉センター 環境廃棄物対策課職員	15 名
平成 21 年 7 月 10 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	「原因不明の大規模事象」 ～シミュレーションを通して 具体的対応について学ぶ～	助言者 丹南健康福祉センター 医幹 武藤 眞	11 名
平成 21 年 7 月 23 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	講義「平常期の情報収集と対応 —薬事監視の立場から— ・薬事監視と、毒物・劇物による 健康被害発生時の対応について	講師 丹南健康福祉センター 地域支援室職員	6 名
平成 21 年 8 月 24 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	講義「平常期の情報収集と対応 —食品衛生の立場から— ・食品衛生法に基づく平常時対応と 食中毒対応について説明	講師 丹南健康福祉センター 生活衛生課職員	13 名
平成 21 年 11 月 27 日 丹南健康福祉センター 武生庁舎	「原因不明の大規模事象」 ～シミュレーションを通して 具体的対応について学ぶ～	助言者 丹南健康福祉センター 医幹 武藤 眞	9 名
平成 21 年 11 月 30 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	講義「平常期の情報収集と対応 —感染症対応の立場から— ・感染症発生動向調査と 感染症発生時の対応について	講師 丹南健康福祉センター 健康増進課職員	8 名
平成 21 年 12 月 10 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	「疫学調査の基本と実務」 ～食品由来疾患に対する 具体的対応を学ぶ～	講師 丹南健康福祉センター 環境廃棄物対策課職員	5 名
平成 21 年 12 月 25 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	講義「災害発生時における栄養士の役割」 ・栄養、食生活に関する 住民支援について	講師 丹南健康福祉センター 健康増進課職員	13 名
平成 22 年 3 月 17 日 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	「食品由来のアウトブレイクについて (演習)」	講師 丹南健康福祉センター 生活衛生課職員	13 名

(2) 医師臨床研修・学生指導

表1 医師臨床研修

平成21年度

研修期間		研修病院	人数
1	平成21年4月27日(月)～5月1日(金)	福井県済生会病院	2人
2	平成21年6月1日(月)～6月5日(金)	福井赤十字病院	1人
3	平成21年6月22日(月)、23(火)、26日(金)、 29日(月)、30日(火)	福井赤十字病院	1人
4	平成21年8月24日(月)～8月28日(金)	織田病院	1人
5	平成21年10月26日(月)～10月30日(金)	福井赤十字病院	1人
6	平成21年11月24日(火)～11月30日(月)	福井赤十字病院	1人
7	平成21年11月30日(月)～12月4日(金)	福井県済生会病院	1人
8	平成22年2月1日(月)～2月5日(金)	福井赤十字病院	1人
9	平成22年3月8日(月)～3月12日(金)	織田病院	1人

表2 医療・看護・管理栄養士等学生実習

学校名	平成21年度実績		
	実習期間	実習場所	人数
福井大学医学部 医学科	5月15日～6月26日(周1回 計7回)	鯖江	6人
福井県立大学看護福祉学部 看護学科	4年生 4/22～4/28	鯖江 武生	7人
	3年生 10/5～10/9	鯖江 武生	6人
福井大学医学部 看護学科	4年生 6/8～6/12	鯖江 武生	5人
	4年生 6/22～6/26	鯖江 武生	5人
	3年生 11/24～11/27	鯖江 武生	4人
	3年生 11/30～12/4	鯖江 武生	5人
福井県立看護専門学校	3年生 8/17～8/24の内1人1.5日	鯖江 武生	8人
福井医療技術短期大学 看護学科	3年生 9/4	鯖江	13人
福井市医師会 看護専門学校	2年生 3/11	鯖江	15人

2 社会福祉施設等指導監査業務

(1) 社会福祉施設等指導監査

社会福祉施設・介護保険施設等の適切な運営の確保とサービスの質の向上を図るため、指導監査を実施しています。

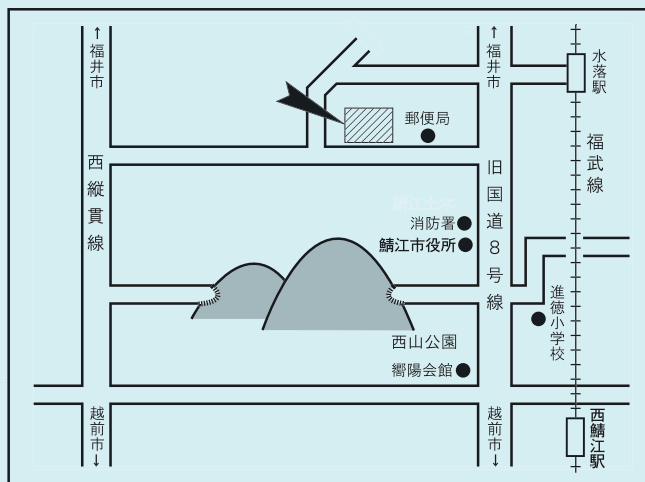
表1 社会福祉施設等の指導監査実施数

平成21年度

施設種別	児童福祉施設	養護老人ホーム 軽費老人ホーム	介護保険施設・事業所	障害者福祉施設 (旧法施設)	障害福祉サービス事業所 (障害者自立支援法)
実施数	29	5	127	7	20

案内図

【丹南健康福祉センター】



住 所：鯖江市水落町1丁目2-25

電 話：0778-51-0034

F A X：0778-51-7804

E-mail：t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp

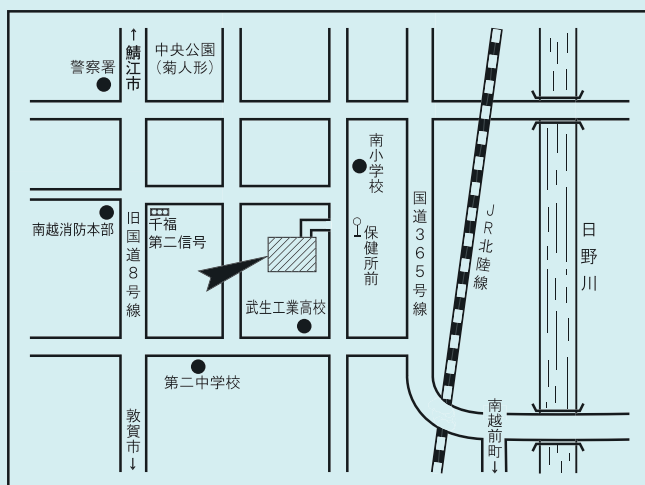
乗り物：福鉄電車（福武線）

水落駅下車 徒歩5分

鯖江市つつじバス（中央線）

鯖江郵便局下車 徒歩1分

【丹南健康福祉センター武生福祉保健部】



住 所：越前市文京2丁目13-39

電 話：0778-22-4135

F A X：0778-22-5660

乗り物：

福井鉄道バス（王子保・河野線）

保健所前下車 徒歩3分

市民バス「のろっさ」（市街地循環南ルート）

丹南健康福祉センター下車 徒歩1分

平成22年10月 発行

丹南の健康福祉



編集・発行 福井県丹南健康福祉センター